

令和5年第1回定例会

新十津川町議会定例会会議録

令和5年3月8日 開会

令和5年3月17日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

令和5年第1回新十津川町議会定例会

令和5年3月8日（水曜日）

午前10時開会

◎議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会運営委員長報告
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
 - 1) 事務報告
 - 2) 閉会中における委員会所管事務調査（審査）報告
 - 3) 例月現金出納検査結果報告
 - 4) 一部事務組合議会報告
- 第5 行政報告
- 第6 教育行政報告
- 第7 議案第4号 新十津川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第8 議案第5号 新十津川町多子世帯子育て支援に関する条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第9 議案第6号 新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第10 議案第7号 令和4年度新十津川町一般会計補正予算（第12号）
(内容説明まで)
- 第11 議案第8号 令和4年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
(内容説明まで)
- 第12 議案第9号 令和4年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
(内容説明まで)
- 第13 議案第10号 令和4年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
(内容説明まで)
- 第14 議案第11号 令和4年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
(内容説明まで)
- 第15 議案第12号 工事請負契約の締結について
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第16 議案第13号 新十津川町道路線の認定及び変更について
(内容説明まで)
- 第17 一般質問

◎出席議員（10名）

2番	村井利行君	3番	進藤久美子君
4番	鈴井康裕君	5番	小玉博崇君
6番	杉本初美君	7番	西内陽美君
8番	長谷川秀樹君	9番	長名實君
10番	安中経人君	11番	笹木正文君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君
総務課長	寺田佳正君
住民課長	長島史和君
保健福祉課長	坂下佳則君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	小松敬典君
建設課主幹	千石哲也君
会計管理者	内田充君
教育委員会事務局長	鎌田章宏君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	窪田謙治君
--------	-------

◎開会の宣告

○議長（笹木正文君） 新型コロナウイルス感染症の感染も終息しつつあり、3月13日からマスクの着用については個人の判断に委ねられることとなり、また、5月8日には現在の2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類に移行することが決まっておりますが、今定例会は第4回定例会と同様に、マスクの着用や手指の消毒など基本的な感染症対策を継続しながら取り進めてまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、定例会の初日は町民憲章を朗唱するのが通例でございますが、これを割愛しまして、ただいまから令和5年第1回新十津川町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎報告

○議長（笹木正文君） 開議に先立ちまして、報告をいたします。

全国町村議会議長会表彰規定に基づく自治功労者で、町村議会議員として15年以上在職し、功労のあった者として、私、笹木正文が、去る2月8日に開催された全国町村議会議長会定期総会において表彰されましたことを報告いたします。

◎開議の宣告

○議長（笹木正文君） ただいま出席している議員は、10名であります。

定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、2番、村井利行君。3番、進藤久美子君。兩名を指名いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（笹木正文君） 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

報告を求めます。

西内議会運営委員長。

〔議会運営委員長 西内陽美君登壇〕

○議会運営委員長（西内陽美君） おはようございます。議長のご指示がございましたので、議会運営委員長報告を申し上げます。

去る令和5年3月3日午前10時から10時43分まで、役場3階委員会におきまして、議会運営委員会を開催いたしました。

出席者は記載のとおりでございます。

説明員といたしまして、小林副町長、寺田総務課長にご出席をいただきました。
協議結果でございます。

1、令和5年第1回町議会定例会の会期は、議案等を考慮し、本日3月8日から3月17日までの10日間といたしたいとするものでございます。

2、日程につきましては、裏面に記載のとおり取り進めるものでございます。

3、付議案件は、令和4年度に係る条例の一部改正3件、令和4年度会計補正予算5件、令和5年度に係る条例の制定4件、令和5年度に係る条例の一部改正7件、令和5年度会計予算4件、工事請負契約の締結1件、町道路線の認定及び変更1件、指定管理者の指定1件、人事案件1件の計27件である旨、総務課長から説明を受けてございます。

4、一般質問の通告は、お一人から1件を受理してございます。

5、定例会における新型コロナウイルス感染症予防対策につきましては、令和4年第4回町議会定例会に準じて実施することにいたしますので、各位のご協力をお願い申し上げます。

6、請願、陳情等の受理状況について、3月2日現在、陳情3件を受理している旨、議会事務局長から報告を受け、内容を精査いたしまして、議長預かりとして処理をさせていただきます。

7、議員発議による議案は1件あり、次のとおり定例会最終日に上程いたします。件名は、新十津川町議会の個人情報保護に関する条例の制定についてでございます。

以上申し上げます、議会運営委員長報告といたします。議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会期の決定

○議長（笹木正文君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、先ほどの議会運営委員長報告のとおり、本日から3月17日までの10日間といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月17日までの10日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（笹木正文君） 日程第4、諸般の報告を行います。

1番の事務報告、2番の閉会中における委員会所管事務調査審査報告、3番の例月現金出納検査結果報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、4番の一部事務組合議会報告ですが、西空知広域水道企業団議会、中空知広域市町村圏組合議会、滝川地区広域消防事務組合議会、石狩川流域下水道組合議会、中空知衛生施設組合議会、空知教育センター組合議会、空知中部広域連合議会及び中・北空知廃棄物処理広域連合議会の報告は、お手元に配付のとおり出席議員から報告書が提出され、資料が所定の棚に保管していることから、それを報告に代えさせていただきますので、後ほ

どお目通しをお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わり報告済みといたします。

◎行政報告

○議長（笹木正文君） 日程第5、行政報告を行います。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは議長のお許しをいただきましたので、令和4年第4回定例会以降における行政報告を申し上げます。お手元に資料を配付してございますので、主だったものを口頭で付け加えさせていただきたいと思っております。

最初に総務課の関係でございます。

表彰です。

12月14日、ご母堂様の生前のお礼として、町に多額のご寄附を頂きました、小畑人士様、小畑力也様に、2月21日、同じく、ご母堂様の生前のお礼として、町に多額のご寄附を頂きました、宮野善良様に、それぞれ新十津川町表彰条例に基づき感謝状を贈呈いたしました。

また、1月27日には社会貢献活動として、町道における支障木の伐木及び剪定作業を行っていただきました株式会社但野三興様に、新十津川町表彰条例に基づき感謝状を贈呈いたしました。

多年にわたり自衛隊への援護、支援、広報活動にご尽力されたご功績により、遠藤ユリ様に防衛大臣より感謝状が贈られ、12月28日にそのご報告を受けたところでございます。

母県との交流であります。

3月5日、全国の奈良県人会の会員が一堂に会し奈良県で開催される奈良県人会全国大会に招待を受け、奈良を故郷とする方々や奈良にゆかりのある方々と交流、親交を深めてまいりました。

2ページになります。

北海道応援大使プロジェクトでございます。

2月10日、北海道日本ハムファイターズの新球場であるエスコンフィールドにおいて、北海道応援大使プロジェクトにおける対象市町村が発表され、本町も含め、北海道ボールパーク連携協議会の加盟市町村が選ばれました。今後は、北海道日本ハムファイターズと連携し、エスコンフィールドを活用した町のPRなど、様々な事業を展開をしてまいります。

消防関係であります。

12月1日から2月28日までに町内の出動件数は、火災による出動が2件、救急出動が85件、その他危険排除等の出動が0件でありました。なお、避難訓練の実施はありませんでした。

昨年一年間の消防の出動は、火災件数が4件で、いずれも建物火災でありました。このほか、滝川地区広域消防事務組合火災出動指令により、新十津川支署から7回、組合構成市町に出動をいたしました。救急出動件数は317件、搬送人員は283人で、前年と比べ出動件数で98件、搬送人員で79人の大幅な増となってまいりました。新十津川町の事故種別で

は、急病が223件で最も多く、次いで一般負傷が42件、次に交通事故が20件でありました。

1月7日、令和5年新十津川消防出初式が実施され、消防職員、消防団員など約100人が参加し、観閲の後、消防職員及び消防団員並びに消防車両9台による分列行進が行われました。

次に、住民課の関係であります。

人口動態であります。

下から4行目から申し上げます。令和4年1月から12月までの一年間の人口動態は、自然動態としては出生数25人、死亡者数112人で87人の減少となり、社会動態としては転入者159人、転出者190人で31人の減少となりました。令和4年全体では118人の減少でございます。

4ページ上段です。

マイナンバーカードの交付状況です。

1月31日現在、マイナンバーカードの申請者数は4,925件、申請率は75.6パーセント、交付枚数は4,197枚、交付率は64.5パーセントで、前年同期と比べ1,760枚、27.3ポイントの増加となっております。

次に、6ページ、保健福祉課の関係でございます。

7ページの子ども生活応援事業であります。

2月28日現在の得きっずカードの交付世帯数は、対象世帯数514世帯に対して502世帯で、交付率は97.7パーセントとなっております。得きっずカードを持っている方には、2か月に一度買い物累計額に応じて割増ポイントを付与しており、12月に98万1,891ポイントを、2月には114万2,741ポイントを付与してございます。

8月31日から1月31日までにおいて、原油価格、物価の高騰に対する子育て世帯への生活応援として、子ども1人当たり1万円の得きっずカードポイントを累計912人分、計912万ポイントを501世帯に付与し、1月31日の有効期限までに使用されたポイント数は877万8,797ポイントで、使用率は96.3パーセントでございます。

次、8ページの中ほどです。

価格高騰緊急支援臨時特別給付金事業です。

コロナ禍における電気、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きいとされる低所得世帯に対する生活支援のため、非課税世帯等に対し、臨時特別給付金として、1世帯につき5万円を給付しました。2月28日現在における給付実績は831世帯、計4,155万円となっております。

9ページの上になります。

冬期生活助成事業。

灯油価格の高騰を踏まえ、高齢者世帯等の経済的負担軽減を図るため、当該世帯に対し冬期間の暖房費用の一部助成として、1世帯につき1万2千円分の商品券を支給いたしました。2月28日現在における助成実績は、高齢者世帯98世帯、障がい者世帯26世帯、ひとり親世帯10世帯の計134世帯、計160万8千円となっております。

社会福祉施設等物価高騰対策事業です。

医療、福祉サービスを行う事業所が、原油価格、物価高騰による経費増嵩によって運営に多大な影響を受けていることから、その負担軽減を図り、医療、福祉サービスが継続的

に提供されるようにするため、事業所を運営する法人及び個人に対し、サービスの提供内容に応じて交付金を交付いたしました。申請期限を1月31日として、交付実績は13事業所、計1,412万2千円となっております。

少し飛びまして12ページ、産業振興課関係でございます。

令和5年産米生産の目安であります。

本町に示された令和5年産主食用米の生産の目安は、数量が約1万8,255トン、面積換算値が3,219ヘクタールであり、令和4年産と比較すると、数量で約772トンの増加、面積換算値は116ヘクタールの増加となっております。

これを受け、2月17日の地域農業再生協議会を経て、令和5年産米の生産の目安について、各農事代表者に説明を行い、作付の推進方針など農業者へ示されたところでございます。

13ページの中ほどの熱供給センター等を活用した環境学習であります。

熱供給センターを活用した取組みとして、3月6日に小学6年生を対象とした環境学習を実施いたしました。町内の木材が町内の工場でチップとなり、ふるさと公園内施設の熱源となるまでの様子について、施設見学による説明を行ったところでございます。

15ページになります。

観光PRの中で、本町の応援大使第1号を務められた亡き西村京太郎さんの本葬儀並びにお別れの会が3月1日に執り行われ、母村十津川村の小山手村長と共に参列してまいりました。当日は、多くの方々が参列される中、文学界における偉大な功績や温かいその人柄を偲びますとともに、札沼線と新十津川を題材にした十津川警部シリーズの執筆や、その後テレビドラマ化に発展したことなどで、本町の全国的なPRに多大なお力添えを賜りましたことへの感謝を込め、ご冥福を祈って参りました。

16ページになります。

建設課の関係でございます。

今シーズンは例年と比較し降雪量が多く、本町の2月28日現在における除雪センターで計測をした降雪量は789センチメートルで、平均より32センチメートル多く、また、積雪深は124センチメートルで、平均より16センチメートル多くなっております。

今シーズンの除雪作業は、12月1日の一斉出動以降36回で、平均より5回の増となっております。排雪作業につきましては、第1回目を12月26日から、第2回目を2月10日から3月上旬まで実施をしてまいりました。

以上を申し上げ、令和4年第4回定例会以降における主だった行政報告とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 以上をもちまして、行政報告を終わります。

◎教育行政報告

○議長（笹木正文君） 日程第6、教育行政報告を行います。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） おはようございます。議長のご指示をいただきましたので、令和4年第4回定例会以降における教育行政報告を申し上げます。

お手元の教育行政報告により、主なものを申し上げます。

最初に、教育委員会関係ですが、12月の町議会定例会以降、教育委員会を定例会3回、臨時会1回開催しております。

2月7日の定例会では、報告3件と議案1件の説明を行いました。

報告第7号では、令和4年度全国体力、運動能力、運動習慣等調査結果について報告いたしました。この調査は、毎年小学5年生と中学2年生を対象に7月末までに50メートル走など8項目の実技を行うものでありまして、小学5年男子は、反復横とび、20メートルシャトルラン、立ち幅跳び、ソフトボール投げの4種目で全道、全国を上回り、握力が同程度、また、女子につきましては、ソフトボール投げが全国、全道同程度で、以外の種目は下回りました。

中学2年生につきましては、男子は、握力で全道、全国同程度、女子は、握力が上回り、上体起こしが同程度、以外の種目は、男女とも下回る結果となりました。

また、議案1号の新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正について及び3月2日の臨時会で、議案第2号、ふるさと公園内体育施設に係る指定管理者の選定については、内容の説明を行い、本町議会定例会に議案を上程することについて議決をいただきました。

次に、総合教育会議ですが、町長主宰の総合教育会議が2月7日に開催され、教育委員と共に出席し、令和5年度における重点施策案について承認されました。

続きまして、小中学校関係ですが、2ページをお開き願います。

令和5年度の小、中学校学級編成見込みでございますが、普通学級は、小、中学校とも1学年2クラスとなり、特別支援学級は、小学校の言語学級がなくなり、今年度の6学級から5学級となります。

小学校関係ですが、1月31日に保護者のみによる新入学児童の入学説明会を行いました。なお、入学予定者は現在のところ45人となっております。昨年の61人と比較いたしますと16人少ない状況でございます。

3月2日に6年生の卒業祝を兼ねて、4年ぶりにバイキング給食を実施いたしました。

中学校関係ですが、3月2日、3日の両日、北海道立高等学校入学者選抜学力検査が行われました。受験した高校につきましては、3ページの表のとおりでございます。空知北学区内の受験校につきましては、新十津川農業4人、滝川15人、滝川西18人、滝川工業1人、砂川3人の41人となっております。北学区以外の私立高校を含めて受験するものは5人となっております。なお、合格発表は17日に行われます。

続きまして、4ページをお開き願います。

農業高校関係ですが、3月1日に第71回卒業証書授与式が厳粛な中に行われ、28人が卒業いたしました。うち本町出身者は2人でございます。

卒業生の進路の状況であります。5ページの表のとおり、進学が12人、就職が16人となっております。うち1人は町内の明和会に介護支援員として就職いたします。卒業生全員の進路が決定しております。

次に、令和5年度の入学出願状況でございますが、40人定員のところ31人の出願希望で、倍率は0.8倍でございます。受験者は昨年より1人減となっております。

次に、給食センター関係でございます。

給食センターにつきましては、今年度も1月30日と2月27日に雨竜町より令和4年産米

ななつぼし1,400キログラムを寄贈頂きました。

特別給食でございますが、1月24日に昨年の11月25日に北海道経済連合会と株式会社北洋銀行が実施する「おにぎりアイデアコンテスト2022」で応募作品110点のうち、準大賞を受賞した新十津川農業高校のラム肉のポークチャップ風セルフおにぎりを農業高校生と新十津川町、雨竜町の小中学校へ学校給食で提供いたしました。

続きまして、7ページをお開き願います。

子ども会育成者連絡協議会関係でございますが、2月の19日に令和4年度北海道子どもかるた大会が札幌市で3年ぶりに開催され、町内大会、空知大会で優勝した本町の小学生と中学生チームが出場し、小学生チームの魁が16チームが出場したトーナメント戦で見事初優勝いたしました。

続きまして、女性団体連絡協議会の関係ですが、8ページをお開きいただき、日頃の町内各地区と一体となった男女共同参画の取組みや、公共施設に設置する花壇の花植え、さらには、ふるさとまつりや雪まつりなどのイベント参加など地域活動が高く評価され、2月1日決定の空知教育局長からの空知管内教育実践表彰状の授与が本日午後、ゆめりあで行われます。

続きまして、そっち岳スキー場ですが、今年度のリフト乗車人数は21万8,611人で前年度よりも3万6,058人増となっています。なお、昨年度は、新型コロナウイルス感染症対策で2月15日から3月14日までクローズしてございました。

ふるさと公園内体育施設の指定管理者指定についてですが、3月2日の第1回教育委員会臨時会で、指定管理者の候補者として、特定非営利活動法人新十津川町スポーツ協会を候補者とするについて承認をいただきました。

9ページに移りまして、はたちを祝う会の開催ですが、1月8日にゆめりあで、はたちを祝う会を挙行いたしました。昨年4月の民法改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられましたが、大学受験や就職活動を控える18歳ではなく、今まで同様人生の節目となる20歳の年に名称を変更して行う初めての年となり、出席した57人は、議員各位ほかご来賓の祝福をいただきました。

続きまして、母村交流でございますが、2月23日から25日までの間、青年5名、青年の勤務先は、町職員が3名、JAピンネ職員が2名でございます。が母村に訪問し、本町の生い立ちや、平成23年に起きた紀伊半島大水害からの復興状況、また、青年協議会活動報告などを通じて、双方の絆を深めてまいりました。

10ページをお開きいただき、ピアノですが、2月の12日に第13回バッハコンクール全国大会が東京都小平市で行われ、新小5年の伊東美織さんが、小学5、6年生の部門で金賞を受賞いたしました。金賞の受賞者は275人中27人で、うち道内は伊東さんを含めて4人の受賞であります。

続きまして、スラックラインですが、新中3年の山森さほさんが、昨年11月に千葉県浦安市で開催されたYUKIMI CUP2022全国大会で準優勝となり、2月の15日に空知管内輝く児童生徒として決定し、女性団体連絡協議会同様に、空知教育局長から表彰状の授与が本日午後ゆめりあで行われます。なお、この表彰につきましては、昨年度まで空知管内学校スポーツ・文化活動表彰の名称でございましたが、表彰対象者の活動の幅が広がったことから、今年度から表彰名が改められております。

11ページに移りまして、高齢者生きがい活動関係ですが、地域福祉、社会教育連携事業として、12月の15日に改善センターですまいるあっぷリアル野球盤選手権大会を社会福祉協議会と教育委員会で行い、中央区と大和区の老人クラブ会員42人が交流を図りました。

また、ふるさと学園大学ですが、3月の2日にゆめりあで修了式を行い68人が出席し、全8回の講義のうち6回以上の講義を受講された40人の学生に修了表彰を授与いたしました。

以上をもちまして、令和4年第4回定例会以降における教育行政報告とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 以上をもちまして、教育行政報告を終わります。

◎日程変更

○議長（笹木正文君） お諮りいたします。

日程の順序を変更し、日程第7、一般質問を午後1時から行うこととして、午前中は日程第8以降を先に審議したいと思います。

これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、日程第7、一般質問を午後1時から行うこととして、午前中は日程第8以降を先に審議することに決定をいたしました。

◎議案第4号の上程、内容説明

○議長（笹木正文君） それでは、日程第7、議案第4号、新十津川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程をいただきました議案第4号、新十津川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について。

新十津川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号の利用又は特定個人情報の提供をすることができる事務等として条例で定めるものについて見直しを行うため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

本議案につきましては、マイナンバーの制度において社会保障、地方税、防災に関する事務等にあつて、各地方公共団体が条例で定める事務、いわゆる独自利用事務について個人番号を利用することができるかとされており、この事務について見直しを行う必要

が生じたので、本条例の一部を改正を行うものとなります。

お手元に配付してございます新旧対照表 1 ページ、2 ページも併せてご参照願います。

別表第 1、別表第 2、別表 3 の改正で、それぞれ個人番号の利用範囲、特定個人情報の提供できる場合について定めるものとなりますが、不妊治療費用助成に関する事務においてマイナンバーカードを使用する必要がなくなったこと、私立幼稚園就園奨励費交付の事務がなくなったことにより、独自利用事務から削除する改正でございます。

議案にお戻りいただきまして、1 ページ附則で、この条例は公布の日から施行をしたいとするものでございます。

以上申し上げ、提案理由と内容の説明といたします。よろしくご審議の上、議決賜りたくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第 4 号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第 5 号の上程、内容説明

○議長（笹木正文君） 日程第 8、議案第 5 号、新十津川町多子世帯子育て支援に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程をいただきました議案第 5 号、新十津川町多子世帯子育て支援に関する条例の一部改正について。

新十津川町多子世帯子育て支援に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。提案理由でございます。

この条例の失効に際し、経過措置として、現に助成等の対象者であって認定を受けているものについて、令和 9 年 3 月 31 日までの間、引き続き助成等を行うこととするため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。新旧対照表 3 ページをご参照願いたいと思います。

提案理由のとおり、この条例を失効いたしますが、経過措置として、現在、この多子世帯として助成を受けている方々に対して不利益が生じないように、令和 9 年 3 月 31 日まで経過措置を設けることとしてございます。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第 5 号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第 6 号の上程、内容説明

○議長（笹木正文君） 日程第 9、議案第 6 号、新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程をいただきました議案第6号、新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正について。

新十津川町奨学金等貸付条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由。

新型コロナウイルス感染症による奨学生又はその保護者への経済的影響を考慮し、奨学金の限度額を増額する特例措置の期間を延長するため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。新旧対照表5ページも併せてご参照願います。

附則第3項中、令和5年3月を令和6年3月まで1年延長し、新型コロナウイルス感染症に係る経済的影響を1年延長をするものでございます。

以上、提案理由と内容の説明といたします。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第6号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで、11時まで休憩といたします。

（午前10時45分）

○議長（笹木正文君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

（午前11時00分）

◎議案第7号の上程、内容説明

○議長（笹木正文君） 日程第10、議案第7号、令和4年度新十津川町一般会計補正予算第12号を議題といたします。

提案者の提案理由を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第7号、令和4年度新十津川町一般会計補正予算第12号。

令和4年度新十津川町一般会計補正予算第12号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,900万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億2,005万9千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

継続費の補正。

第2条、継続費の変更は、第2表継続費補正による。

繰越明許費の補正。

第3条、繰越明許費の追加は、第3表繰越明許費補正による。

債務負担行為の補正。

第4条、債務負担行為の追加及び変更は、第4表債務負担行為補正による。
地方債の補正。

第5条、地方債の変更は、第5表地方債補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただいま上程いただきました議案第7号、令和4年度新十津川町一般会計補正予算第12号につきまして、内容の説明を申し上げます。

16ページ、17ページをお開き願いたいと思います。歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみ申し上げます。

総括、歳入。

1款、町税。補正額771万8千円の増額。内訳は、町民税で1,068万2千円の減額、固定資産税で1,073万円の増額、軽自動車税で81万3千円の増額、町たばこ税で638万2千円の増額、入湯税で47万5千円の増額でございます。計5億5,707万8千円。

2款、地方譲与税。補正額37万7千円の増額で、交付税額の確定によるものでございます。計1億1,507万円。

6款、法人事業税交付金。補正額700万円の増額で、交付額確定によるものでございます。計1,100万円。

7款、地方消費税交付金。補正額2,200万円の増額で、交付額の確定によるものでございます。計1億5,500万円。

9款、国有提供施設等所在市町村助成交付金。補正額5万6千円の増額で、交付額確定によるものでございます。計35万6千円。

10款、地方特例交付金。補正額262万4千円の増額で、交付額の確定によるものでございます。計762万4千円。

11款、地方交付税。補正額4億13万3千円の増額で、交付額確定によるものでございます。計33億8,513万3千円。

13款、分担金及び負担金。補正額39万3千円の減額で、内訳は、32ページ、33ページのとおりでございます。計5,577万2千円。

14款、使用料及び手数料。補正額236万円の増額で、内訳は、34ページ、35ページのとおりでございます。計1億2,477万5千円。

15款、国庫支出金。補正額4,554万円の減額で、内訳は、36ページから39ページのとおりでございます。計7億2,695万6千円。

16款、道支出金。補正額147万3千円の減額で、内訳は、40ページから43ページのとおりでございます。計5億6,881万5千円。

17款、財産収入。補正額299万7千円の増額で、内訳は、44ページ、45ページのとおりでございます。計6,511万6千円。

18款、寄附金。補正額5,997万円の減額は、ふるさと応援寄附金6,000万円の減額、教育

振興寄附金3万円の増額によるものでございます。計9,003万1千円。

19款、繰入金。補正額2億8,052万円の減額で、財源調整によるものでございます。計5億9,654万8千円。

20款、繰越金。補正額955万6千円の増額、計1億9,000万円。

21款、諸収入。補正額19万円の減額で、52ページから57ページのとおりでございます。計2億8,971万7千円。

22款、町債。補正額1億226万8千円の増額で、58ページから61ページのとおりでございます。計9億7,176万8千円。

歳入合計、補正額1億6,900万3千円の増額、計79億2,005万9千円となります。

続きまして、歳出でございます。

1款、議会費。補正額43万1千円の減額、計5,311万5千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。

2款、総務費。補正額2億5,869万2千円の減額、計11億1,249万8千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金88万8千円、地方債1,140万円の減額、その他1億37万1千円の減額、一般財源3億6,957万5千円でございます。

3款、民生費。補正額1,935万8千円の減額、計10億5,248万3千円。財源内訳は、特定財源で国の支出金3,102万8千円の減額、地方債1,890万円、その他4,303万円の減額、一般財源3,580万円でございます。

4款、衛生費。補正額5,790万1千円の減額、計5億5,284万4千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金1,542万6千円の減額、地方債170万円、その他5,065万円の減額、一般財源は647万5千円でございます。

6款、農林水産業費。補正額1,316万2千円の減額、計6億6,588万6千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金324万9千円の減額、地方債700万円、その他661万8千円の減額、一般財源1,029万5千円の減額でございます。

7款、商工費。補正額622万3千円の減額、計7億5,214万9千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金1万円、地方債1億2,760万円の減額、その他1,104万9千円の減額、一般財源は1億2,278万4千円の減額でございます。

8款、土木費。補正額2,116万5千円の減額、計8億9,109万7千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金27万3千円、地方債2,530万円、その他1,431万1千円の減額、一般財源は3,242万7千円の減額でございます。

9款、消防費。補正額1,454万3千円の減額、計2億348万6千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金90万円、その他38万5千円、一般財源は1,582万8千円の減額でございます。

10款、教育費。補正額3,088万6千円の減額、計7億9,480万4千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金64万6千円、地方債140万円の減額、その他1億1,144万7千円の減額、一般財源8,131万5千円でございます。

11款、災害復旧費。補正額はございませんが、92万1千円の財源更正を行ってございます。

12款、公債費。補正額1億1,416万3千円、計9億8,825万7千円。財源内訳は特定財源で、その他22万円の減額、一般財源1億1,438万3千円でございます。

13款、職員費。補正額4,018万3千円の減額、計8億640万5千円。財源内訳は、一般財源4,018万3千円の減額でございます。

歳出合計、補正額1億6,900万3千円、計79億2,005万9千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金4,698万6千円の減額、地方債1億6,700万円、その他3億3,753万2千円の減額、一般財源は3億8,652万1千円でございます。

14ページにお戻り願いたいと思います。

第2表で継続費補正についてご説明を申し上げます。

変更でございます。

款、2款総務費、項、1項総務管理費、事業名、庁舎建設事業（外構工事その2）。

変更のある部分について申し上げます。

補正前総額7,287万5千円、令和4年度、年割額7,287万5千円が、補正後総額6,781万5千円、令和4年度、年割額6,781万5千円に変更となるものでございます。これは、入札執行残に基づく変更でございます。

次、款、10款教育費、項、4項社会教育費、事業名、農村環境改善センター改修事業。

変更のある部分のみ申し上げます。

補正前総額3億5,838万2千円、令和4年度、年割額2億4,654万5千円。補正後総額3億5,818万2千円、令和4年度、年割額2億4,634万5千円。これも、入札執行残に基づく変更でございます。

続きまして、第3表で繰越明許費補正についてご説明を申し上げます。

追加でございます。

款、4款衛生費、項、1項保健衛生費、事業名、新型コロナウイルス予防接種事業、金額110万円。これは、令和4年度に要した接種費用で、支出が令和5年度になるものに対して繰越明許費補正するものでございます。

次、款、6款農林水産業費、項、1項農業費、事業名、肥料価格高騰緊急対策事業、金額800万円。これは、春季肥料分の助成金分を繰り越すものでございます。

次に、第4表で債務負担行為補正についてご説明を申し上げます。

追加でございます。

事項、ふるさと公園内体育施設管理業務（令和5年度から令和9年度まで）、期間、令和4年度から令和9年度まで、限度額、ふるさと公園内体育施設の管理に係る指定管理者との協定に基づく額。これは、議案第29号で上程いただいております指定管理者の指定に係る委託料を債務負担行為補正するものでございます。なお、指定管理期間は、令和5年度から5年間でございますが、指定管理者との基本協定を締結するのが本年度中であることから、期間を令和4年度からとしてございます。

次、変更でございます。

事項、北海道知事・北海道議会議員選挙ポスター掲示場設置維持管理業務、変更前200万円、変更後232万1千円。これは、当該業務に係る不足分を補正するものでございます。

続きまして、15ページをご覧願います。

第5表で地方債補正についてご説明をいたします。

変更でございます。変更のある部分について申し上げます。

起債の目的、庁舎建設事業債、補正前限度額6,420万円、補正後限度額5,980万円。これ

は、費用の確定によるものでございます。

次、起債の目的、過疎地域持続的発展特別事業債、補正前限度額8,910万円、補正後限度額1億2,870万円。これは、過疎債ソフト分の発行可能額の確定によるものでございます。

次、起債の目的、保育園運動場整備事業債、補正前限度額300万円、補正後限度額290万円。これは費用の確定によるものでございます。

次、起債の目的、ゴミ処理施設整備事業債、補正前限度額490万円、補正後限度額660万円。これも費用の確定によるものでございます。

次、起債の目的、ふるさと公園再整備事業債、補正前限度額3億430万円、補正後限度額4億3,190万円。これは、起債見込み額の確定によるものでございます。

次、起債の目的、道路改良事業債、補正前限度額4,980万円、補正後限度額5,920万円。

次、起債の目的、橋梁長寿命化事業債、補正前限度額1,030万円、補正後限度額720万円。

次、起債の目的、公営住宅建設事業債、補正前限度額800万円、補正後限度額640万円。

次、起債の目的、小学校空調設備整備事業債、補正前限度額3,830万円、補正後限度額3,410万円。

次、起債の目的、農村環境改善センター改修事業債、補正前限度額1億6,230万円、補正後限度額1億6,510万円。

次、起債の目的、現年度発生単独災害復旧事業債、補正前限度額200万円、補正後限度額130万円。これらは、いずれも費用の確定によるものでございます。

次、起債の目的、臨時財政対策債、補正前限度額1億円、補正後限度額3,526万8千円。これは、発行可能額の確定によるものでございます。

続きまして、歳出の補正内容をご説明申し上げます。

歳出の内容につきましては、別添資料で歳出一覧表を配付させていただいてございます。資料には右端の欄に補正理由が記載してございますので、ご参考にしていただければと思っております。

なお、補正理由欄に実績見込みによる減額と記載してございます事業は、実績見込みで執行残が発生するため、それを減額補正するものでございますので、説明を省略させていただきます。

また、補正額がゼロの事業は財源更正によるもので、資料に記載してございますので、ご参考にしていただければと思っております。

それでは、66ページ、67ページをお開き願いたいと思います。

2款1項3目財産管理費。事業番号13番、公共施設整備基金積立金3億9,949万9千円。これは、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の改修更新を適切な時期に遅滞なく実施できるようにするため、基金原資を積み立てるものでございます。

次、76ページ、77ページをお開き願います。

3款1項2目高齢者福祉費。事業番号17番、認知症総合支援事業8万1千円。これは、空中部広域連合予算の初期集中支援事業に係る共通経費の増額に伴う、本町分負担金額の増によるものでございます。

3款1項3目障害者福祉費。事業番号1番、障害者自立支援事業2,484万8千円。これは、障害者介護給付及び障害児通所給付に係る受給者の増及び実日数の増に伴う、給付給

付費の増によるものでございます。

事業番号5番、地域生活支援事業13万8千円。これは、日中一時支援事業の受給者が1名増となったことから、それによる増額補正でございます。

78ページ、79ページをお開き願います。

事業番号13番、子ども夢基金積立金16万1千円。これは、利息分を積み立てるものでございます。

次、86ページ、87ページをお開き願います。

6款1項2目農業振興費。事業番号3番、次世代農業推進支援事業585万4千円。これは、農業者のスマート農業機器導入申請で、農薬散布用ドローンや自動操舵機器の申請が当初よりも増えたことから不足分を補正計上するものでございます。

88ページ、89ページをお開き願います。

2項1目林業振興費。事業番号12番、森林環境譲与税基金積立金41万5千円。これは、当該剰余金交付金の増によるものでございます。

次、92ページ、93ページをお開き願います。

8款2項1目道路維持費。事業番号5番、冬季除排雪事業2,000万円。これは、今冬の降雪状況に類似する過去の除雪稼働実績などを勘案し、推計した除雪の経費の不足分を補正計上するものでございます。

112ページ、113ページをお開き願います。

12款1項1目元金。事業番号1番、地方債償還元金1億1,640万3千円。これは、歳入に余剰が見込まれることから、地方債の繰上償還を行うものでございます。

以上、一般会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第7号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第8号の上程、内容説明

○議長（笹木正文君） 日程第11、議案第8号、令和4年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第2号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第8号、令和4年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第2号。

令和4年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,462万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億7,222万2千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただいま上程いただきました議案第8号、令和4年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第2号の内容をご説明申し上げます。

120ページ、121ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみ申し上げます。

総括、歳入。

1 款、国民健康保険税。補正額197万3千円の減額で、一般被保険者国民健康保険税の減によるものでございます。計1億5,465万4千円。

4 款、繰入金。補正額1,854万2千円の減額で、これは、保険基盤安定繰入金、その他、一般会計繰入金及び国民健康保険事業基金繰入金の減額によるものでございます。計7,437万5千円。

5 款、繰越金。補正額73万7千円の増額、計73万8千円。

6 款、諸収入。補正額1,227万4千円の増額で、広域連合支出金の増額によるものでございます。計3,563万8千円。

歳入合計、補正額746万8千円の減額、計2億6,722万2千円でございます。

続きまして、歳出。

1 款、総務費。補正額745万4千円の減額、計2億6,607万3千円。財源内訳は、特定財源、その他で1万4千円の減額、一般財源728万9千円の減額でございます。

2 款、基金積立金。補正額1万4千円の減額、計33万円。財源内訳は、特定財源、その他で1万4千円の減額でございます。これらは実績見込みによる減額でございます。

歳出合計、補正額746万8千円、計2億6,722万2千円。財源内訳、特定財源、その他17万9千円の減額、一般財源728万9千円の減額でございます。

以上、国民健康保険特別会計の補正内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第8号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第9号の上程、内容説明

○議長（笹木正文君） 日程第12、議案第9号、令和4年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題といたします。

提案者の提案理由を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第9号、令和4年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号。

令和4年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,077万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,307万1千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただいま上程いただきました議案第9号、令和4年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

132ページ、133ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみ説明を申し上げます。

総括、歳入。

1款、後期高齢者保険料。補正額1,032万7千円の減額、計8,468万2千円。

3款、国庫支出金。補正額11万4千円の減額、計40万2千円。

4款、繰入金。補正額49万1千円の減額、計3,772万6千円。これは、一般会計からの繰入金でございます。

5款、繰越金。補正額15万5千円の増額、計15万6千円でございます。これはすべて実績見込みによるものでございます。

歳入合計、補正額1,077万7千円、計1億2,307万1千円でございます。

続きまして、歳出。

1款、総務費。補正額16万2千円の減額、計138万6千円。財源内訳、特定財源、国道支出金11万4千円の減額、一般財源4万8千円の減額。これは、実績見込みによるものでございます。

2款、後期高齢者医療広域連合負担金。補正額1,061万5千円の減額、計1億2,148万4千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。これは、本町分の負担金の額の確定によるものでございます。

歳出合計、補正額1,077万7千円の減額、計1億2,307万1千円。財源内訳は、特定財源、国道支出金11万4千円の減額、一般財源1,066万3千円の減額でございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第9号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第10号の上程、内容説明

○議長（笹木正文君） 日程第13、議案第10号、令和4年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第10号、令和4年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第2号。

令和4年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ891万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,979万9千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただいま上程いただきました議案第10号、令和4年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第2号の内容をご説明申し上げます。

146ページ、147ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみご説明申し上げます。

総括、歳入。

3款、国庫支出金。補正額143万1千円の減額。これは、社会資本整備総合交付金の額の確定によるものでございます。計623万7千円。

4款、繰入金。補正額398万3千円の減額。これは、一般会計繰入金の額の確定によるものでございます。計1億774万円。

7款、町債。補正額350万円の減額。これは、公共下水道事業債40万円の減額と流域下水道事業債310万円の減額の合計額でございます。計1,620万円。

歳入合計、補正額891万4千円の減額、計1億9,979万9千円でございます。

次に、歳出。

1款、下水道費。補正額891万4千円の減額。これは、実績見込みによるものでございます。計7,848万8千円。財源内訳は、特定財源、国道支出金143万1千円の減額、地方債350万円の減額、その他374万5千円の減額、一般財源23万8千円の減額。

歳出合計、補正額891万4千円の減額、計1億9,979万9千円。財源内訳は、特定財源、国道支出金143万1千円、地方債350万円の減額、一般財源398万3千円の減額でございます。

次に、145ページにお戻り願いたいと思います。

第2表の地方債補正についてご説明を申し上げます。

変更ですので、変更のある部分のみ申し上げます。

起債の目的、公共下水道事業債、補正前限度額310万円、補正後限度額270万円。これは、費用の確定によるものでございます。

次、起債の目的、流域下水道事業債、補正前限度額610万円、補正後限度額300万円。これは、流域下水道組合の負担金が減少したことによるものでございます。

以上、下水道事業特別会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第10号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第11号の上程、内容説明

○議長（笹木正文君） 日程第14、議案第11号、令和4年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第11号、令和4年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号。

令和4年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ160万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,062万9千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただいま上程いただきました議案第11号、令和4年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号の内容をご説明申し上げます。

160ページ、161ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみご説明を申し上げます。

総括、歳入。

6款、町債。補正額160万円の減額。これは、事業費の減額によるものでございます。計3,030万円。

歳入合計、補正額160万円の減額、計8,062万9千円。

続きまして、歳出。

1款、農業集落排水事業費。補正額160万円の減額。これは、事業費の減によるものでございます。計5,957万7千円。財源内訳は、特定財源、地方債160万円の減額。

歳出合計、補正額160万円の減額、計8,062万9千円。財源内訳は、特定財源、地方債160万円の減額。

次に、158ページを開き願いたいと思います。

第2表の繰越明許費についてご説明を申し上げます。

款、1款、農業集落排水事業費、項、1項、下水道維持費、事業名、農業集落排水施設維持管理事務、金額3,000万円。これは、国の第2次補正予算で配分となった補助金について、本年度中に完了が見込めないことから繰越明許費補正するものでございます。

次に、159ページをご覧願いたいと思います。

第3表の地方債補正についてご説明を申し上げます。

変更のある部分について説明をいたします。

起債の目的、農業集落排水事業債、補正前限度額2,140万円、補正後限度額1,980万円。これは、事業の執行減によるものでございます。

以上で、農業集落排水事業特別会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第11号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第12号の上程、内容説明

○議長（笹木正文君） 日程第15、議案第12号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第12号、工事請負契約の締結について。

町は、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容を申し上げます。

1、契約の目的、新十津川駅跡地整備事業公園整備工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、工事場所、新十津川町字中央。

4、契約金額、金1億2,430万円。

5、契約の相手方、遠藤・新十津川建設運輸特定建設工事共同企業体。代表者、樺戸郡新十津川町字中央39番地38。株式会社遠藤組、代表取締役、那須和人。構成員、樺戸郡新十津川町字中央41番地26。株式会社新十津川建設運輸、代表取締役、三戸正志。

裏面に参考資料として、指名業者名等を記載しておりますのでお目通しいただきたいと思っております。

なお、履行期限は、令和5年10月30日までとなっております。

以上、提案理由と内容の説明といたします。よろしくご審議の上、議決賜りたくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第12号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、内容説明

○議長（笹木正文君） 日程第16、議案第13号、新十津川町道路線の認定及び変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第13号、新十津川町道路線の認定及び変更について。

町道の適正な維持管理を図るため、次のとおり町道の路線を認定し、及び変更する。

提案理由でございます。

道路法第8条第2項の規定により、議決を求めるものでございます。

内容を申し上げます。お手元に関係資料別図を配付してございますので、併せてご参照願います。

1、町道認定路線。

整理番号395、路線名、北中央公園通り。区間、起点、町道北中央3号通り。終点、町道北中央3号通り。延長、188.8メートル。

2、町道変更路線です。

整理番号361、路線名、サイクリングロード。区間、起点ですが、学園新十津川停車場線を字中央8番地14に変えるものでございます。終点は、字弥生67番地、現在と同様でございます。延長につきましては2,125.2メートルを3,119.1メートルに直すものでございます。

以上、提案理由と内容の説明といたします。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第13号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで、13時まで休憩といたします。

(午前11時50分)

○議長（笹木正文君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

(午後1時00分)

◎一般質問

○議長（笹木正文君） 日程第17、一般質問を行います。

一般質問は、配付してあります通告表のとおりに進めてまいりますので、よろしく願います。

3番、進藤久美子君。登壇の上、発言をお願いします。

[3番 進藤久美子君登壇]

○3番（進藤久美子君） 議長のご指示をいただきましたので、通告に基づいて教育長に一般質問をさせていただきたいと思っております。

今回は、小中学校の不登校児童生徒に対する取り組みについてをお伺いさせていただきます。

新型コロナウイルスの影響により、学校を年度間に30日以上欠席した不登校の児童生徒の数が全国的に増えていると言われております。文部科学省は、2019年10月に不登校児童生徒への支援のあり方についての通知文を出し、各教育委員会に対し適切な対応を求めているところであります。

内容につきましては、不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方。学校等の取り組みの充実。教育委員会の取り組みの充実について、大きく3点にまとめられていると認識しているところでございます。

本町の不登校児童生徒については、今現在、児童4名、生徒7名の計11名がおり、不登校になってはおりませんが、休みがちになっている児童も1人いると聞いております。

また、その児童生徒11名におかれましては、滝川市にある教育支援センターの利用をしてないとも聞いているところでございます。

不登校の児童生徒の支援に当たっては、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、学校が寄り添いつつ、自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指せるように支援していくことが大切だと考えますが、教育長のお考えをお伺いさせていただきます、お願いいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） それでは、3番議員のご質問にお答えいたします。

不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により、登校しない、あるいは、したくてもできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いた者と定義をされております。

小中学校では、いまほど3番議員さんが言われましたように、現在、小学校では4名、中学校では7名の合計11名の不登校を把握しております。

不登校の要因につきましては、様々なケースがありますが、新型コロナウイルス感染症又はいじめが不登校の要因である児童生徒はいないということは、小中学校への聞き取りや生徒指導記録により確認しているところでございます。

3番議員のご質問にもありました不登校児童生徒への支援は、「学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指せるよう支援すべき」とのご意見は、まさにおっしゃるとおりでございます。

小中学校におきましても同様の考え方にに基づき、対象児童生徒の一人ひとりの不登校の理由に応じた働きかけや関わり、また、保護者の個々の状況に応じた対応をしております。

また、不登校の理由、背景によっては、福祉や医療機関などと連携し、適切な支援や働きかけを行う必要があるため、家庭と学校、関係機関の連携を図ることが不可欠であります。まずは一番身近にいる担任教員が児童生徒の状況を的確に把握し、家庭訪問や電話連絡などを行っております。

不登校の児童生徒は、一例を挙げますと、教室に入れないことですか、学校に行けない、または家から出られないなどのケースがありますが、具体的な状況は一人ひとり異なります。

教室に入れない場合は、学校の個室や保健室へ登校し、個別の指導を受けているケースがございます。また、北海道の事業であるスクールカウンセラー活用事業により、定期的にスクールカウンセラーの派遣を受け、児童生徒の心のケア及び教員や保護者への助言を受けております。さらに、個々の状況にもよりますが、滝川市教育支援センター適応指導教室ふれあいルームへ登校し、滝川市及び近隣市町の児童生徒と一緒に学習支援を受け、早期の学校復帰を目指す事業も紹介しているところでございます。現在は定期利用をする児童生徒はおりませんが、今年の1月から小学生1名、中学生1名が体験利用を開始しております。

学校に行けない又は家から出られない場合は、別の場所への登校なども難しいため、医

療機関を利用している場合は、担当する医師とも連携を図りながら、担任教員の家庭訪問やタブレット端末を用いて定期的に面談なども行っております。

学習支援につきましては、タブレット端末での授業配信や課題配信、AIドリルを用いた学習指導を行っているケースもございます。また、同じクラスの友人関係が良好で、タブレット端末を介した友人との交流を行っている生徒もおります。

対応といたしましては、保護者、スクールカウンセラーと連携し、本人の困り感の解消を行っていくことが主ではありますが、進学時期が近づき、環境の変化への期待から不登校が解消される場合もございます。そのような場合は、本人に対して積極的に進路相談や情報提供を行うほか、小学校と中学校が協力し、中学進学に支障がないよう連携を図っております。

教育委員会と小中学校の連携につきましては、毎月開催しております定例校長会議及び定例教頭会議において、私と事務局も含めて不登校児童生徒の状況確認と改善策について協議をしているところでございます。

不登校につきましては、誰にでも起こり得ることとございまして、今後につきましても、これまでと同様に学校での教員による連絡及び調整、児童生徒の状況確認、学校外の関係機関との連携を図りながら、またさらに、児童生徒、保護者との連携を密にいたしまして改善に向けて粘り強く対応していくとともに、魅力あるより良い学校づくりに努めていくことを申し上げまして、3番議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再質問はございますか。

再質問を許します。

○3番（進藤久美子君） 今の答弁で学校現場では様々な方法を使って親身になって対応していただいていることに敬意を表したいと思います。不登校児童生徒の支援の一つに、先ほど教育長もおっしゃられました教育支援センターの中にある適応指導教室っていうのが設けられていると思います。たまたま私は、滝川ではないんですが深川にそこがあるっていうふうにお聞きをさせていただいたので、その状況を調べさせていただきました。

深川市の総合福祉センター内に深川市内の小中学校に在籍し、不安や悩みを持って学校に行けないお子さんのための教室として、学校適応指導教室白樺教室を設置されております。開設した当時の対象者については、中学生徒1名、また、学校教育指導専門員1名を配置して始められたそうですが、近年では対象者が、中学生徒から小学児童に低年齢化になっており、小学校の低学年の対象者まで範囲が広がっているとお聞きをしておるところでございます。学校教育指導専門員も2人増やし、今は2名体制で行っていますし、対象者が増えたことにより教室が手狭になって、早急に部屋を広げる準備も行っていると聞いております。また、援助指導につきましても、教科等の自主学習援助指導のほかに、スポーツ等の活動、ボランティア等の体験学習、文化施設見学等の行事など工夫を凝らして行っている状況となっております。

本町の児童生徒におきましては、先ほども教育長の答弁にありますように、教育支援センターの利用が今はないが、今年小学生1名、中学生1名が体験入学をされているということで、やっぱりそういう施設を利用して少しでも学校に行けるっていうか、学校に行くために生活リズムを整える子どももいるのかなっていうふう把握しているところでございます。

また、こうした中で本町の定住促進が効を奏し、これからも子育て支援の転入が見込まれること、また、公営住宅の保証人の緩和により、公営住宅に子育て世帯の転居されることが見込まれること、また、この通知文にもありますように、児童生徒の立場に立った柔軟な転校も考えられるということもありますから、更に不登校児童については取組みを強化すべきと考えますが、今のこの取組みいろいろされている中で、新たにまた強化をするっていうお考えがあるのか、どういう体制を取っていかれるのか再度質問させていただきます。お願いいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） 3番議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、現在本町におきましては、適応指導教室滝川にございまして、平成25年からこの滝川の適応指導教室に本町、そしてまた後年次には赤平市ということで、滝川にそういう今ほど申し上げましたような様々な不安を抱えた児童生徒に対応する適切な教室がございます。

そのような中で、今の滝川市の適応指導教室につきましても、定員については十分対応できる状況になってございますし、子どもたちが一人ひとりの状況に応じた中で、適切に指導を、社会や人との関わりですとか、あるいは個々に応じた学習内容指導の工夫など、基礎学力の定着等の目的に持って対応していただいておりますので、その滝川の適応指導教室の学校に行けない方については、今まで同様利用するよう奨励なり、こういう施設がありますよということを勧めていきたいと思っております。

ちなみに、今ほど本町にいろいろ子育て支援ですとかそういう様々な要因で児童生徒が増えてくることも考えられるということでございますが、現在のところは滝川の方で対応できますし、仮に新十津川町が単独でそういう施設を設けた場合には、そういう専門的な資格ですとか、識見を持った指導者の確保というのは容易でないという面もございますので、今ある滝川市でそういう指導の方が3名ないし4名おりますので、その利用促進に努めていきたいということを申し上げまして、3番議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再々質問はございますか。

再々質問を許します。

○3番（進藤久美子君） 滝川の指導教室を利用して、更なる不登校児童に対応していきたいってことが今の教育長の答弁だったんですが、やっぱり不登校児童生徒の保護者のケアについても、やっぱり今一度目を向ける必要があるんじゃないかなって思います。

実は私事ですが、私もうちの子ども、下の子どもがちょっと一時転校を理由に、こちらの方に来て不登校になったときに、本当に親子共々どうしたらいいんだろうかっていう、そういう思いをした経験がございます。

その当時はまだスクールカウンセラーとかそういうのは学校にもありませんでしたので、何を頼りにどこに相談すれば一番いいのかっていう、その指導体制についても全然わからなくて、親子共々どうしたらいいんだろうかっていうことを悩んだことを今思い起こせばそういうような背景がありました。

子どもたちの要因や背景によっては、福祉や医療関係というところを連携しながら、家

庭の状況を正確に把握した上で、適切な支援や働きかけを行う必要があると思います。

ぜひ、新十津川におきましては、子育て世代包括支援センターですか、そういうのも併設されて、改善センターがそういう子育ての妊娠から出産、また、子育てと違って幅広いところでそういう識見を持っている方もいらっしゃると思いますので、その人たちとも連携をとりながら、教育委員会、学校、そういうところと連携しながら一日も早く不登校の原因であることを早くキャッチして、なるべく不登校にならないようなそういう取り組みが、私は必要なのではないかなって、そういうふうに思うんですね。

ぜひ、不登校児童の生徒の方たちが学校に1日も早く通えるように、そういう体制を整えていただきたいと思います。以上です。

○議長（笹木正文君） 答弁は。

○3番（進藤久美子君） 子育て世代包括支援センターというところをちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（笹木正文君） 分かりました。答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） 3番議員の再々質問にお答えをいたします。

今ほど、保護者と寄り添っていただきたいということでご質問があったかと思えます。今年度のスクールカウンセラーを小中学校に必要に応じて派遣しておりますが、ちなみに小学校におきましては2月末時点で、児童よりも保護者との相談件数が12件という形でございます。中学校につきましては、保護者との相談件数1件、あるいは生徒との相談3件、教職員との相談16件ということで、保護者との連携というのは極めて大切だと思っております。

そのような中で先ほども申し上げましたように、担任の教員、そして学校全体で、その子に応じた認識をしまして、その状況におきましては、今ほどありました教育委員会はもちろんのこと福祉サイドとも連携をとりながら、子に応じた対応を適切に行っておりますし、行きたいと考えていることを申し上げまして、3番議員の再々質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） よろしいですね。

これをもちまして、一般質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（笹木正文君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日9日は、午前10時から開会いたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、本日の本会議はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後1時22分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和5年第1回新十津川町議会定例会

令和5年3月9日（木曜日）

午前10時開会

◎議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第14号 新十津川町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
(内容説明まで)
- 第3 議案第15号 新十津川町情報制度審査会条例の制定について
(内容説明まで)
- 第4 議案第16号 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
(内容説明まで)
- 第5 議案第17号 新十津川町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
(内容説明まで)
- 第6 議案第18号 新十津川町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第7 議案第19号 新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第8 議案第20号 新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第9 議案第21号 新十津川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第10 議案第22号 新十津川町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第11 議案第23号 新十津川町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第12 議案第24号 新十津川町廃棄物の減量、適正処理及び清掃に関する条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第13 議案第25号 令和5年度新十津川町一般会計予算
(概要説明まで)
- 第14 議案第26号 令和5年度新十津川町国民健康保険特別会計予算

- (概要説明まで)
- 第15 議案第27号 令和5年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算
(概要説明まで)
- 第16 議案第28号 令和5年度新十津川町下水道事業会計予算
(概要説明まで)
- 第17 議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について
(内容説明まで)

◎出席議員（10名）

2番	村井利行君	3番	進藤久美子君
4番	鈴井康裕君	5番	小玉博崇君
6番	杉本初美君	7番	西内陽美君
8番	長谷川秀樹君	9番	長名實君
10番	安中経人君	11番	笹木正文君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君
総務課長	寺田佳正君
住民課長	長島史和君
保健福祉課長	坂下佳則君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	小松敬典君
建設課主幹	千石哲也君
会計管理者	内田充君
教育委員会事務局長	鎌田章宏君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	窪田謙治君
--------	-------

◎開議の宣告

- 議長（笹木正文君） 皆さん、おはようございます。
ただいま、出席している議員は10名であります。
定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

- 議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、4番、鈴木康裕君。
5番、小玉博崇君。両名を指名いたします。
-

◎議案第14号の上程、内容説明

- 議長（笹木正文君） 日程第2、議案14号、新十津川町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

- 町長（熊田義信君） おはようございます。ただいま上程をいただきました議案第14号、新十津川町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について。

新十津川町個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように定める。

173ページをお開き願ひたいと思います。

提案理由でございます。

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定める必要があるため、この条例の制定について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願ひ申し上げます。

- 議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

- 総務課長（寺田佳正君） それでは、改めましておはようございます。ただいま上程いただきました議案第14号、新十津川町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について内容のご説明を申し上げます。

はじめに、個人情報保護制度の改正に係る経緯について、ご説明をさせていただきます。

個人情報の取扱いについては、これまで民間事業者に対しては個人情報保護法、国の行

政機関に対しては行政機関個人情報保護法、独立行政法人等に対しては独立行政法人等個人情報保護法、そして、地方公共団体におきましては、条例においてと、それぞれ別個の法令や条例が適用されてきましたが、各々でその内容や運用方法に相違があり、様々な問題があるとされておりました。

このようなことから、国はこれら3つの法律を全国的な共通ルールとして、個人情報の保護に関する法律これに統合するとともに、地方公共団体における個人情報保護制度についても、この法律によって一律な取扱いをすることとなり、これに伴いまして、各自治体では、現行の個人情報保護条例をはじめ、関係する条例の整備を進める必要が生じたものでございます。

なお、関係条例の整備に当たりましては、個人情報保護法の的確な運用を確保するために、国がガイドライン等を策定しておりますので、本町での対応につきましては、これらに則った形での対応としてございます。

また、この後上程される予定の議案第15号、議案第16号につきましても、同様の経緯による付議案件であることを申し添えさせていただきます。

それでは、内容の説明をさせていただきます。

この条例の内容は、個人情報の保護に関する法律による条例委任事項、その他同法の範囲内で独自に定めることができる事項について規定するもので、全13条の構成となっております。

第1条は、条例の趣旨について定めです。

第2条は、定義に係る規定で、用語は、法律の用語の例によることとし、実施機関は、議会を除くすべての町の機関となります。

第3条は、個人情報取扱事務登録簿に係る規定となります。

現行の町の条例において、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、個人情報取扱事務登録簿を備えなければならないこととなっておりますが、法律には、このような定めが置かれておりません。

しかしながら、個人情報の適正な管理のために、条例に規定することが可能となっておりますので、現行制度を継続し、個人情報取扱事務登録簿を作成するということを定めております。

第4条から第6条は、個人情報の開示請求、開示決定に係る規定となります。

第4条、第5条については、開示請求に係る開示決定期限の定めとなります。

第6条は、手数料に係る規定で、第1項において、開示の請求に係る手数料は、無料とし、第2項において、写しの交付等に係る費用については、実費負担となる旨を規定しております。

第7条、第8条は、訂正決定等の期限に係る規定となります。

個人情報の内容が事実でないと思料されるときは、当該個人情報の訂正を請求することができる旨、法律に規定されておりますので、特例措置を含めた期限の設定について定めるものとなっております。

第9条、第10条は、利用停止決定等の期限に係る規定となります。

個人情報に法律の規定に違反して、保有されている、あるいは取得されている、利用されていると思料するときは、当該個人情報の利用の停止又は消去を請求することができる

旨、法律に規定されておりますので、特例措置を含めた期限の設定について定めるものとなっております。

第11条は、情報制度審査会への諮問に係る規定で、実施機関は、各号のいずれかに該当する場合、新十津川町情報制度審査会に諮問することができる旨の規定となっております。

第12条は、運用の状況の公表に係る規定で、町長は、毎年度、法律及び条例の運用状況を公表する旨の規定、第13条は、委任規定となります。

附則で、この条例は、令和5年4月1日から施行したいとしております。

以上、個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第14号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第15号の上程、内容説明

○議長（笹木正文君） 日程第3、議案第15号、新十津川町情報制度審査会条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第15号、新十津川町情報制度審査会条例の制定について。

新十津川町情報制度審査会条例を次のように定める。

178ページをお開き願います。

提案理由でございます。

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、情報制度審査会における所掌事務等の見直しを行うため、この条例の全部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては総務課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） それでは、ただいま上程いただきました議案第15号、新十津川町情報制度審査会条例の制定についての内容について、ご説明を申し上げます。

この議案につきましては、先ほどの議案第14号の冒頭での説明のとおり、新たな個人情報保護制度への移行に伴う条例の制定で、改正箇所が多いことから現行の新十津川町情報制度審査会条例の全部改正を行うものとなります。

改正の概要につきましては、現行の審査会が、町の情報公開条例及び個人情報保護条例による事項を審査する機関とされていましたが、改正後におきましては、町の条例に加えて、個人情報保護法や議会の個人情報保護条例等による事項も含めて審査を行う機関となり、これに伴って必要となる審査の手續等について定めることが改正の趣旨となっております。

ます。

それでは、内容の説明をさせていただきます。

現行の条例は、全9条からとなっておりますが、改正後は、全13条の構成となります。

第1条は、条例の趣旨について、第2条の設置は、審査会が担う事務について規定しており、第1号の個人情報保護法に定める調査審議から第5号の議会の個人情報保護条例に定める調査審議まで5つの事項について規定しております。

第3条から第7条は、審査会の組織、委員等に係る規定で、現行と変わるところはございません。

第8条は、第3章における用語の定義規定となります。

第9条は、審査会の調査権限についての規定で、審査会は、諮問庁に対して、公文書、保有個人情報の提示を求めることができることを定めております。

また、第3項では、審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができるとしております。

次に、第10条は、提出資料の写しの送付等に係る規定となります。

第9条第3項又は行政不服審査法の規定によりまして、審査会に提出のあった資料等については、これらを提出した審査請求人等の意見を聴いた上で、資料等の提出をした審査請求人等以外の審査請求人等へ送付する旨の規定となります。

第11条は、審査会の庶務担当の規定、第12条は、規則への委任規定となります。

第13条は、罰則規定で、第4条第6項におきまして、審査会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならないこととされており、この規定に違反した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金となる旨を定めております。

なお、刑罰を盛り込む条例を制定する場合には、検察庁との協議が必要となりますが、本条例につきましては、令和5年2月27日をもって事前協議を終えておりますことを申し添えさせていただきます。

次に、附則でございますが、第1項は、条例の施行期日を令和5年4月1日からとするもの、第2項、第3項は、経過措置規定で、第2項は、改正前の新十津川町情報制度審査会の委員をこの条例による新たな新十津川町情報制度審査会の委員とみなし、その任期については、旧審査会の委員の残任期間と同一の期間とするもの、第3項は、この条例の施行日前に現行の新十津川町個人情報保護条例の規定により、旧審査会にされました諮問は、新たな審査会にされたものとみなし、当該諮問に係る調査審議については従前の例によるものとする規定でございます。

以上、新十津川町情報制度審査会条例の制定についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第15号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第16号の上程、内容説明

○議長（笹木正文君） 日程第4、議案第16号、個人情報の保護に関する法律の一部改正

に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第16号、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

182ページをお開き願います。

提案理由でございます。

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正等を行う必要があるため、この条例の制定について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては総務課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） それでは、ただいま上程いただきました議案第16号、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

本条例は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴いまして、関係する条例に所要の改正等が必要となりましたので、4条例につきまして一括して対応するものとなります。

それでは、内容の説明を申し上げます。お手元に配付しております新旧対照表も併せて、ご参照いただきますようお願いを申し上げます。

新旧対照表7ページをお開き願います。

第1条関係、新十津川町手数料徴収条例の一部改正で、別表の第2条関係の改正となります。

行政不服審査法において、審査請求人等は、資料等の複写の交付を求めることが出来ることとなっておりますが、改正後の個人情報保護法に新たに規定されました条項につきまして、手数料徴収条例に加えるという改正となります。

次に、第2条関係です。新十津川町情報公開条例の一部改正でございまして、第2条の改正は、定義について見直しを行うもので、第3号、公文書の公開につきましては、この後の第12条第2項の規定がございまして、これを削るとする改正となります。

次に第6条は、見出しの改正、用語の修正のほかに、第1号に、公開しないことができる個人に関する情報について追加をする改正となります。

10ページに移りまして、第8条でございまして、これは用語の修正、第9条は、用語の修正と第2項に、実施機関への公文書公開請求書に不備がある場合の補正措置を新たに規定するものでございます。

第10条は、公文書の公開の決定等に係る改正で、第1項では、公文書の公開決定等の期

限を、現行、町の休日を除いた10日以内とあるものを、個人情報保護法の規定に合わせまして、14日以内に改正するものとなっております。

ただし書きにつきましては、第9条第2項を追加することに伴う改正となります。

第4項は、第1項と同様に、公文書の公開決定等の延長の期限について、現行の町の休日を除く方法から、個人情報保護法の規定に合わせ30日以内に改正するという改正となります。

第12条は、公文書の公開の実施に係る改正で、第3項において、公文書を直接公開することにより、汚損、損傷の恐れがあるときは、複写したものにより公開できる旨を定めていますが、文言を個人情報保護法の規定に合わせるといった改正となります。

第14条及び第15条の2から第18条は、文言の修正、第15条でございますが、個人情報の保護に関する条例の廃止に伴う改正となります。

次に、第3条関係に移ります。新十津川町まちづくり基本条例の一部改正でございますが、個人情報保護制度が、法律の規定によることとなるため改正を行うものでございます。

それでは、議案の180ページにお戻りいただきまして、第4条、新十津川町個人情報保護条例の廃止でございます。

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報の保護制度が、法律の規定によることとされたため、現行の条例を廃止するものでございます。

次に、附則となります。

第1項は、条例の施行期日で、令和5年4月1日から施行したいとするもの、第2項以降は、経過措置規定となります。

第2項では、委託により個人情報取扱事務に従事していた者、あるいは、実施機関の職員、職員であった者は、知り得た個人情報を、みだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用してはならないとする規定、第3項は、条例の施行日前に請求のあった個人情報の開示、訂正、削除などの行為については、従前の例による旨の規定となります。

第4項から第6項につきましては、罰則に係る規定で、第4項第1号から第3号に掲げる者が、正当な理由なくして、条例施行前の個人の秘密に属する事項が記録された電磁的記録を提供した場合、あるいは、個人情報を不正な利益を図る目的で提供、盗用した際の罰則について規定をしております。

第6項は、現行の個人情報保護条例が廃止される前に行われた違反行為の処罰について、条例の廃止後も従前の例による旨の規定となります。

以上、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第16号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第17号の上程、内容説明

○議長（笹木正文君） 日程第5、議案第17号、新十津川町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第17号、新十津川町下水道事業の設置等に関する条例の制定について。

新十津川町下水道事業の設置等に関する条例を次のように定める。

185ページをお開き願います。

提案理由でございます。

公共下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の一部を適用し、その経営状況を的確に把握した上で経営基盤の強化等を図ることにより、当該事業の安定的かつ効率的な運営に資するため、この条例の制定について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては住民課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 長島史和君登壇〕

○住民課長（長島史和君） ただいま上程いただきました議案第17号、新十津川町下水道事業の設置等に関する条例の制定について、内容のご説明を申し上げます。

平成31年に示された公営企業会計の適用の更なる推進に向けた新ロードマップにおいて、人口3万人未満の簡易水道、下水道の事業を運営している自治体は、令和5年度中までに地方公営企業法を適用し、公営企業会計に移行するよう総務大臣通知等による要請があったことを受け、本町では令和3年度、4年度の2か年で移行作業を行い、令和5年度から適用することに伴い、本条例案を付議させていただくことといたしました。

それでは、内容の説明をさせていただきます。

本条例は、全9条の構成となっております。

第1条は、下水道事業の設置について定めており、本町が実施している公共下水道事業及び農業集落排水事業の二つの事業を一つの事業として設置するものでございます。

第2条は、法の財務規定等の適用について定めており、本町の経営する下水道事業に地方公営企業法の財務規程等を適用するものでございます。

第3条は、経営の基本について定めており、第1項で地方公営企業の基本原則を定め、第2項において各事業の計画処理区域などを明記いたしました。

第4条は、特別会計について定めており、公共下水道事業及び農業集落排水事業を一つの特別会計として設けるものでございます。

第5条は、重要な資産の取得及び処分について定めており、地方公営企業の用に供する資産のうち、その種類及び金額について、政令で定める基準に従い設定いたしました。

次ページをご覧ください。

第6条は、議会の同意を要する賠償責任の免除について定めており、当該職員からなされた当該損害が、避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであることの証明を相当と認めるときは、議会の同意を得て、賠償責任の全部又は一部を免除することができる賠償額を規定しております。

第7条は、会計事務及び決算の処理について定めており、これまでどおり下水道事業における出納その他の会計事務の一部を会計管理者に携わってもらうことを規定しております。

第8条は、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等について定めており、地方公営企業の業務に関する負担付きの寄附又は贈与の受領等に係る金額及び損害賠償の額を規定しております。

第9条は、業務状況説明書類の作成について定めており、第1項は、毎事業年度の上半期と下半期の業務状況を説明する書類作成することを規定し、第2項で説明書類には第1号から第3号までの事項を記載し、前年度の決算状況及び事業年度の予算概算及び事業の経営方針を、それぞれ明らかにしなければならないことを規定しております。

第3項は、天災その他やむを得ない事故により、定める期日までに業務の状況を説明する書類を提出することができなかつた場合について定めております。

附則について申し上げます。

第1項は、施行期日でありまして、この条例は、令和5年4月1日から施行いたします。

第2項は、公共下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計が定められておりました新十津川町特別会計条例の廃止を定め、第3項は、新十津川町特別会計条例の廃止に伴う経過措置を定めております。

ここで、新旧対照表15ページをお開き願いたいと思います。

附則第4項関係として、新十津川町公共下水道事業受益者負担金に関する条例、第1条の事業名を改正いたします。

附則第5項関係として、新十津川町情報公開条例、第2条第1項第1号の用語の意義を改正いたします。

新旧対照表16ページをご覧ください。

附則第6項関係として、新十津川町公共下水道事業受益者分担金に関する条例、第1条の事業名を改正し、第7条は新十津川町を削除する条文整理でございます。

附則第7項関係として、新十津川町個人情報の保護に関する法律施行条例、第2条第2項の町長の定義を公営企業管理者の権限を行う町長を含むものといたすものでございます。

以上、下水道事業の設置等に関する条例の制定についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第17号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第18号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第6、議案第18号、新十津川町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第18号、新十津川町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について。

新十津川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。
提案理由でございます。

町における押印等を求める手続の見直しの一環として、固定資産評価審査委員会の審査に関し押印等が必要とされている手続を見直し、審査申出人等の負担を軽減するため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては総務課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしく
お願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） それでは、ただいま上程いただきました議案第18号、新十津川町固定資産評価審査委員会条例の一部改正の内容について、ご説明を申し上げます。

昨今、様々な場面におきまして、デジタル時代の推進に向けた取組みが進められており、本町におきましても、町民の皆さんの負担軽減と利便性の向上、今後の行政手続のオンライン化に向けた第1歩として、町民あるいは事業者等から町に提出される各種書類の中で、押印及び署名を求めているものについて、その必要性を点検し、見直しを進めているところでございます。

見直しの対象につきましては、そのほとんどが規則等となりますが、条例への規定があるものとして、本条例が該当いたしましたので、一部改正を行いたいとするものでございます。

お手元に配付しております新旧対照表も併せて参照いただきますようお願いいたします。

新旧対照表17ページをお開き願います。

第4条、審査の申出ですが、現行、第4項に規定されております審査申出人の押印規定を削るという改正となります。

次に、第7条、第9条、第10条につきましては、現行、それぞれの調書に関わった委員及び調書を作成した書記が署名押印を行う旨、定められておりますが、押印を廃止し、署名に改正するというものでございます。

第8条につきましては、現行、口述書の提出者が署名押印する旨、定められておりますが、署名押印が無くとも文書内容の真正性は担保できることから、署名押印について削除するという改正となります。

議案の方にお戻りいただきまして、187ページ、附則でございます。

この条例は、令和5年4月1日から施行したいとするものでございます。

以上、新十津川町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第18号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

○議長（笹木正文君） 日程第7、議案第19号、新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第19号、新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

190ページをお開き願います。

提案理由でございます。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、所要の改正を行う必要があるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては保健福祉課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 坂下佳則君登壇〕

○保健福祉課長（坂下佳則君） ただいま上程いただきました議案第19号、新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての内容の説明を申し上げます。

今回の改正内容としましては、令和5年4月1日にこども家庭庁が設置されることによる関係法令の改正やその他の法令改正があり、これに伴い所要の改正を行うものでございます。

議案189ページ中、第1条の新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、この条例は、子ども・子育て支援法に基づく、幼稚園、保育園、認定こども園などの特定教育・保育施設及び19人以下の小規模で保育が行われるなどの特定地域型保育事業の運営の基準を定めるものでございまして、当該条例の第26条の改正以外の改正につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により、関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管されることに伴い、当該事務に係る法律の規定により、関係大臣が行う権限及び関係省庁が発する命令を、それぞれ内閣総理大臣の権限及び内閣府令に改めるなどの規定の整理が行われまして、これにより、学校教育法や児童福祉法などの関係法令に条項の追加、削除がありますことから、本条例で引用している該当法令等の条項部分を改正するものと、文言の修正を行うものでございます。

また、第26条の改正につきましては、新旧対照表24ページをご覧ください。

これは、民法等の一部を改正する法律の施行に伴い、児童福祉法に規定する懲戒権に関する規定が削除され、あわせて、本条例を定めるに当たっての従うべき基準及び参酌すべき基準となっております内閣府においても同様の改正がされましたので、本条例第26条を改正するものでございます。

議案190ページをご覧ください。

第2条の新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、この条例は、児童福祉法に基づく、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の設備及び運営の基準を定めるものでございまして、当該条例第26条の改正は、子ども・家庭庁の設置に伴い、所管官庁が変更になることによる、主務大臣の改正でございます。

附則でございます。

この条例は、令和5年4月1日から施行いたします。

以上、議案第19号、新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第19号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで11時00分まで休憩といたします。

(午前10時49分)

○議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午前11時00分)

◎議案第20号の上程、内容説明

○議長（笹木正文君） 日程第8、議案第20号、新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第20号、新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

192ページをお開き願います。

提案理由でございます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては保健福祉課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろ

しくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 坂下佳則君登壇〕

○保健福祉課長（坂下佳則君） ただいま上程いただきました議案第20号、新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての内容の説明を申し上げます。

今回の改正内容としましては、本条例を定めるにあたっての従うべき基準及び参酌すべき基準となっております児童福祉法の規定に基づき定められている厚生労働省令の一部改正がございましたので、本条例につきまして、所要の改正を行うものでございます。

お手元の新旧対照表33ページも併せてご覧願います。

第8条の2、安全計画の策定等についてです。

これは、児童福祉法等の一部を改正する法律が制定され、国が定める基準に従い、条例で定める事項として、児童の安全の確保の規定が追加されましたので、条文を追加するものでございます。

第1項として、家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業者等ごとに、当該家庭的保育事業所等の整備の安全点検の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導などを盛り込んだ安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならないとしています。

第2項は、職員に対する周知、研修及び訓練に関する規定、第3項は、保護者に対する安全計画の周知に関する規定、第4項は、安全計画の定期的な見直しに関して規定しているものでございます。

第8条の3、自動車を運行する場合の所在の確認についてです。

これは、昨年、道外で起こりました痛ましい事故を契機として、バス送迎に当たっての安全管理徹底に係る規定を加える改正を行うものでございます。

第1項として 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業者外での活動などのために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼など利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならないとしております。

新旧対照表34ページをお開きください。

第2項として、家庭的保育事業者等は利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、利用乳幼児の降車の際には、これを用いて前項に定める所在の確認を行わなければならないとしています。

第11条は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準について、現行ただし書きを削除し、その行う保育に支障がない場合に限り、設備及び職員に兼ねることができるという条件を緩和する規定です。

第14条につきましては、民法等の一部を改正する法律の施行に伴い、民法及び児童福祉

法に規定する懲戒権に関する規定が削除され、あわせて、厚生労働省令においても同様の改正がされましたので、本条例第14条を改正するものでございます。

新旧対照表35ページをご覧ください。

第15条第2項の改正は、感染症等のまん延防止のための必要な措置について明確化し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修や訓練を定期的実施するよう努力義務化するものでございます。

議案192ページをご覧ください。

附則でございます。

第1項の施行期日ですが、この条例は、令和5年4月1日から施行いたします。

第2項は、経過措置に関する規定で、改正後の第8条の3第2項に規定する、送迎バスに設置すべきブザー等について、施行日において設置が困難な事情がある場合、令和6年3月31日までは、備えないことができるとするものでございます。

以上、議案第20号、新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第20号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第21号の上程、内容説明

○議長（笹木正文君） 日程第9、議案第21号、新十津川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第21号、新十津川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

新十津川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

194ページをお開き願います。

提案理由でございます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては保健福祉課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 坂下佳則君登壇〕

○保健福祉課長（坂下佳則君） ただいま上程いただきました議案第21号、新十津川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての内

容の説明を申し上げます。

本条例は、児童福祉法に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適正な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業として実施する、いわゆる放課後児童クラブに関する設備及び運営の基準を定めるものでございます。

今回の改正内容としましては、本条例を定めるにあたっての従うべき基準及び参酌すべき基準となっております児童福祉法の規定に基づき定められております厚生労働省令の一部改正がございましたので、本条例につきまして、所要の改正を行うものでございます。

お手元の新旧対照表37ページも併せてご覧願います。

第6条の2、安全計画の策定等についてです。

これは、児童福祉法等の一部を改正する法律が制定され、国が定める基準に従い、条例で定める事項として、児童の安全の確保の規定が追加されましたので、条文を追加するものでございます。

同条第1項として、放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導などを盛り込んだ安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならないとしています。

第2項は、職員に対する周知、研修及び訓練に関する規定、第3項は、保護者に対する安全計画の周知に関する規定、第4項は、安全計画の定期的な見直しに関して規定しているものでございます。

第6条の3、自動車を運行する場合の所在の確認についてです。

第1項として 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業者外での活動などのために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼など利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならないとしています。

新旧対照表38ページをご覧願います。

第10条第3項は、放課後児童支援員の任用資格に関する規定で、同項の改正は、放課後児童支援員認定資格研修の実施者に、現在の都道府県のほか、政令指定都市及び中核市を加えるものでございます。

同項各号は、支援員の必要な基礎となる資格を定めておりますが、第4号の改正は、国の基準に基づき、支援員の基礎資格を教員免許を有する者と明確化するものです。

第6号の改正は、学校教育法の定めるところによる大学に、専門職大学という区分の大学が規定されており、その専門職大学の前期課程を修了した者も支援員の基礎資格を有する者に加えるものでございます。

第10号の規定は、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたものを加えるものでございます。

新旧対照表39ページをご覧ください。

第12条の2は、業務継続計画の策定等に関する規定の追加で、第1項において、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画の策定に関する努力義務規定

でございます。

第2項は、職員に対する業務継続計画の周知、研修及び訓練の実施に関する規定、第3項は、業務継続計画の定期的な見直しに関して規定しているものでございます。

第13条第2項の改正は、感染症等のまん延防止のための必要な措置について明確化し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修や訓練を定期的実施するよう努力義務化するものでございます。

議案194ページをご覧ください。

附則でございます。

第1項の施行期日ですが、この条例は、令和5年4月1日から施行いたします。

第2項、経過措置に関する規定で、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間は、第6条の2に規定する安全計画の策定については、努力義務とする、読み替え規定でございます。

以上、議案第21号、新十津川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第21号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第22号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第10、議案第22号、新十津川町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第22号、新十津川町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

新十津川町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。

入居の手續に係る連帯保証人の要件及び敷金の減免要件を見直し、公営住宅の入居に関する債務保証の確保等を図るため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては住民課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 長島史和君登壇〕

○住民課長（長島史和君） ただいま上程いただきました議案第22号、新十津川町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

今回の改正は、現行では2名の連帯保証人のうち、1名は町内在住者に限っていたものを、2名のうち1名は、町内又は本町に隣接する空知管内の市町、滝川市、砂川市、浦臼町、奈井江町、雨竜町の在住する者とする規定に改正を行うものでございます。

併せまして、連帯保証人に代わるものとして、民間の家賃債務保証業者を導入することといたします。この保証業者と家賃債務保証委託契約を締結する方は、敷金を減免とする旨を定めるものでございます。

お手元の新旧対照表によりご説明させていただきますので、新旧対照表41ページをご覧ください。

第12条第1項第1号は、現行の定めから、規則で定める資格を有する連帯保証人に改め、規定につきましては、規則で定めることといたします。

第19条は敷金の定めでありまして、第2項第1号は従来からある減免、猶予の規定でございます。

第2号につきましては、新たに定めるもので、連帯保証人に代わるものとして民間の家賃債務保証業者と家賃債務保証委託契約を締結する方は、敷金を減免する旨を規定してございます。

議案書の195ページに戻りまして、附則について申し上げます。

第1項は施行期日でございます。この条例は、令和5年4月1日から施行いたします。

第2項は経過措置を定めております。

以上、新十津川町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。
○議長（笹木正文君） 以上で議案第22号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第23号の上程、内容説明

○議長（笹木正文君） 日程第11、議案第23号、新十津川町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第23号、新十津川町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付条例の一部改正について。

新十津川町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。

合併処理浄化槽の設置に係る費用の高騰を踏まえ、補助限度額を見直し、合併処理浄化槽への転換の促進を図るため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

今回の改正は、国で定める基準額が見直されたことにより、本条例について補助限度額の改正を行うものでございます。

お手元の新旧対照表を併せてご参照願いたいと思います。43ページでございます。

第7条第2項につきましては、現行で単独浄化槽又はくみ取り便槽の処分の限度額9万円であったものを、各々個別に限度額を定めるものでありまして、第1号では、単独浄化槽撤去の限度額を12万円、第2号では、くみ取り便槽撤去の限度額を9万円と定め、現行の第2号を第3号とするものでございます。

別表の改正につきましては、各人槽の補助金額を増額改正するものでございます。

議案に戻りまして、附則でございますが、第1項の施行期日は、令和5年4月1日からとするものでございます。

以上、提案理由と内容の説明といたします。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第23号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第24号の上程、内容説明

○議長（笹木正文君） 日程第12、議案第24号、新十津川町廃棄物の減量、適正処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第24号、新十津川町廃棄物の減量、適正処理及び清掃に関する条例の一部改正について。

新十津川町廃棄物の減量、適正処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

200ページをお開き願います。

提案理由でございます。

家庭系廃棄物の処理に係る指定ごみ袋に新たな容量の規格を追加し、ごみの排出に係る町民の利便性の向上を図るため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

内容について申し上げます。

今回の改正は、燃やせるごみ袋10リットルを新たに追加し、ごみの排出に係る町民の利便性の更なる向上を図るためのものでございます。

新旧対照表45ページをご覧くださいと思います。

別表の改正でありまして、燃やせるごみに係る区分、20リットル及び50円の下段に、10リットル及び25円を加えるものでございます。

議案にお戻り願いたいと思います。

この条例は、令和5年6月1日から施行をいたします。

新年度に入り次第10リットル袋の製作を始め、5月中に受領いたしまして、6月から取扱店で販売をするスケジュールで今進める予定となっております。

以上、提案理由と内容説明といたします。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第24号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎一括上程

○議長（笹木正文君） お諮りいたします。

次に上程されます、日程第13から日程第16までの案件につきましては、関連がございますので一括上程をいたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第13、議案第25号、令和5年度新十津川町一般会計予算、日程第14、議案第26号、令和5年度新十津川町国民健康保険特別会計予算、日程第15、議案第27号、令和5年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算、日程第16、議案第28号、令和5年度新十津川町下水道事業会計予算は、一括議題とすることに決定いたしました。

◎議案第25号から議案第28号の上程、概要説明、質疑

○議長（笹木正文君） それでは、議案第25号から議案第28号につきまして、提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま一括上程いただきました議案第25号の令和5年度新十津川町一般会計予算から議案第28号、令和5年度新十津川町下水道事業会計予算までの提案理由について説明を申し上げます。

最初に、別冊の令和5年度各会計予算書、1ページをお開き願います。

議案第25号、令和5年度新十津川町一般会計予算。

令和5年度新十津川町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ64億567万5千円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定める。

続きまして、209ページをお開き願います。

議案第26号、令和5年度新十津川町国民健康保険特別会計予算。

令和5年度新十津川町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,563万5千円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

続きまして、239ページをお開き願います。

議案第27号、令和5年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算。

令和5年度新十津川町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,039万6千円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000万円と定める。

続きまして、もう一つ別冊の令和5年度下水道事業会計予算書をお開き願います。

議案第28号、令和5年度新十津川町下水道事業会計予算について説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

第1条は総則でございます。

第2条は、業務の予定量であり、処理区域内面積306ヘクタール、年間総処理水量45万6,875立方メートル、1日平均処理数量1,252立方メートル、建設改良費2,345万5千円と予定をしているところであります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額であり、事業収益は2億2,990万6千円、事業費用は2億3,963万1千円と定めるものであります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額であり、資本的収入は7,735万1千円、資本的支出は1億4,647万2千円と定め、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,912万1千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額211万6千円及び当年度分損益勘定留保資金6,700万5千円で補填するものであります。

2ページをご覧ください。

第5条は、特例的収入及び支出の予定額であり、令和5年度に属する債権及び債務として整理をする未収金及び未払金の金額は、それぞれ468万3千円及び125万5千円と定めるものであります。

第6条は、企業債であり、建設改良事業費の財源としまして、借入限度額は1,650万円と定めるものであります。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりであります。

第7条は、一時借入金であり、一時借入金の限度額は5,000万円と定めるものであります。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用であり、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用及び営業外費用に不足が生じた場合と定めるものであります。

第9条は、他会計からの補助金であり、下水道事業の経営健全化等に要する費用に充当するため一般会計からこの会計補助を受ける金額は、1億1,385万2千円と定めるものがあります。

以上が、下水道事業会計の予算の内容となっております。

なお、一般会計からこの下水道事業会計予算の概要につきましては、副町長より説明申し上げますので、よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、各会計の予算概要についての説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） それでは上程いただきました議案第25号から第28号までの令和5年度一般会計及び各特別会計予算並びに下水道事業会計予算案の概要について申し上げます。

令和5年度の当初予算案は、統一地方選挙の年でありますので、骨格予算として経常的経費を主体に編成をしております。政策的経費につきましては、選挙後に補正予算として上程させていただく予定でございますことをご理解いただきたいと思います。

それでは、お手元の令和5年度新十津川町当初予算案の概要に基づきまして、説明をさせていただきます。

なお、概要の1ページ、2ページの予算編成方針、9ページ、10ページの令和5年度各会計歳入歳出予算案概要につきましては、先の総務民生及び経済文教の両委員会におきましてご説明申し上げますので、ここでは3ページから8ページまでの主要事業について概要を申し上げます。

主要事業は、総合計画に基づき大きく6項目に区分してございます。そのうち継続的事業もございまして、これにつきましては説明を省略させていただきたいと存じます。

まず、3ページをお開き願います。

1として、住みやすい暮らしがあるですが、（1）環境の保全において、環境保全事業では、ゼロカーボンの取組みを推進する地球温暖化対策実行計画、区域施策編の策定に係る再生可能エネルギー実現可能性調査業務委託費1,030万6千円を含め1,102万円を計上してございます。

ごみ収集事業では、おむつなどを出しやすい10リットルサイズのごみ袋を新たに作成いたします。

（2）生活基盤の充実において、新十津川駅跡地整備事業では、当該跡地整備事業の最終年でモニュメント設置など、駅跡メモリアル公園として整備を完了し、本年10月にオープンすることとなります。これに1,254万8千円を計上してございます。

次、4ページをご覧ください。

2として、笑顔がつづく健康があるですが、（1）地域福祉の推進において、子育て支援センター管理運営事業では、未就園児を持つ保護者が短時間の用事やリフレッシュのために利用できる託児サービスちょっとステイを町内ボランティア団体に依頼して実施する事業を含め815万円を計上してございます。

次、（2）健康づくりの推進において、妊産婦健康診査・相談事業では、生後1年以内

の母子に対して、宿泊または通所により心身のケアや育児のサポートを行う産後ケア事業を砂川市立病院に委託して、新たな事業として実施をいたします。

次、5ページをご覧ください。

3として、活気あふれる産業があるのですが、(1)農林業の振興において、旧札沼線沿線基盤整備事業では、旧札沼線線路跡地に隣接する農地を大区画化する道営土地改良事業新弥生地区にあたり、地元負担の軽減を図る取組みに591万円を計上してございます。

(3)観光の振興において、観光PR推進事業では、リニューアルオープンするふるさと公園の魅力発信のため、新たにホームページを開設するほか、テレビCMを放映するなど積極的にPRを行うとともに、定期的にミニイベントを開催する取組みに1,110万円を計上してございます。

次に、6ページをご覧ください。

4として、心やすらぐ備えがあるのですが、(1)消防・救急体制の充実において、滝川地区広域消防事務組合負担金では、救急車搭載患者監視モニター485万2千円を含め1億7,558万円を計上してございます。

(2)防災体制の強化において、地域防災力強化推進事業では、本町独自の自主防災組織避難所開設キットを作成する取組みに41万円を計上してございます。

次、5として、未来を叶える学びがあるのですが、(1)学校教育の充実において、小学校教育推進事業では、オンラインドリルを導入してICT授業を推進するほか、漢字検定受験料助成、エスコンフィールド施設視察など、特色ある教育の取組みとして2,161万円を計上してございます。

次に、7ページをお開きいただき、(2)生涯学習の充実において、スポーツ体験学習推進事業では、ボウリングのトップアスリートを講師としたSOMPPOボウリングフェスタ2023 in 新十津川を開催する取組みに72万円を計上してございます。

次に、6として、助け合う絆があるのですが、(1)住民協働の推進、健全財政の堅持、その他において、しんとつかわ魅力発信事業では、リニューアルオープンするふるさと公園をメインとした冊子を更新するほか、高校生などによる魅力発信動画を作成し、これを情報発信してまいります。また、音楽フェスSORAON2023を町の魅力発信のために支援するなど、これらの取組みに286万円を計上してございます。

次に、8ページは建設事業計画を掲載してございます。建設工事合計で4億221万円を計上してございます。

以上で、令和5年度予算案の概要の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第25号から議案第28号までの提案理由並びに概要の説明を終わります。

これより予算概要についてのみ質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

◎議案第29号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第17、議案第29号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第29号、公の施設の指定管理者の指定について。

町は、公の施設の管理を代行させるため、次のとおり指定管理者を指定する。

提案理由でございます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものでございます。

内容を申し上げます。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の所在地及び名称、所在地、名称共に申し上げます。

樺戸郡新十津川町字総進187番地2、新十津川町スポーツセンター。

樺戸郡新十津川町字総進178番地1、新十津川町ふるさと公園野球場。

樺戸郡新十津川町字総進179番地9、新十津川町ふるさと公園ピンネスタジアム。

樺戸郡新十津川町字総進178番地1、新十津川町ふるさと公園テニスコート。

樺戸郡新十津川町字総進179番地8、新十津川町ふるさと公園ピンネテニスコート。

樺戸郡新十津川町字総進178番地2、新十津川町ふるさと公園サッカーコート。

樺戸郡新十津川町字総進177番地3、新十津川町ふるさと公園サンウッドパークゴルフ場。

樺戸郡新十津川町字総進187番地2、新十津川町温水プール。

2、指定管理者となる団体の住所及び名称・

(1) 所在地、樺戸郡新十津川町字総進187番地2。

(2) 名称、特定非営利活動法人、新十津川町スポーツ協会。

(3) 代表者、理事長、谷口榮。

3、指定の期間。

令和5年4月1日から令和10年3月31日までとするものでございます。

これまでの間、スポーツ関連施設については、スポーツ協会において適正かつ町民の健康増進、スポーツの振興に大きく資して円滑に運営している状態になっており、このたび指定管理の更新ということから、引き続きスポーツ協会に指定管理者として指定を継続をしたいとするものでございます。

以上、提案理由と内容の説明といたします。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第29号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（笹木正文君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日10日及び来週13日は、議案調査のため休会となっております。
14日は、午前10時から開会いたしますので、よろしくお願いいたします。
それでは、本日の本会議は、これにて散会いたします。
ご苦労さまでした。

(午前11時50分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和5年第1回新十津川町議会定例会

令和5年3月14日（火曜日）

午前10時00分開議

◎議事日程（第3号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第4号 新十津川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
（質疑、討論及び採決）
- 第3 議案第5号 新十津川町多子世帯子育て支援に関する条例の一部改正について
（質疑、討論及び採決）
- 第4 議案第6号 新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正について
（質疑、討論及び採決）
- 第5 議案第7号 令和4年度新十津川町一般会計補正予算（第12号）
（質疑、討論及び採決）
- 第6 議案第8号 令和4年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
（質疑、討論及び採決）
- 第7 議案第9号 令和4年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
（質疑、討論及び採決）
- 第8 議案第10号 令和4年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
（質疑、討論及び採決）
- 第9 議案第11号 令和4年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
（質疑、討論及び採決）
- 第10 議案第13号 新十津川町道路線の認定及び変更について
（質疑、討論及び採決）
- 第11 議案第14号 新十津川町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
（質疑、討論及び採決）
- 第12 議案第15号 新十津川町情報制度審査会条例の制定について
（質疑、討論及び採決）
- 第13 議案第16号 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
（質疑、討論及び採決）
- 第14 議案第17号 新十津川町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
（質疑、討論及び採決）
- 第15 議案第18号 新十津川町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
（質疑、討論及び採決）
- 第16 議案第19号 新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び新十津川町家庭的保育事業等の設備及び

運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(質疑、討論及び採決)

第17 議案第20号 新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

(質疑、討論及び採決)

第18 議案第21号 新十津川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部改正について

(質疑、討論及び採決)

第19 議案第22号 新十津川町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正につい
て

(質疑、討論及び採決)

第20 議案第23号 新十津川町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付条例の一部改正
について

(質疑、討論及び採決)

第21 議案第24号 新十津川町廃棄物の減量、適正処理及び清掃に関する条例の一部改
正について

(質疑、討論及び採決)

第22 議案第25号 令和5年度新十津川町一般会計予算

(内容説明及び質疑まで)

[1. 1. 1 議会費から2. 6. 1 監査委員費まで]

◎出席議員 (10名)

2番	村井利行君	3番	進藤久美子君
4番	鈴井康裕君	5番	小玉博崇君
6番	杉本初美君	7番	西内陽美君
8番	長谷川秀樹君	9番	長名實君
10番	安中経人君	11番	笹木正文君

◎欠席議員 (なし)

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君
総務課長	寺田佳正君

住民課長	長 島 史 和 君
保健福祉課長	坂 下 佳 則 君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	小 松 敬 典 君
建設課主幹	千 石 哲 也 君
会計管理者	内 田 充 君
教育委員会事務局長	鎌 田 章 宏 君
総務課主幹	久保田 篤 司 君
総務課主幹	佐 藤 武 久 君
総務課総務グループ長	池 田 雄 介 君
総務課財務・情報グループ長	政 所 正 人 君
総務課財務・情報グループ長	松 尾 昭 彦 君
総務課企画調整グループ長	新 居 剛 紀 君
総務課企画調整グループ主査	矢 野 文 隆 君
住民課住民活動グループ長	笹 木 裕 一 君
住民課住民活動グループ主査	佐 藤 実 君
住民課町税グループ長	津 辻 政 季 君
住民課戸籍保険グループ長	由 野 格 君
産業振興課主幹	坂 本 剛 君
産業振興課副主幹	西 村 幸 真 君
産業振興課農林畜産グループ長	得 地 史 郎 君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	窪 田 謙 治 君
--------	-----------

◎町長からの発言

○議長（笹木正文君） 皆さんおはようございます。

定例会の開会前でございますけれども、町長より発言を求められておりますので、よろしく申し上げます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） 皆さんおはようございます。議会前の貴重な時間を拝借しまして、ひと言報告をさせていただきたいと思っております。

内容については、今日の新聞チラシにも入っておりました三枝商店のこの後についてのことを議員各位に承知をしていただきたいということで、その時間をお借りしたところがあります。

三枝商店は、昨年11月に閉店を決定をしたところであります。私のところにも三枝商店の店主などが訪問をし、近隣には高齢者の方が多くいるということからも、何とか商店として継続をしてもらいたいという趣旨もお話をさせていただきました。

三枝商店の方もそういった意思がありましたので、全日本食品株式会社という正式な名称でありますけれども、そちらの方と店舗継続に向けての相談をしていたという経緯にございました。

年明けから全日本食品株式会社との間で直営店として店舗を運営をすることが整うことができました。そして、今まで三枝商店に働いていた従業員4名から5名は再雇用のめどということがついているということがありまして、本日のチラシについては、その商店を運営するにまた更に不足をする従業員を確保したいということから、募集のチラシ、そして、4月開店予定というチラシが入っていたということでございます。

今月末ぐらいから店舗の看板等の改修工事をしながら、新たな店舗に向けて動き出すということでございますので、いろいろ地域の皆さん方においては、非常に店舗が閉店をしていて心配をされている方が多くいたというふうに向っておりますので、議会前の時間を借用いたしまして、議員各位に三枝商店の店舗の継続についての方向性について、お知らせをすることといたしましたので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思っております。以上です。

◎開議の宣告

○議長（笹木正文君） それでは、改めまして、定例会を開会いたします、

ただいま出席している議員は10名であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、6番、杉本初美君。7番、西内陽美君。両名を指名いたします。

◎議案第4号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第2、議案第4号、新十津川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、新十津川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第3、議案第5号、新十津川町多子世帯子育て支援に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、新十津川町多子世帯子育て支援に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第4、議案第6号、新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第5、議案第7号、令和4年度新十津川町一般会計補正予算第12号を議題といたします。

これより質疑に入りますが、議案の量が多いことから、議案のページを3つに区切って質疑を行います。

質疑を行う際は、議案のページ、予算科目、事業名を最初に示した上で発言するよう、議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは初めに、7ページから61ページ、歳入までについて質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで歳入までの質疑を終わります。

次に、62ページの1款議会費から91ページの7款商工費までについて、質疑を行います。

質疑はございませんか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 予算書82ページをお願いいたします。衛生費です。4目予防費の

事業番号1番、子ども法定予防接種事業についてお伺いいたします。大きな減額となった要因について、まずお伺いさせてください、お願いします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂下佳則君） それでは7番議員の質問にお答えいたします、

子ども法定予防接種事業で減額が多かった理由につきましては、主な理由としましては、子宮頸がんワクチン、こちらになります。再開初年度ということもありまして、当初予算の段階で対象者全員分を計上したところだったんですけれども、約1割の接種にとどまっております、その分大きく減額となっております。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） それでは、子宮頸がんワクチンについてお伺いいたします。今年度から積極的接種が勧奨されましたけれども、その差し控えられていた期間の対象者の方へのキャッチアップ接種ってというのはどういう状況になっているかお聞かせください。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂下佳則君） キャッチアップ接種につきましても、ちょっと細かい数字申し訳ございません、こちらちょっと今手元にございませんで、ちょっと細かい数字までお伝えはできませんが、キャッチアップ接種ということで、問い合わせ、申し込み、接種している方はいらっしゃいます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

西内陽美君。

○7番（西内陽美君） すみません何回も。キャッチアップ対象になる方のうち、既に自費でもって任意接種を受けているような事例がもしおありでしたらお伺いしたいと思いますが。

○議長（笹木正文君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂下佳則君） 大変申し訳ございません。自費であらかじめ打って、償還でお金を給付したという事例については、ちょっと把握してございませんでした、申し訳ございません。

それで、申し訳ありません、キャッチアップ接種の件数ですけれども、延べで12月末までの件数で延べ28回。それで実数としては15ということになってございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑はございせんか。

3番、進藤久美子君。

○3番（進藤久美子君） お伺いさせていただきます。予算書75ページ、3款1項1目社会福祉総務費の中の事業番号8番、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金支給事業についてお伺いをさせていただきます。910万という金額が減額になっておりますが、対象世帯数が何人で、実質給付を受けられてる方が何人か。また、対象者であって給付金を申請していらっしゃらない方の理由とかそういうのをお聞かせ願いたいと思います。

それと、79ページ、3款2項1目児童福祉費の1番の児童手当支給事業についてお伺いをさせていただきます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか、先に答えてからにしてもらおうかな、いいですか。

それでは、答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂下佳則君） 3番議員の質問にお答えいたします。

住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金支給事業についてなんですけれども、事業費確定に伴って、減額ということで減額補正をさせていただいております。

当初、170世帯分を見ておりましたが、実績としては79世帯ということになってございます。それと、家計急変世帯という部分で70世帯分見ておりましたが、そちらについては5世帯ということで、当初の見込みよりも実績が低かったことによる減額でございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

それでは、もう一つの質問をお願いします。

○3番（進藤久美子君） 予算書79ページ、3款2項1目児童福祉費の事業番号1番、児童手当支給事業についてお伺いをさせていただきたいと思います。732万5千円という金額が減額になっていますが、その要因というか、その詳細についてお知らせください。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂下佳則君） 3番議員の質問にお答えいたします。

児童手当支給事業につきましては、732万5千円の減額というふうになっておりますが、こちらにつきましては、当初予算では平均して638人分ということで予算を見てございましたけれども、実績見込みとしまして589人分ということで、積算見込みを定めておまして、その差が減額となる見込みとなっております。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで、1款議会費から7款商工費までの質疑を終わります。

次に、92ページの8款土木費から115ページの13款職員費までの質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、鈴井康裕君。

○4番（鈴井康裕君） ページ数、最後の114ページ、13款職員費についてお伺いしたいと思います。職員人件費が4,018万減額ということで、途中で予期せぬ、私の把握しているところによりますと早期退職者が4名出たところの職員給与の2,113万が多いと思うんですが、その代わりに4番目の勤勉手当と時間外勤務手当が増えているということで、職員減による、要するに業務量が過多になった職員がいるのではないかとということで、その辺の影響についてお伺いしたいのと、これを受けて、ホームページ上に令和5年4月1日からの職員募集ということで、2月9日から3月8日まで、建築技術者あとは社会福祉士、一般事務と3名の応募があったと思いますが、8日までの締め切り3月21日の試験ということで、応募者について差し支えがなければ教えていただきたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） ただいまの4番議員の質疑にお答えいたしますが、まず時間外手当等増額になっている部分ということでございます。年度中に早期の退職があったということで人件費は減になってございますが、年度の当初の時間外手当等の計上につきましては、一定の見込み額、例年ですね同様の時間数で計上してございまして、その実績ということで若干増になる見込みとなったことで予算を組み替えているものでございます。確かに職員の減になったことによって若干の負担の増がある部署もあったかとは思いますが、それによって大きな影響を被っているということはないように受けとめてございます。

それともう1点、職員の募集の関係でございますが、年度の末になっての今試験の募集応募したわけでございますが、建築職、社会福祉の応募については、ちょっと残念ながら応募される方がいなかったということになってございます。一般職の募集も社会人経験者ということで行ってございますが、これについては複数の方の応募をいただいておりますので、3月21日試験を実施したいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

5番、小玉博崇君。

○5番（小玉博崇君） ページ番号104ページ、105ページ。10款4項1目の事業番号が5番、体験学習推進事業についてお聞きしたいと思います。今回、おおかた補正予算ということで実績見込みで減額をされていまして7,000円ほど残っているという状況ですけれども、これは実施しなかったのかっていうところと、また、この7,000円を残しているというところの理由についてちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） ただいまの5番議員のご質問にお答えをいたします。

体験学習推進事業につきましては、小学生の通学体験合宿にかかる費用を計上してございます。本年度11月にコロナ禍ではありましたが、感染対策を施した上で実施する予定でございましたが、その直前に9月に小学校でコロナによる閉鎖等を行った影響で、やはり感染対策を施して実施ができないという判断をいたしまして、通学合宿にかかる費用が必要なくなったことから減額をしております。

なお、開催準備にかかった費用もございますので、その分で7,000円を使用している状況でございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

4番、鈴井康裕君。

○4番（鈴井康裕君） すいません、先ほどちょっとお答え願えなかったような気がするんですが、勤勉手当が増えてて期末手当の大幅な減額っていうのはちょっと矛盾してるんじゃないかというような気がするんですが、偏りがあるのではないかという思いもあるんですが、この辺はどうなんでしょうか。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） ただいまの4番議員の質疑でございますが、ちょっとすいません、今手元に積算の内訳を持ち合わせておりませんので、ちょっとすいませんお時間をいただければと思います。申し訳ありません。

○議長（笹木正文君） そういうことで、よろしいですか、あとでまた。
ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） それでは、今の件は後でということで、それ以外は質疑なしと認めます。

これで、8款土木費から13款職員費までの質疑を一応終わります。

以上で議案第7号についての質疑を終わります。

質疑に関しては後で答えるということで、先まで行ってしまいますのでよろしくお願ひします。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

質問に関しては後でもう一度やりますので、本当はここで決定するのもあれなんですけれども、それでは議案第7号に関しては、原案のとおり可決ということは保留して、後でこの分だけやります。

それでは、日程第6に入ります。

◎議案第8号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第6、議案第8号、令和4年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第2号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、令和4年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第7、議案第9号、令和4年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、令和4年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第8、議案第10号、令和4年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、令和4年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第9、議案第11号、令和4年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、令和4年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第10、議案第13号、新十津川町道路線の認定及び変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

5番、小玉博崇君。

○5番（小玉博崇君） それでは、町道の認定路線についてお聞きしたいと思います。今回整理番号395番ということで、北中央公園通りということの農村環境改善センターの敷地内の中に町道を通すということかなというふうに思いますが、ここを町道とする理由と、何かメリットがあるのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（千石哲也君） 5番議員の質問にお答えいたします。

北中央公園を今町道にするということで、皆さんご承知のとおり、今回改善センターがリニューアルされました。それで、利用者がかかなりその近辺で多くなっておりますので、町道に認定して維持管理を強化するというので認定いたします。

メリットといたしましては、交付税が算入されます。概算なんですけれども、令和6年から20万円の交付税が増額となる予定でございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

小玉博崇君。

○5番（小玉博崇君） 今ほど管理を強化するというか、充実した形にするということですが、すけども、例えば、除雪の回数とかが今度は頻繁に行われるとか、その辺の管理の変更点というのはどのような形になるかちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（笹木正文君） 建設課主幹。

○建設課主幹（千石哲也君） 今のご質問にお答えします。

除雪につきましては、基本的には今までどおりでございます。ただですね、舗装とかがかなり老朽化して、ひび割れもなっておりますので、その辺の補修につきましては考えているところでございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

それではほかに質疑ございませんか。

9番、長名實君。

○9番（長名實君） 同じく今の改善センターの件なんですが、町道になるということは、道路交通法の関係が出てくると思うんですが、道路標識あるいは縁石などを入れる予定なんですか、その辺のことをお伺いします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（千石哲也君） 9番議員の質問にお答えいたします。

まず、標識につきましては、今の段階では特に考えておりません。状況を見て必要であれば標識について設置は考えております。縁石につきましても、今の状況のまま考えておりますけれども、縁石につきましても古い縁石もございまして、その辺も状況を見て今後考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

長名實君。

○9番（長名實君） 何も変わらないような今の説明なんですが、こちらの駐車場を作ったときに元警察、いや今法律変わってどうか分かんないんですが、道路から直接何も仕切りがなければ、そのまま道路として駐車場も道路になっちゃうんで、道路交通法が入ってくるんだよって警察の方では言っていて、ゆめりあの横縁石をつけるようにって言ったんだけど、つけなかったってということで、あれはそのまま道路になっちゃうんですよ。そういうことになるんで、その辺もう少し調べてからした方がどうかと思うんです。あの駐車場が全部道路になっちゃうということは、道路交通法に関係してくるんで、やっぱり町道は町道、駐車場は駐車場と仕切りをつけていかなくちやまずいんじゃないかなって感じがします。以上です。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（千石哲也君） 指摘のとおりの部分がございますので、次年度ですね、その部分につきましては、改修も考えておまして、もちろんライン等を引く予定でもございますし、今の言われた件も検討して、その改修の方法を検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

○9番（長名實君） 調べてもらえれば分かると思いますが、その法律で物事を解釈されると、さっき言ったゆめりあの横の駐車場も道路になっちゃうんだって警察の方では言ってました。それで忠告したんだけど、なってないんだってということも聞いてますので、その辺調べてから工事っていうか、認定するのはいいんですけど、工事の段階であの駐車場が全部道路ですという解釈になると、もし駐車場で接触事故あっても道路交通法の関係出てくるんで、その辺確認した方がいいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（千石哲也君） はい、その辺を再度調べて改修の方に当たっていきたいと思います。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

10番、安中経人君。

○10番（安中経人君） 今の長名議員の言われたことなんですけどね、現状は公園の施設の一部ですよ、駐車場ということだから。それで、誘導されている車両の進入というのは、駐車場に入るための進入路ということですよ。それで、道路の構造としては、道路と認定するのであれば、まず構造から変えていかなきゃいけないという部分が1点ですよ。

それから、道路とするならば、道路の区域を明示しなきゃいけないということで、きちっと道路と駐車場の部分というのは区分しなきゃいけないということで、そのときに安全対策として車道、歩道を設けるか設けなかっていう区分もやっぱり出てくると思うんですよ。だから、そういうことを踏まえてどうなのかっていう部分で、安易に道路認定で道路として路線を番号を付けていくっていうのがね、ちょっと早急でないかなっていう感じはするんですよ。

だから今、長名議員が言ったようなすべてがそういうことにはまってくるんで、その辺は全部チェックしたかどうかなんですよね。その辺についてちょっと伺いたいんです。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（千石哲也君） 10番議員の質問にお答えいたします。

今おっしゃられたとおりですね、ほかにもそういう路線はございます。その辺を精査して、今回2路線を認定するという事で議案の方を提出させていただきました。ただ、今おっしゃられたとおりですね、その辺のことを再度確認して、事故の発生しない道路として、適正な道路となるように改修の方は考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

それでは、ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより議案第13号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第13号、新十津川町道路線の認定及び変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第11、議案第14号、新十津川町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。
質疑はございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより議案第14号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第14号、新十津川町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第12、議案第15号、新十津川町情報制度審査会条例の制定についてを議題といたします。
質疑はございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号、新十津川町情報制度審査会条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第13、議案第16号、個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第14、議案第17号、新十津川町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、新十津川町下水道事業の設置等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第15、議案第18号、新十津川町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、新十津川町固定資産評価審査委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第16、議案第19号、新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第17、議案第20号、新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

2番、村井利行君。

○2番（村井利行君） 近年、園児バスの置き去りですね、痛ましい事故が起きているかと思えます。そこで、191ページの一番下段なんですけれども、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備えとありますが、このブザーとありますけれどもね、具体的にどんな装置を付けられるのか、ちょっとそれを教えていただきたいのですが。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂下佳則君） 2番議員の質問にお答えいたします。

この送迎バス等に設置されるブザーにつきましては、例えば、エンジンを止めたときにブザーが鳴るような仕組みになっておりまして、そのブザーというのは、概ねバスの後部座席の方に設置をします。それで、運転手さんがバスから降りて後ろまで行ってブザーを止めると。その間に周りを確認して、子どもがいないかどうかというような仕組みになっているものでございまして、これについては、内閣府の方から送迎バスに関するブザーの設置に関する一覧というものが出されてまして、その基準に合ったブザーを選定をして設置をする形になります。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

村井利行君。

○2番（村井利行君） 思っていたとおりのブザーでホッとしております。

もう一つですね、次のページ192ページの附則なんですけれども、ここで、令和6年3月31日まで付けなくてもいいような感じのね、附則が載っておりますけれども、その内容的にはどういうことがあればこれを補完しなくてもいいのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂下佳則君） 2番議員の質問にお答えいたします。

このブザーについては、設置を義務付けられておりますが、令和6年3月31日までの間については経過措置が設けられているという形になっております。

それにつきましては、送迎バスの、先ほど申しました安全装置に関するものについては、昨年の暮れあたりから順次リスト化されている中でございまして、その中から各事業者さんが自分の業種に合う、形態に合うものを選ぶというような形になってございますので、

そういった形の中で1年間の経過措置が設けられたというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第18、議案第21号、新十津川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号、新十津川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の答弁及び採決

○議長（笹木正文君） それでは、先ほどの一般会計補正予算の職員費の件で、総務課長、

お願いいたします。

○総務課長（寺田佳正君） 期末手当につきましては、ご承知のように令和3年の人事院勧告に基づく減額というものを昨年度行いました。そういったもので、ここで予算はそのまま計上してございましたので、そこで大きく不用額が出たものでございます。

勤勉手当につきましては、当初予算の成績率、当初の見込みより上位層が多くなったことによりまして、それによって不足額が若干発生したと、そういったような経過となっております。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

それでは改めまして、一般会計の補正予算に対しまして議決をとりたいと思います。

本案に関して、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、令和4年度新十津川町一般会計補正予算第12号については、原案のとおり可決されました。

ここで、11時5分まで休憩といたします。

（午前10時50分）

○議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午前11時05分）

◎議案第22号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第19、議案第22号、新十津川町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号、新十津川町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第20、議案第23号、新十津川町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号、新十津川町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第21、議案第24号、新十津川町廃棄物の減量、適正処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号、新十津川町廃棄物の減量、適正処理及び清掃に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

○議長（笹木正文君） ここで、機械設備の切り替えが必要になってきましたので、11時20分まで休憩といたします。

（午前11時09分）

○議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午前11時20分）

◎議案第25号の内容説明及び質疑（令和5年度予算審議）

○議長（笹木正文君） 日程第22、議案第25号、令和5年度新十津川町一般会計予算を議題といたします。

それでは、1款議会費から審議に入ります。

1項1目議会費の説明を求めます。

議会事務局長。

〔議会事務局長 窪田謙治君登壇〕

○議会事務局長（窪田謙治君） それでは、議長からご指示をいただきましたので、1款1項1目議会費について説明いたします。

予算書は、82ページから85ページをお開きください。

議会費。

本年度予算額5,521万1千円でございます。

財源の内訳は、すべて一般財源でございます。

経費別の事業概要の説明を申し上げます。

1番、議会議員人件費4,998万2千円につきましては、4月分は議員10名の、5月分以降は議員11名の報酬、期末手当、共済費でございます。

議員に対する報酬として3,025万3千円、期末手当として4.40か月分1,117万2千円、共済費として855万7千円となっております。前年度と比較して324万9千円の増額となっております。

給与費の明細につきましては、予算書190ページに記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

続きまして、2番、議会活動運営事業440万3千円につきましては、定例会、臨時会等に伴う費用弁償、会計年度任用職員の報酬、議長交際費、バス賃借料、空知町村議会議長の負担金等でございます。

続きまして、3番、議会要望事業7万円につきましては、町独自の中央要望活動のため議長の費用弁償1回分を計上してございます。

続きまして、4番、議会広報発行事業70万4千円につきましては、改選期であることから、議会だより4月号、6月号、8月号、11月号、2月号の5回発行に要する経費及び広報研修会への参加旅費でございます。議会だよりは、町広報誌と同じく3,100部発行しており、5回の発行で56ページ分を見込んでおります。

続きまして、5番、議会議員改選事務5万2千円につきましては、議場の議員席札の書換え等に要する経費でございます。

以上、議会費の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 1目議会費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は、発言をお願いします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、1目議会費の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） 次に、2款1項1目一般管理費の説明を求めます。
総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） それでは、議長からご指示をいただきましたので、2款1項1目一般管理費の内容について、ご説明を申し上げます。

予算書は、86ページから89ページをご覧ください。

本年度予算額5,309万8千円、前年度予算額5,080万9千円で、比較で228万9千円の増でございます。

財源内訳につきましては、前年度と大きく変わることはありません。

次に、主な経費別の事業概要を申し上げます。

一般管理費は、常勤職員、非常勤職員の管理経費のほか、庁内事務全般に係る経費を計上しておりますが、前年度と大きく変わることはありませんので、変更のある点についてのみご説明をさせていただきます。

1番、総務事務2,713万8千円につきましては、会計年度任用職員人件費、職員旅費、町長車運転業務委託料などとなっております。

飛びまして、10番、職員研修事業でございます。409万7千円。基本的には例年と同様の研修費用を計上しておりますが、自治大学校の派遣人数が、昨年度は1名としておりましたが、従前どおり2名に変更したこと、コロナの関係で募集が無かった海外研修が再開される見込みとなったことから、これらの研修費用について予算措置をすることといたしましたので増額となっております。

なお、参考までに、自治大学校の研修につきましては、コロナによりまして令和2年度から派遣がありませんでしたが、本年4月からの研修に4年ぶりに1名を派遣する計画としてございます。

また、職員の交通安全意識の更なる向上を図るため、新たに全道に5か所ある指定自動車学校において開催されております安全運転再教育講習を受講させることといたしました。安全運転再教育講習は、GPS付の教習車に指導員と共に乗車し、実際の道路を走行した上で、GPSのレポートと指導員からの指導により、本人の運転特性について気付き、今後の運転改善につなげていくというものでございます。受講の対象は、年齢が35歳を過ぎると一般的に事故発生率が下がると言われておりますことから、34歳以下の職員を対象として、5年に1回受講するサイクルを作っていく予定としております。初年度は、新規採用職員も含めまして13人の受講を予定しております。費用は一人7,500円、全体で9万8千円の予算を計上したところでございます。

次に12番、開町記念式開催事業56万5千円につきましては、6月20日の式典に係る会場準備経費、消耗品などの予算計上としてございます。

15番の母県母村等自治交流事業240万円につきましては、今ほどの開町記念式典への母村御一行様来町など、次年度の交流予定事業を踏まえまして、昨年同額の予算計上としてございます。

16番、保護司会支援事業13万3千円につきましては、保護司会の円滑な運営のための助成で、滝川地区保護司会に7万4千円、新十津川分区へ5万9千円となっております。

なお、新十津川分区の保護司の方は、令和4年12月1日に新たに1名の方が就任され、現在7名での活動をいただいております。

17番以降の負担金につきましては、例年の負担と大きく変わるところはございません。

以上、1目一般管理費の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、お願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 1目一般管理費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は、発言を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、1目一般管理費の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） 次に、2款1項2目財政管理費、3目財産管理費の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） それでは、2目財政管理費の内容について、ご説明を申し上げます。

予算書は、88ページから91ページとなります。

本年度予算額993万円、前年度予算額542万4千円、比較で450万6千円の増、財源は、すべて一般財源でございます。

財政管理費は、予算管理、出納事務に係る経費を計上しておりまして、基本となる事業につきましては、前年度と大きく変わるところはございませんので、変更のある点につきましてご説明をさせていただきます。

2番、財務会計管理が増額となっておりますが、令和5年10月から消費税のインボイス制度が開始されることから、インボイス制度に対応した納入通知書、これを発行できるよう財務会計システムの改修を行うもので166万7千円を計上してございます。

次に3番、会計事務につきましては、大きく2点の変更となります。

1点目は、指定金融機関、会計課窓口派遣職員に係る人件費負担で、昨年、指定金融機関より、令和4年度末を以て派遣を廃止する旨の申し入れがなされ、派遣継続の要請を行って参りましたが、廃止の方向性は変わりませんでした。ただし、廃止につきましては、今後の対応に時間が必要なことから、本町が人件費相当額を全額負担することで、令和5年度末まで1年間延長されることとなりましたので、当該経費といたしまして250万円を計上してございます。

2点目は、振込手数料の有料化で、令和5年度から、これまでの無料の取扱いが有料となりまして、給与振込を除き1件55円となることから、口座振込手数料等1万5,000件分として83万9千円を計上いたしました。

次に、3目に移ります。

財産管理費のご説明を申し上げます。

予算書は、90ページから93ページとなります。

本年度予算額 1 億5,113万 5 千円、前年度予算額 2 億752万 2 千円、比較で5,638万 7 千円の減で、庁舎建設事業の終了により大きく減額となっております。

財源の内訳ですが、その他特定財源で1,504万 5 千円、一般財源が 1 億3,609万円でございます。

特定財源の内容を申し上げます。

その他財源の主なものといたしましては、建物貸付収入973万 1 千円で、貸付収入の主なものでございますが、町有住宅の使用料839万円、そらち森林組合事務所79万 4 千円、庁舎の自動販売機設置貸付料 5 万 6 千円などとなっております。

基金運用収入は、運用平均利率を0.13パーセントと見込んで500万 5 千円を計上してございます。

次に、主な経費別の事業概要を申し上げます。

財産管理費につきましては、庁舎並びに普通財産、各施設に共通する業務、自動車、電子機器管理などに係る経費を計上しておりまして、前年度と同様な考え方で予算計上させていただいております。

1 番、町有住宅維持管理事務77万 7 千円につきましては、町有住宅21戸の維持管理経費で、現在20戸の入居となっております。

2 番、庁舎管理事務4,567万円は、新庁舎の設備、機能を維持するための各種保守点検業務や光熱水費となっております。

主な内容でございますが、委託料として、庁舎管理、清掃業務、エレベーター保守点検、冷暖房設備等保守点検、自動ドア保守点検など合せまして2,577万 9 千円。光熱水費については、単価上昇分を考慮しての計上としておりまして、電気料が前年比約33パーセント増の1,201万円、重油につきましては、前年比約21パーセント増の435万円の計上としてございます。

次に 3 番、普通財産管理事務4,838万円でございますが、旧中央体育館解体に4,248万 2 千円、開基100年の際に建てました看板、町内 3 か所、花月、大和、吉野方面にございますが、これが老朽化したため、この撤去経費として34万 1 千円を計上したほか、町有地の草刈り、町有施設の除雪経費など適切な財産管理に必要な経費を計上してございます。

4 番、各施設共通管理事務1,840万 7 千円は、地域包括支援センターの農村環境改善センター移転に伴う情報ネットワーク構築等が終了いたしましたので、大きく減額となり、平年において必要となる経費の計上となっております。

主なものでは、電気工作物の保安管理、床、ガラス定期清掃業務、浄化槽保守、清掃、機械警備の委託などに合わせまして1,271万 1 千円、建物災害及び総合賠償の保険料といたしまして365万 6 千円の計上してございます。

次に 5 番、自動車管理事務961万 7 千円は、総務課で管理する車両21台分の維持管理経費となります。車両の更新といたしましては、平成15年式の普通自動車 1 台の更新を予定してございます。

次に 6 番、電子機器管理事務1,690万 1 千円は、サーバ 2 台の更新を行ったことから、延長していた単年度の保守委託が終了いたしましたので大きく減額となっております。平年において必要となる各種システムや回線の使用料、保守業務委託料について計上している

ところでございます。

以上、2目財政管理費及び3目財産管理費の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、お願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 2目財政管理費、3目財産管理費の説明が終わりました。

それでは質疑に入ります。

質疑のある方は、発言をお願いします。

5番、小玉博崇君。

○5番（小玉博崇君） 財産管理費の事業番号2番、庁舎管理事務でちょっとお尋ねしたいと思いますが、今年度いろいろ見ると、空調だとか、天井からの水漏れだとか、少し不具合というか、新庁舎の不具合が少し感じるところがありますが、令和5年においては、その辺何か主な改修等何か見込まれているかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） ただいまの5番議員の質疑にお答えいたします。

新庁舎に移転いたしまして、今質疑の中にありましたように、今年度若干修繕を余儀なくされたという経過がございましたが、現在のところ他に不具合等は聞き及んでございませんので、取り立てて改修をするという予定は持ってございません。以上でございます。

○議長（笹木正文君） いいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、2目財政管理費、3目財産管理費の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） 次に、2款1項4目文書広報費、5目企画費の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） それでは、4目文書広報費の内容について、ご説明を申し上げます。

予算書は、92、93ページとなります。

本年度予算額607万4千円、前年度予算額495万5千円、比較で111万9千円の増、財源につきましては、広報購読料、広報広告掲載料、合わせまして12万円、一般財源595万4千円となります。

主な経費別の事業概要を申し上げます。

1番、広報誌発行事業301万4千円ですが、広報しんとつかわの発行に係る経費で、編集、印刷等に係る経費が主なものとなります。

変更点といたしましては、一昨年度からAR、拡張現実と呼ばれる、広報からスマホで動画を読み取ることの出来る仕組みを取り入れておりましたが、システム利用料の大幅な値上げと相まって、同時に進めておりましたYouTubeでの動画視聴者の割合が多く、町民の皆さんの認知度が高いことから、ARの使用を取りやめることとし、QRコードによるYouTube動画の視聴のみとすることといたしましたので、システム使用料39万

6千円が減額となっております。

2番、まちづくり読本作成事業165万円は、令和5年度が統一地方選挙の年であることから、令和5年度、令和6年度2か年分のまちづくり読本作成経費を計上してございます。

3番、電子情報発信事業139万3千円は、町ホームページの作成システムの使用料と保守料、LINEの有料サービス使用料の計上が主なものとなります。

本町のホームページの閲覧数につきましては、令和5年2月現在で訪問者と言われる延べの利用者数は、月平均約2万6,600人、前年度が2万1,500人で5,100人の増、実質の利用者は、月平均約1万7,100人、前年度が約1万4,700人で2,400人の増という状況となっております。閲覧数の多いものにつきましては、キャンプフィールド、各種イベント情報、新型コロナウイルスに関する情報、これらが上位となっております。

また、令和3年度から始めましたLINEによる情報発信につきましては、現在約700件の登録となっております。

次に、5目企画費の内容について、ご説明を申し上げます。

予算書は、92ページから95ページとなります。

本年度予算額1億27万2千円、前年度予算額1億9,652万8千円、比較で9,625万6千円の減でございます。

特定財源の主なものでございますが、JR札沼線跡地整備等推進基金繰入金691万4千円は、札沼線の代替交通運行費用として、花月方面を運行する交通の運行負担金に充当するものでございます。

昨年度予算で充当しておりました過疎地域持続的発展特別事業債、いわゆる過疎ソフト事業債につきましては、令和5年度においても総額で8,840万円の借入れを行うこととして予算計上をしてございますが、事業への充当につきましては、特別交付税の算定対象となる事業との兼ね合いがありますことから、当初予算では、それぞれの事業に充当を行わず、決算において整理することとさせていただいたところであります。

以下、総務課以外の課の事業への充当につきましても同様の取扱いをしてございますので、ここで申し添えさせていただきます。

次に、主な経費別の事業概要を申し上げます。

3番、行政評価推進事業17万円は、住民アンケートに係る経費となりますが、デジタル化推進の一環として、紙を使った郵便での回答に加えてまして、WEB回答での回答も出来るようにいたしました。WEBでの回答は、これまでの平均的な回収率約48パーセント、この半分程度の144人と見込みまして、これらの方には、とくとっぷカードのポイント200ポイントを付与することとしてございます。

4番、総合行政審議会運営事業83万8千円は、審議委員20名の報酬、費用弁償で、令和5年度は、新たな計画の策定等が少ないといったこともありまして、会議9回分の開催費用を計上してございます。

次に5番、地域公共交通確保事業2,935万5千円につきましては、地域公共交通に係る本町の運行負担となります。内訳でございますが、地域間幹線の補助路線である、みどり、橋本町を經由して滝川へ向かう新十津川線に846万2千円、役場と各方面を結ぶフィーダー系統の補助路線である総進、花月線、ふるさと公園線分が691万4千円、徳富、大和線、砂川線分が合せまして965万2千円、合計で1,656万6千円となります。

運行経費以外の負担といたしましては、小中学生無料乗車運賃負担として6万8千円、車両位置情報閲覧システム使用料に1万4千円、老朽化が著しく、利用頻度の少ないバス停留所4か所、バス待合所ですね、失礼しました。4か所の撤去費用といたしまして131万4千円、地域公共交通の案内パンフレットの増刷に22万円、事務費、車両確保負担分などに146万8千円となっております。

次に6番、しんとつかわ魅力発信事業285万6千円につきましては、大きく4点の内容となります。

1つ目が、全道の道の駅に配架される魅力発信冊子、プチJ P O 1の作成といたしまして147万4千円となります。前回、令和3年度に作成した経過がございますが、ふるさと公園のリニューアルに伴い、一部内容を入れ替えて作成するもので2万部の印刷を予定しております。

2つ目が、昨年、町内で開催されました音楽フェスティバルSORAONが令和5年度においても本町において開催されることから、その支援を行いたいとして100万円を計上いたしました。

このイベントは、音楽界の第一線で活躍されている著名な音楽家が出演する大イベントで、昨年は、町内外から3,000人ももの来場があり、今年度は5,000人を目指すべく準備をしているとのことです。

SORAONにつきましては、現在もホームページで、昨年のイベント広場での楽しげな様子の動画が流れておりまして、参加アーティストや来場者のフェイスブック、ツイッターなどのSNSでも盛んに情報が発信されるなど、新十津川の魅力というものを広く知ってもらう非常に有用な機会の一つと期待できるものでございます。

とりわけ、著名アーティストのSNS発信は、そのフォロワー数、リツイート数が数万、数十万という単位でございまして、今後における交流人口、関係人口の増加に寄与できるイベントであるとして、広告費的な意味合いも兼ねまして支援を行うこととしたものでございます。

3つ目が、航空写真の撮影で、パンフレット等への掲載用として、その時々の新十津川の町並みを未来に残すために定期的に撮影しているもので23万7千円を計上しております。

4つ目が、農高生による魅力発信動画の作成で、本町で学ぶ新鮮な目線で、若い人が本町に住みたくなるような動画を作成できないかとの要請に対しまして、課外活動としての取組みが可能となったもので、7月頃の完成を目指して準備を進めてございます。

撮影や編集につきましては、使い慣れた編集ソフトが使える生徒自身のスマートフォンやiPadを使用するとのことで、取材の際の移動支援などの人的な支援以外に予算は基本的に不要というお話をいただいております。

7番、定住促進対策事業でございます5,673万円につきましては、新築住宅27棟分で3,910万円、中古住宅8棟分で490万円、親との近居加算分といたしまして18世帯分360万円を計上いたしました。

また、中学生までのお子さんがある場合に交付するふれあい商品券につきましても、50名分を計上いたしました。

定住促進事業のこれまでの事業実績につきましては、本年2月末で16件、内訳は、町外からの転入が8件で、家族人数23人、うちお子様が7人、町内者の定住が8件で、家族人

数27人、うちお子様が8人、近居助成が7件といった状況となっております。

8番、共同賃貸住宅建設促進事業600万円につきましては、建設希望があった際に、速やかに助成金の手続きが行えるよう、町内事業者施工6戸分を予め予算計上しておくものでございます。

9番、北海道応援大使事業200万円は、北海道日本ハムファイターズが新たに北海道応援大使プロジェクトを進めることとなり、令和5年度は、本町も加盟いたしますオール北海道ボールパーク連携協議会加盟の17団体が、このプロジェクトの対象団体となったことから、ファイターズと連携し様々な事業を展開していこうとするものでございます。

事業の詳細は、今後において日本ハムファイターズと協議しながら決めていくこととなりますが、現段階では、ファイターズ応援ツアー、選手等によるトークショー、エスコンフィールドでの特産品PRなどが予定されてございます。

10番、空知地域創生推進事業15万円は、北海道空知地域創生協議会が主催いたします空知をPRする各種事業への負担金で、次年度事業の整理、重点化を行った結果、5万円の減額となっております。

11番の中空知定住自立圏しごと等魅力発信事業5万円は、中空知の定住自立圏が主体となって進めます短大生、高校生の地元定着、就業促進のための合同企業説明会事業の負担金となっております。

以上、4目文書広報費及び5目企画費の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、お願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 4目文書広報費、5目企画費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は、発言をお願いします。

3番、進藤久美子君。

○3番（進藤久美子君） 予算書95ページ、企画費の事業番号6番の新十津川魅力発信事業285万6千円についてお伺いをさせていただきます。今ほどSORAONに支援をするというご説明を受けたところでございますが、このSORAONに支援をするとなった経緯っていうのと、また、具体的な支援策、何か特別支援するもの、お金のほかに何か具体的な支援策はあるのか。それによって、本町にどのような効果をもたらすのか、3点お伺いさせていただきたいと思っております。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） ただいまの3番議員の質疑にお答えいたします。

ただいまの説明のちょっと繰り返しになってしまうかもしれませんが、昨年度、本町において大規模な音楽フェスティバルが開催されました。実行委員の方々、昨年お礼を含めて本町の方へおいでいただきまして、是非次年度も開催をしたい。ついては、それについて町として何か支援をいただけないものかというようなご相談をいただいたことから、こういった事業の展開に至っております。

内容といたしましては、支援金といたしまして100万円の支援を行うといった内容となっております。

失礼いたしました。三つ目がその効果ということでございますが、先ほど申し上げまし

たように、ここにお出でいただく観覧者といいたまいますか、数千人の方がお出でいただくこととなります。お若い方が多いということでSNS等を使つての発信が非常に多い。加えて、一番大きなものとしましては、その来町するアーティストの方々、本当にテレビ等で日々活躍しているような方がお出でいただくということで、そういう方々のSNS発信を見ますと「新十津川はこういうところであった」というような発信が昨年もなされておりますので、こういったものの魅力発信の効果というのは非常に大きいものがあるというふうに考えてございます。そういったことが効果の一つになろうかと思つてございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

村井利行君。

○2番（村井利行君） 今の質問と関連なんですけれども、これを目玉にして今後続けていく計画はあるのかないのか。非常に良いと思うんですね、人を集めるとしたら。その辺の気持ちをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） ただいまの2番議員の質疑にお答えいたします。

このSORAON、実行委員会というものが組織されておりまして、運営母体となつてございます。町はそこには加盟してございません。あくまでも、この実行委員会の方針によつて、今後令和6年度以降の開催の可否が決定されていくものかと思つています。

ただ、こういったものが本町に定着していくということであれば、令和5年度と同程度の支援というのは継続していく効果があるのかなというふうに考えてございますが、令和5年度の状況もよく見極めた上で決定をしていくことになろうかと思つています。以上でございます。

○議長（笹木正文君） いいですか。

ほかに質疑ございませんか。

小玉博崇君。

○5番（小玉博崇君） 文書広報費、事業番号3番、電子情報発信事業についてお聞きしたいと思いますが、今回、委託費でホームページ作成システムの改修業務ということで計上されていると思いますが、このシステム改修の内容についてお聞きしたいと思つています。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） ただいまの5番議員の質疑でございますが、担当グループ長よりお答えを申し上げます。

○総務課企画調整グループ長（新居剛紀君） それでは5番、小玉議員さんの質問にお答えさせていただきます。総務課企画調整グループ新居と申します。

ただいまの改修工事の件でございますが、今、職員が使っているホームページシステムにつきましては、従来、ホームページを作成しまして、この時点で更新をかけるという予約をしたときに、従来でしたら、その期日までは今まで作つていたホームページが公開される。その時点が来た段階で更新されるという流れが本来なんですけれども、今のシステ

ム上では、ホームページを作成しまして、未来の時点で登録したときに、それを承認してしまうと、今まで掲載されていたページが消えてしまうという不具合が生じてございます。その不具合を解消する、こういった改修内容になってございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、4目文書広報費、5目企画費の質疑を終わります。

ここで、13時まで休憩といたします。

（午後12時00分）

○議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（笹木正文君） 午前中に引き続きまして予算審査、2款1項6目交通安全対策費の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 長島史和君登壇〕

○住民課長（長島史和君） 議長のご指示をいただきましたので、2款1項6目交通安全対策費についてご説明いたします。

予算書は、94ページから97ページまでになります。はじめに94ページ、95ページをお開きください。

交通安全対策費。

本年度予算額1,341万2千円でございます。

増額の主な要因は、中央地区市街街路灯維持管理負担金の電気料高騰分及び修繕料引当金の計上によるものでございます。

財源内訳は、その他財源で17万5千円、一般財源は1,323万7千円でございます。

次に、事業の主なものについてご説明申し上げます。

1番、交通安全推進事業250万3千円につきましては、交通安全指導員16人に係る報酬を委託料として支給するもので48万円、街頭指導に係る立哨交付金73万円は、4時間以内の交付金を1,000円から1,200円に増額しております。また、令和5年度は指導員の改選期でございますので制服費購入5人分、80万9千円も計上しております。

2番、交通安全施設整備事業34万4千円につきましては、弥生区自治会館前の交通安全看板と赤色回転灯2か所の電気料、花月区及び橋本区の交通検問所の維持管理費を計上しております。

また、令和5年度では大和基線バス停撤去に伴い、赤色回転灯を雨竜境にございます交通安全看板に16万円にて移設を行うものでございます。

3番、中央地区市街街路灯維持管理負担金937万1千円につきましては、街路灯311基の維持管理を行う中央地区市街街路灯管理組合に対して、令和5年度分の電気料の87パーセント分、713万1千円、こちらの電気料、昨年実績521万1千円の約1.35倍で見えてございま

す。それにプラス事務費24万円、修繕料引当金200万円を負担金として計上してございます。

4番、新十津川町安全・安心推進協会負担金119万4千円につきましては、安全・安心推進協会に対する負担金を計上しており、青パト出動1回当たり、こちらも1,000円を1,200円に増額してございます。

以上、交通安全対策費の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 6目交通安全対策費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方は、発言を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、6目交通安全対策費の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） 次に、2款1項7目町有林造成管理費の説明を求めます。産業振興課長。

〔産業振興課長 小松敬典君登壇〕

○産業振興課長（小松敬典君） 議長のご指示をいただきましたので、2款1項7目町有林造成管理費の内容についてご説明申し上げます。

予算書は、96ページ、97ページをご覧ください。

本年度予算額100万円丁度でございます。

財源内訳、その他財源で立木売払収入120万9千円は、幌加町有林カラマツ5ヘクタール伐採に係る流木売払代金となっております。

次に、主な経費別の事業概要を申し上げます。

1番、町有林保育管理事業。町有林の下刈りは、百年の森0.93ヘクタールは、令和2年に植栽しましたクリーンラーチが順調に生育したため下刈りは実施いたしません。総進の創造の森1.4ヘクタールの下刈りは、こちら展示林でもございますので、3回分、63万8千円。創造の森に設置しました開基120年の記念植樹看板の補修費用として12万1千円を計上しております。

新年度は、公営住宅さくら団地建設に伴います実施設計が始まる予定でございます。木造平屋建ての公営住宅建設を目指して、幌加町有林のカラマツを使用することとしてございます。幌加町有林のうち、カラマツ5ヘクタール分を伐採し、その中から建築資材に適した材を提供することとしてございます。製材、加工の期間を想定し逆算しますと、伐採時期については9月までとなっております。建築資材に使用しない木材はすべて売払う予定です。売払い収入として120万9千円を歳入として計上させていただきました。

以上、7目町有林保育管理費の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 7目町有林造成管理費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は、発言をお願いします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、7目町有林造成管理費の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） 次に、2款1項8目公平委員会費の説明を求めます。
公平委員会書記長。

〔公平委員会書記長 窪田謙治君登壇〕

○公平委員会書記長（窪田謙治君） ご指示をいただきましたので、2款1項8目公平委員会費について説明いたします。

予算書は、96ページ、97ページをお開きください。

公平委員会費。

本年度予算額4万5千円でございます。

財源内訳は、すべて一般財源でございます。

公平委員会は、職員の利益の保護と公正な人事権を保障するための組織として3人の委員で構成され、会議費として2回分を計上してございます。

以上、公平委員会費の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 8目公平委員会費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
質疑のある方は、発言を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、8目公平委員会費の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） 次に、2款1項9目行政区費の説明を求めます。
住民課長。

〔住民課長 長島史和君登壇〕

○住民課長（長島史和君） ご指示をいただきましたので、2款1項9目行政区費についてご説明いたします。

予算書は、96ページから99ページまでになります。はじめに96ページ、97ページをお開きください。

行政区費。

本年度予算額2,013万円でございます。

増額の主な要因は、行政区活動支援交付金、行政区提案事業分1区平均3万円増額計上したことによります。

財源内訳の内容につきまして、その他財源の徳富地区自治会館維持管理協力金22万円は、行政区自治会館維持管理事業に充当するものでございます。

次に、主な経費別の事業概要についてご説明申し上げます。

1番、行政区運営事業536万3千円につきましては、行政区長11名に係る報酬、費用弁償を委託料として支給するもので319万4千円、それと行政区への事務取扱交付金216万円を計上してございます。

2番、行政区活動支援事業1,436万7千円につきましては、行政区の自主的活動が活発となり、地域コミュニティの活性化が図られるよう支援するための交付金などございま

して、行政区活動支援交付金として1,422万5千円、行政区の役員等に参加願う研修会への参加経費として8万3千円を計上してございます。

行政区活動支援交付金の内訳でございますが、行政区活動基本事業分は219万1千円、行政区協働事業分785万4千円、行政区提案事業分は1区平均3万円増額し220万円、郷土愛育成事業分110万円、環境づくり事業分88万円を計上してございます。

なお、令和5年度の提案型事業の申請状況につきましては、提案事業が29件、郷土愛育成事業が11件、環境づくり事業が11件で、事業数は令和4年度当初と比較して14事業増となっております。新型コロナウイルスの感染拡大が収束に向かっていることから、世代間交流事業など区民交流を図る事業が多く計画されております。また、防災意識を高めるため防災関連の研修や訓練は、前年度より9事業増の14事業となっております。

3番、行政区自治会館維持管理事業40万円につきましては、自治会館で緊急に消波修繕が発生した場合に対応するための修繕費30万円及び手数料10万円を計上してございます。

以上、行政区費の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 9目行政区費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は、発言を願います。

4番、鈴木康裕君。

○4番（鈴木康裕君） 99ページの方の最後の3番、行政区自治会館維持管理事業で、去年も同じ30万円が管理のためというふうな発表がありましたが、手数料の10万円ってというのは何でしょうか。

○議長（笹木正文君） 住民課長。

○住民課長（長島史和君） 4番議員のご質問にお答えいたします。

昨年度まで修繕ということで30万円を計上させていただいておりました。今回の手数料ということで10万円を見させていただいたものが木の剪定ですとか、伐採とか抜根とかの部分が見受けられましたので、今回計上して臨機応変に対応できるようにということで手数料を改めて計上させていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、9目行政区費の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） 次に、2款1項10目諸費の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） それでは、議長からご指示をいただきましたので、2款1項10目諸費の内容についてご説明を申し上げます。

予算書は、98ページから101ページとなります。

本年度予算額1億8,660万4千円、前年度予算額2億4,940万4千円、比較6,280万円の減でございます。

諸費につきましては、他の科目に区分することが出来ない経費について計上してござい

して、事業内容におきましては、前年度と大きく変わるところはございません。

財源につきましては、人権擁護事業に係ります国からの委託金5万円、ふるさと応援寄附金は1億1,000万円の計上、返礼品をはじめとするふるさと応援寄附金推進事業に充当する基金繰入金7,100万5千円となっております。

主な経費別の事業概要でございます。

2番のふるさと応援寄附金推進事業7,100万5千円につきましては、寄附に係る返礼品の発送、寄附申込用専用サイトの使用料、ふるさと納税に係る事務委託経費などで、全額基金を財源としてございます。

返礼品につきましては、寄付額に応じまして、現行では74品目での対応を行っておりますが、より魅力的な返礼品を揃えることが出来るよう工夫を重ねて参る予定としてございます。

次に3番、人権擁護委員協議会負担金7万9千円は、国から人権啓発運動の実施要請がありましたので、小学校と連携いたしまして、小学1年生を対象に人権の花運動を開催することとして5万2千円を計上してございます。

8番、ふるさと応援基金積立金は、寄附金1億1,000万円と基金運用収入の積立てを計上してございます。

以上、10目諸費の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 10目諸費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は、発言を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、10目諸費の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） 次に、2款2項1目賦課徴収費の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 長島史和君登壇〕

○住民課長（長島史和君） ご指示をいただきましたので、2款2項1目賦課徴収費についてご説明いたします。

予算書は、100ページから103ページまでになります。100ページ、101ページをお開きください。

賦課徴収費。

本年度予算額1,974万2千円でございます。

減額の主な要因は、コンビニ納税導入業務終了などによる委託料の減額によるものでございます。

財源内訳の内容につきまして、国庫支出金のデジタル基盤改革支援補助金352万円は、町税賦課事務に充当しており、そのほかは前年度から特に変わりはありません。

次に、事業の主なものについてご説明申し上げます。

1番、町税賦課事務1,261万8千円につきましては、各市町が導入している窓口業務用のシステムのデータベースの項目や帳票のレイアウト等をすべてのメーカーで統一する国の動きで、地方公共団体情報システム標準化に関する法律の施行に伴い対応することが義

務付けられたため、現行システムと標準仕様の差異分析等の町税に係る業務に352万円、現在紙ベースで行っております個人住民税の特別徴収税額通知を電子化するシステム改修業務に139万7千円を計上いたしました。そのほかの経費につきましては、前年度から特に変わりはありません。

2番、町税徴収事務395万6千円につきましては、令和5年度から本格運用いたしますコンビニ収納業務の月額基本料及び1件当たり61円、4,000件分の手数料40万1千円を計上いたしました。また、老朽化により更新が必要となった金融機関が受け付けた納付書を読み込む収納用のOCR機器更新に255万8千円を計上いたしました。そのほかの経費につきましては、前年度から特に変わりはありません。

3番、固定資産評価替事業316万8千円につきましては、令和6年度の固定資産評価替えに向けた市街地宅地評価法による路線価の算定に要する経費を計上してございます。

以上、賦課徴収費の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 1目賦課徴収費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は、発言を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、1目賦課徴収費の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） 次に、2款3項1目戸籍住民登録費の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 長島史和君登壇〕

○住民課長（長島史和君） ご指示をいただきましたので、2款3項1目戸籍住民登録費についてご説明いたします。

予算書は、102ページから103ページまでになります。

戸籍住民登録費。

本年度予算額2,176万5千円でございます。

増額の主な要因は、現行システムと標準仕様の差異分析等の戸籍に係る業務を計上したことによるものでございます。

財源内訳の内容につきましては、国庫支出金のデジタル基盤改革支援補助金863万8千円は戸籍総合システム管理事業に充当しており、そのほかは前年度から特に変わりはありません。

次に、事業の主なものについてご説明申し上げます。

2番、戸籍総合システム管理事業276万1千円につきましては、中空知5市5町が共同運用する戸籍システムの本町購入機器分の保守委託料23万1千円と、5市5町の共同運用部分について、負担割合に基づく本町分の負担金253万円を計上しております。

3番、住民基本台帳ネットワークシステム管理事業218万6千円につきましては、住民基本台帳ネットワークシステム機器の保守委託料87万2千円、郵便局でのマイナンバーカード申請支援事務42万3千円を計上、また、マイナンバーカードの普及促進のための取り組みとして、現行のカード交付時に来庁する方式に加え、職員が申請書作成や写真撮影の支援ができる申請時来庁方式を継続するための経費として、郵券料や消耗品費51万2千円

を計上しております。引き続き取得率の向上に繋がりたいと考えております。

ちなみに、2月末現在のカード申請件数は5,397人、82.94パーセント、交付件数は4,509人、69.29パーセントでございます。

4番、総合行政システム管理事業1,597万6千円につきましては、住基、医療、各種税などを総合的に管理するシステムの保守委託料733万8千円。先ほども町税賦課事務でもご説明いたしましたが、現行システムと標準仕様の戸籍に係る差異分析等の業務及びシステム改修などに863万8千円を計上しております。

5番、旅券発給事務7万5千円につきましては、北海道から権限移譲を受け、雨竜町、浦臼町及び本町が滝川市へ事務を委託しており、前年度の交付件数に応じて委託料を支払うもので、例年は80件を見込んでおりましたが、昨年度に引続き本年度も55件分で計上しております。

以上、戸籍住民登録費の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 1目戸籍住民登録費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方は、発言を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、1目戸籍住民登録費の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） 次に、2款4項1目選挙管理委員会費、2目知事・道議会議員選挙費、3目町長・町議会議員選挙費の説明を求めます。

選挙管理委員会書記長。

〔選挙管理委員会書記長 寺田佳正君登壇〕

○選挙管理委員会書記長（寺田佳正君） 議長からご指示をいただきましたので、2款4項1目選挙管理委員会費の内容についてご説明を申し上げます。

予算書は、102ページから105ページをご覧ください。

本年度予算額36万円、前年度予算額36万円、比較ゼロで、財源は、すべて一般財源となります。

経費の内容でございますが、選挙管理委員会運営事業として、例年同様の委員4名の報酬及び費用弁償、選挙システムの保守委託料、選管連合会等への負担金などとなっております。

次に、2目の知事・道議会議員選挙費の内容を申し上げます。

予算書は、104ページから107ページとなります。

本年度予算額669万8千円、前年度予算額306万円、比較363万8千円の増で、財源内訳は、全額、知事・道議会議員選挙費委託金でございます。

経費の内訳は、令和5年4月9日執行予定の北海道知事、北海道議会議員選挙に必要な選挙管理委員会開催経費、期日前投票及び投票日の投票管理者、投票立会人等の報酬、投・開票事務従事者の手当、ポスター掲示場維持管理委託料のほか、会計年度任用職員の人件費、事務用消耗品などとなっております。

次に、3目の町長・町議会議員選挙費の内容を申し上げます。

予算書は、106、107ページとなります。

本年度予算額1,365万2千円、前年度予算額2万3千円、比較1,362万9千円の増で、財源内訳は、一般財源となります。

令和5年4月23日に執行予定の町長・町議会議員選挙に必要な選挙管理委員会開催経費、期日前投票及び投票日の投票管理者、投票立会人等の報酬、投・開票事務従事者の手当、投票用紙や選挙公報の印刷代、ポスター掲示場維持管理委託料のほか、選挙運動の公費負担に係る費用についてを計上してございます。

以上、2款4項1目選挙管理委員会費から、3目町長・町議会議員選挙費までの説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 1目選挙管理委員会費、2目知事・道議会議員選挙費、3目町長・町議会議員選挙費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は、発言を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、1目選挙管理委員会費、2目知事・道議会議員選挙費、3目町長・町議会議員選挙費の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） 次に、2款5項1目統計調査費の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） 2款5項1目統計調査費の内容についてご説明を申し上げます。

予算書は、108ページ、109ページになります。

本年度予算額43万円、前年度予算額23万6千円、比較19万4千円の増でございます。

特定財源は、いずれも統計調査に係る委託金となります。

事業内容につきましては、国からの法定受託事務であります各種統計業務で、令和5年度における大規模な調査につきましては、事業番号4番、住宅・土地統計調査事業が、5年に一度の調査対象年で、人が居住する建物の状況や土地の保有状況などを調査内容として、町内10地区を対象といたしまして実施されることとなっております。

以上、2款5項1目統計調査費の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 1目統計調査費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は、発言願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、1目統計調査費の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） 次に、2款6項1目監査委員費の説明を求めます。

監査委員書記長。

〔監査委員書記長 窪田謙治君登壇〕

○監査委員書記長（窪田謙治君） ご指示をいただきましたので、2款6項1目監査委員費について説明いたします。

予算書は、108ページ、109ページをお開きください。

監査委員費。

本年度予算額181万2千円でございます。

財源内訳は、すべて一般財源でございます。

この目は、監査委員2名の監査事務に要する経費で、報酬、費用弁償、空知町村等監査委員協議会負担金などを計上してございます。

また、今年度の監査計画では、例月現金出納検査を12回、随時監査を4回、決算審査及び定期監査を各1回予定してございます。

以上、監査委員費の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 1目監査委員費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は、発言を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、1目監査委員費の質疑を終わります。

◎散会の宣告

○議長（笹木正文君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日15日は、午前10時から開会をいたしますので、よろしく願います。

それでは、本日の本会議はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後1時38分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和5年第1回新十津川町議会定例会

令和5年3月15日（水曜日）

午前10時00分開会

◎議事日程（第4号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案第25号 令和5年度新十津川町一般会計予算

（内容説明及び質疑）

〔3. 1. 1 社会福祉総務費から8. 5. 2 住宅建設費まで〕

◎出席議員（10名）

2番	村井利行君	3番	進藤久美子君
4番	鈴井康裕君	5番	小玉博崇君
6番	杉本初美君	7番	西内陽美君
8番	長谷川秀樹君	9番	長名實君
10番	安中経人君	11番	笹木正文君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君
総務課長	寺田佳正君
会計管理者	内田充君
保健福祉課長	坂下佳則君
保健福祉課主幹	向井利行君
保健福祉課主幹	宮本昌枝君
保健福祉課子育て・福祉グループ長	桃井隆宏君
保健福祉課子育て・福祉グループ主査	中竹千香子君
保健福祉課主幹	岡田理恵君
保健福祉課健康推進グループ長	栗山久枝君
保健福祉課健康推進グループ主査	白石隆之君
住民課長	長島史和君

住民課住民活動グループ長	笹	木	裕	一	君
住民課住民活動グループ主査	神	田	晃	宏	君
住民課戸籍保険グループ長	由	野		格	君
教育委員会事務局長	鎌	田	章	宏	君
産業振興課長兼					
農業委員会事務局長	小	松	敬	典	君
農業委員会事務局長主幹	平	川	宏	之	君
農業委員会事務局長主査	穴	吹	理	恵	君
産業振興課主幹	坂	本		剛	君
産業振興課主幹	岡	崎	弘	幸	君
産業振興課農林畜産グループ長	得	地	史	郎	君
産業振興課副主幹	西	村	幸	真	君
産業振興課商工観光グループ長	竹	村	大	樹	君
産業振興課商工観光グループ主査	深	瀬	直	人	君
建設課主幹	千	石	哲	也	君
建設課都市管理グループ長	矢	野	将	崇	君
建設課副主幹	堀	下	琢	磨	君
建設課土木グループ長	森		直	文	君
建設課副主幹	松	原	智	宏	君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	窪	田	謙	治	君
--------	---	---	---	---	---

◎開議の宣告

○議長（笹木正文君） 皆さんおはようございます。

ただいま出席している議員は10名であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、8番、長谷川秀樹君。9番、長名實君。兩名を指名いたします。

◎議案第25号の内容説明及び質疑（令和5年度予算審議）

○議長（笹木正文君） 日程第2、議案第25号、令和5年度新十津川町一般会計予算を議題といたします。

昨日に引き続き、内容の説明及び質疑を行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、3款1項1目社会福祉総務費の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 坂下佳則君登壇〕

○保健福祉課長（坂下佳則君） 皆さま、改めましておはようございます。議長のご指示をいただきましたので、3款1項1目社会福祉総務費について説明いたします。

予算書は、110ページから113ページをお開きください。

本年度予算額9,601万8千円。

財源内訳の主なものとしましては、その他財源、公共施設整備基金繰入金836万円は、ゆめりあホール吊物装置交換修繕、トップライトガラス取替修繕に充当する予定でございます。ほかは、特に変更はございません。

次に、事業の主なものを説明いたします。

111ページをご覧ください。

3番、総合健康福祉センター管理運営事務6,553万7千円は、総合健康福祉センターの施設運営に要する管理委託料、光熱水費、燃料費などのほか、ゆめりあホール等の管理運営業務委託料、ゆめりあホール吊物装置のマニラロープ交換修繕220万円、3階階段ホールトップライトガラス取替修繕616万円などを計上しております。

4番、総合行政システム管理事業258万円は、健康管理、障害者福祉、児童手当、子育て支援システムの保守委託料を計上しております。なお、令和5年度は、令和4年度に行ったシステム改修がありませんので事業費が減となっております。

7番、新十津川町赤十字奉仕団負担金15万5千円は、高齢者や福祉施設での行事などに

協力奉仕している活動に対する負担金のほかに、令和5年度は、研修実施に伴うバス借上げ料助成金を計上しておりますので事業費が増となっております。

9番、社会福祉協議会補助金2,167万7千円は、新十津川町社会福祉協議会が推進する社会福祉事業等の計画的かつ安定的な執行を支援するため、事務局長、事務局職員2名の合計3名分の人件費相当額を助成するものでございます。

なお、令和4年度に実施いたしました民生委員・児童委員改選事務、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業、社会福祉施設等新型コロナウイルス感染症予防対策事業、社会福祉協議会運営経費補助金につきましては、事業を終了しております。

以上、社会福祉総務費の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 1目社会福祉総務費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方は、発言を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、1目社会福祉総務費の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） 次に、3款1項2目高齢者福祉費の説明を求めます。保健福祉課長。

〔保健福祉課長 坂下佳則君登壇〕

○保健福祉課長（坂下佳則君） 3款1項2目高齢者福祉費について説明いたします。予算書は、112ページから115ページをお開きください。

本年度予算額2億1,079万3千円。

財源内訳の内容は、前年度と特に変わりはありません。

次に、事業の主なものを説明いたします。

1番、高齢者除雪事業1,155万9千円は、在宅の70歳以上の高齢者世帯等を対象に、緊急避難路の確保のための生活道路、ベランダの除雪行う除雪サービス事業として675万7千円、玄関前除雪や屋根雪除雪を実施した高齢者世帯等へ費用の2分の1、上限5万円を助成する高齢者世帯等除雪費助成事業で480万円を計上しております。

2番、長寿を祝う会開催事業240万円は、高齢者に対し畏敬の念を表すとともに、末永い健康及び幸せを願うため、実行委員会方式により開催する長寿を祝う会の開催負担金でございませぬ。

6番、緊急通報システム推進事業26万5千円は、高齢者、障害者の日常生活の安全確保及び不安解消を図るため、レンタル方式により本体とペンダント型の緊急通報装置を設置する費用7台分及び電池交換費用19件分を計上してございませぬ。

なお、2月末現在の設置台数は47台となっております。

7番、在宅生活支援用品購入助成事業51万8千円は、高齢者及び障害者、その支援者の負担を軽減するため福祉用具の購入費用の一部を助成するものでございませぬして、介護セラピー人形、階段昇降機、電動起立補助座椅子、高齢者の防犯用として、電話防犯機器の購入について購入費の2分の1を助成するものでございませぬ。

10番、介護保険事業1億3,430万3千円は、介護保険の保険者である空知中部広域連合

が実施する介護保険制度の円滑な実施運営のための負担金が主なものでございます。

また、令和5年度からは、地域包括支援センターを社会福祉協議会に委託するにあたり、認定調査事務を社会福祉協議会に委託する経費として66万円を計上しております。

14番、一般介護予防事業1,163万4千円は、身近な地域で閉じこもり予防と身体機能の向上のため、行政区自治会館などの会場で運動教室やサロン活動を実施する、すまいるあっぷ事業開催経費を計上しております。

また、町内でのボランティア活動や介護予防サポーター活動を積極的に推進するため、ボランティアポイント負担金を計上しております。

15番、地域包括支援センター運営事業2,143万9千円は、高齢者の総合相談、要支援者等に対するケアプランの作成、アセスメント、地域ケア会議を実施する地域包括支援センターを社会福祉協議会へ委託する経費が主なもので、昨年度と比較し事業費が増額となっております。

16番、生活支援体制整備事業787万6千円は、地域の特性に合った高齢者への支援方法の構築に向けた検討を行う協議体の運営や住民への具体的な支援活動を推進する生活支援コーディネーターの活動に要する経費を計上しております。

17番、認知症総合支援事業190万2千円は、認知症初期集中支援事業として、認知症の早期診断、早期対応をするため、砂川市立病院と空知中部広域連合内の1市4町でチームを組んで事業を実施するため、砂川市立病院の専門医のサポートを受けるための委託料として14万5千円、空知中部広域連合に対して、専門の看護師の雇用経費等に対する負担金として157万4千円を計上しております。

また、認知症サポーター養成講座の開催や、認知症カフェの運営に対する補助金6万円を計上しております。

18番、在宅医療・介護連携推進事業17万8千円は、医療と介護をともに必要とする方に住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するための連携を推進するもので、令和5年度は、講演会開催を予定し、その経費を計上しております。

以上、高齢者福祉費の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 2目高齢者福祉費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は、発言を願います。

5番、小玉博崇君。

○5番（小玉博崇君） それでは事業番号7番、在宅生活支援用品購入助成事業についてお聞きしたいと思います。この事業については、令和4年度からスタートした事業かなと思います。実績を見るとなかなか伸びない状況で、先般の補正予算ではかなりの額の減額という形の補正がされているというふうに思います。予算額を見ると前年度と同様の額の予算額となっておりますが、今年度この事業の推進というか、より利用していただくための方策というか、工夫というか、何かお考えであればお聞きしたいというふうに思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂下佳則君） ただいまの5番議員の質問に対しましては、グループ長の桃井から回答させていただきます。

○保健福祉課子育て・福祉グループ長（桃井隆宏君） 子育て・福祉グループ桃井と申します。5番議員のご質問にお答えをいたします。

在宅生活支援用品購入助成事業は、令和3年度から実施をしている事業でございます、令和4年度は2年目ということになります。実際のところ令和3年度につきましては、階段昇降機1機の1件にとどまっております、今年度につきましても現在の実情を申し上げますと、電話防犯機器の付いた電話機の1件の購入の申請1件にとどまっている状況でございます。

この電話1件につきましても、なかなか今地上に防犯機能の付いた電話機そのものが出回っていないというのが現状のようで、実際に今年8月に1件助成決定をしたものがあるんですけども、その方についても、前年度の末に相談を受けてから、その後なかなか物が入ってこないというところで、ようやく8月に物品が購入されたという経緯があります。

その後、福祉のつどいでありましたり、町内イベント、あと広報等でチラシの配布であったり、広報等ありましたけれども、その辺のPRにつきましてもまだまだ強化していかなければならないなど担当としては考えております。

チラシを配布以降は、電話防犯機器につきましては、電話で2件ほど問い合わせがありました、その後まだ購入するというその後の連絡は来ていないという状況でございますので、まだまだ担当としてはPRの不足であったりとか、あと決算委員会でも申し上げたかと思えますけれども、実際にその対象機器の見直しだったりとか、次回の高齢者福祉計画でありましたり、空知中部広域連合の介護保険計画の中で、その計画に向けて見直しであったりとか、ニーズを調査しながら検討してまいる必要があるのかなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

小玉博崇君。

○5番（小玉博崇君） 続いて、事業番号19番、任意事業の方でちょっとお聞きしたいと思いますが、昨今、各自治体で成年後見に関する普及促進ということで、成年後見センターを立ち上げたりだとか、市民後見養成講座等をそれぞれの自治体で実施したりだとか、結構活発な動きが見えてきております。

本町においては令和5年度、この辺の成年後見に関する促進事業に関しては、どのような計画でいるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂下佳則君） 5番議員の質問にお答えいたします。

任意事業の中での成年後見事業については、令和5年度についても予算的な部分につきましては、申し立て費用の計上ということで、例年同様の計上しております。

成年後見の部分については、高齢者に限らず障害者の部分でも、かなり今後、なんていうんでしょうね、見込まれる部分が増えてくるのかなというふうには感じておりますが、実際令和5年度については、実際の部分について、いろいろと組織をどういうふうにつ

くっていくかですとか、そういった部分を検討しながら、こういった形がうちの町に合うのかっていうのを検討していきたいなというふうには考えてございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

2番、村井利行君。

○2番（村井利行君） 113ページの事業ナンバー17なんですけれども、認知症総合支援事業。これ昨年も188万ほどの予算をとってますけれども、砂川市立病院とタッグを組んでやってるということなんですけれども、具体的な内容としてはどんなことがされてるのか、簡単に説明をお願いしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂下佳則君） 2番議員の質問にお答えいたします。

認知症の総合支援事業の概要についてご説明いたしますけれども、認知症の早期発見、早期対応、認知症ケアの向上を図る取組みのために、認知症初期集中支援チームというのを設置しております、うちで言うと地域包括支援センターの職員ですとか、あと空知中部広域連合に配置する専属の職員ですとか、あと砂川市立病院に委託するサポート医と連携して、認知症の早期発見に向けた対応を行っているところでございまして、事業的には、定期的な会議を開催いたしまして、その中で支援の検討ですとか評価ですとか、情報交換を行っていたりですとか、そういうチームが介入したケースが、事例があった場合については、そういった事例の評価だったりとか支援だったりとか、そういったようなことを行っているところでございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、2目高齢者福祉費の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） 次に、3款1項3目障害者福祉費の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 坂下佳則君登壇〕

○保健福祉課長（坂下佳則君） それでは3款1項3目障害者福祉費について説明いたします。

予算書は、114ページ、115ページをお開きください。

本年度予算額3億5,578万1千円。

財源内訳の内容は、前年度から特に変わりございません。

次に、事業の主なものを説明いたします。

1番、障害者自立支援事業3億421万9千円は、知的、身体又は精神の障害を持っている方に対する施設入所支援、生活介護などの給付費、空知中部広域連合で実施している障害支援区分審査会に係る負担金、その他の事務経費でございます。

このうち、障害者介護給付費につきましては、日中活動において就労機会の提供や、生

産活動に必要な知識及び能力向上のための訓練の場である就労継続支援サービス利用者の増加を見込んでいるほか、児童発達支援、放課後デイサービスセンターの利用者増を見込み計上しております。

2番、障害者自立支援医療更生医療費給付事業1,721万円は、人工透析や人工関節の手術等に対する自己負担分を自立支援医療費として給付する経費として、現在、人工透析を受けている方と新規の申請者見込み分を含め32名分の医療費給付費を計上しております。

令和5年2月末現在の更生医療受給者証の交付者は24名でございます。

11番、地域活動支援センター負担金656万7千円は、町社会福祉協議会が設置しているあざれあ工房に対する運営負担金及び砂川市のぼぼろに対する運営負担金を計上しております。あざれあ工房の利用者7名は、全員本町の住民で、ぼぼろの本町利用者は2名でございます。

12番、子ども通園センター負担金961万円は、心身の発達に遅れのある児童の療育指導を行うとともに、当該保護者に必要な指導を行う子ども通園センターに対する運営費で、令和5年度延べ利用人数332人分を見込み負担金を計上しております。

以上、障害者福祉費の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 3目障害者福祉費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は、発言を願います。

6番、杉本初美君。

○6番（杉本初美君） 115ページですね、事業番号1番、障害者自立支援事業なんですけれども、去年は41名だったと思うんですが、この増額の要因というものは利用者が増えたのでしょうか、それとも利用日数が増えたのでしょうか。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂下佳則君） 6番議員の質問にお答えいたします。

今回の障害者自立支援事業の事業費の主な要因につきましては、先ほどの就労支援継続支援サービスの利用者の増ということで、利用日数についても増加が見込めるということで、昨年度と比較いたしましても、利用者といいたしまして、令和3年度と令和4年度の実日数を比較して、就労継続A型として117日の増がございました。就労継続のB型につきましても188日の令和3年実績との比較で188日の増加がございましたので、今後もコロナが明けてという部分もございまして、同様な増加が見込まれるであろうというふうに見込みまして、今回、増加計上させていただいたところでございます。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、3目障害者福祉費の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） 次に、3款2項1目児童福祉費の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 坂下佳則君登壇〕

○保健福祉課長（坂下佳則君） それでは、3款2項1目児童福祉費について説明いたします。

予算書は、114ページから117ページをお開きください。

本年度予算額3億2,087万6千円。

財源内訳の主なものといたしましては、国庫支出金、出産・子育て応援交付金233万3千円は、補助率3分の2で、出産・子育て応援事業実施に対する国の交付金でございます。

116ページをお開きください。

道支出金、出産・子育て応援交付金58万3千円は、補助率6分の1で出産・子育て応援事業実施に対する道の交付金でございます。

その他の財源につきましては、前年度から特に変わりはありません。

次に、事業の主なものを説明いたします。

予算書、115ページをお開きください。

2番、出産・子育て応援事業350万円は、すべての妊婦及び子育て世帯が安心して出産、子育てができるよう、妊娠期から出産、子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦及び子育て世帯に対しての経済的な負担軽減を図る事業でございまして、出産、子育て世帯に対しまして、妊娠届出時に5万円、出産時に5万円を支給する応援給付金35人分を計上しております。

4番、子ども生活応援事業975万1千円は、新十津川ポイントカード会と連携した得きっずカードを妊婦又は高校生以下の児童生徒がいる子育て世帯に配付し、購入額の9パーセントの割増ポイントを付与する費用として950万2千円分を計上しております。これは、町内で1億557万円分の買い物をした場合の9パーセントの額でございます。

そのほかに、3、4か月の乳幼児健診時に紙おむつ用のゴミ袋を贈呈する経費も合わせて計上しております。

117ページをお開きください。

6番、子育て支援センター管理運営事業814万1千円は、乳幼児期の子育て家庭等に対する育児不安などについての相談指導、季節行事による親子のふれあいの場を提供し、子育て家庭に対する育児支援を目的とする子育て支援センターの管理運営費で、会計年度任用職員の指導員人件費、子育て支援ボランティアだっこの会に対する交付金を計上しているほか、令和5年度から未就園児を持つ保護者が短時間の用事やリフレッシュの際に利用できる託児サービスをだっこの会に依頼し実施する、ちょっとステイ事業、その経費として3万4千円を計上しております。

7番、放課後児童クラブ管理運営事業1,070万1千円は、小学校に就学している児童を持つ家庭で、保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、適切な遊びと生活の場を与え、子どもの健全育成を図る放課後児童クラブの運営経費で、会計年度任用職員として雇用する5人の支援員人件費、光熱水費などの維持管理経費を計上してございます。

8番、幼児教育無償化事業5,642万2千円は、子ども・子育て支援法の規定により、幼稚園、保育所等を利用する3歳から5歳までの子ども及び住民税非課税世帯の0歳から2歳の子どもの保育料を無償化する経費、さらに、町独自で副食費を月額上限4,500円まで補助する経費を計上しております。

9番、新十津川保育園管理運営事業1億3,233万8千円は、指定管理者である学校法人華園学園との協定に基づき、保育所事業を実施する新十津川保育園の管理運営費委託料やバス送迎に要する費用のほか、指定管理者が保育士確保対策として、保育園に勤務する職員に対して支給する特別手当の一部を支援する経費を計上しております。

また、令和5年度は、消耗品、備品購入費として、給食用食器及び配膳用ワゴンで84万円、お昼寝の際に使用するマット165万円、園児用テーブル24万5千円を委託料として、園内樹木の伐採、枝払い経費として27万5千円を計上しております。

なお、保育園の令和5年4月1日現在の入園予定児童は、0歳児3名、1歳児12名、2歳児24名、3歳児22名、4歳児20名、5歳児27名、合計108名でございます。

また、入所できなかった児童は、0歳児1名、1歳児3名、2歳児1名の計5名となっております。

以上、児童福祉費の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 1目児童福祉費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は、発言を願います。

3番、進藤久美子君。

○3番（進藤久美子君） 117ページの事業番号9番の新十津川保育園管理運営事業についてお伺いをさせていただきます。今のご説明では、待機児童が5名になるってということで説明を受けたところですが、その5名の皆さん、今後他の保育園に行くのか、それとも待機されるのか、おばあちゃん、おじいちゃんが見られるのか、そういう方向性についてちょっと教えていただければありがたいです。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂下佳則君） 3番議員の質問にお答えいたします。

今回、待機児童として5名のお子さんが出ておりますけれども、その後の、例えば、認可外保育所に行くだとか、滝川にある施設に入るだとか、そういった話は特には聞いてございません。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

進藤久美子君。

○3番（進藤久美子君） 今のご説明では、その後の5名の皆さんのことについては聞いていないということなんですけど、町として、この5名の方たちをどういうふうにしたいっていうふうにご考えてらっしゃるのか。何て言うんだらう、どうしてもこの5名の方を保育園の方に預かっていただくことができないのか、そこら辺ちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（笹木正文君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂下佳則君） 3番議員の質問にお答えいたします。

今回、5名の待機児童ということでございますけれども、理由といたしましては、保育園の施設の規模といいますか部屋の大きさといいますか、それで定員基準が定められていますのと、あと保育士の配置基準、保育士1人に対して子どもを何人見れるというようなそういう基準がございまして、そういったものも併せて、現在の保育園の保育士の数も考

えると、ちょっと1歳児についてはなかなかこの3名という待機の方も全員見るっていうのは叶わないというような状況でございます。今後、保育園の方で新たに職員を採用することが可能になれば、4月1日すぐということにはならないかもしれませんが、順次、待機児童が解消されるように保育をしていただけるように、保育園とも話を進めていきたいなというふうには思っております。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

5番、小玉博崇君。

○5番（小玉博崇君） それでは事業番号5番、児童館管理運営事業についてお聞きしたいと思っております。今回、委託費で児童館の除雪業務という委託費が計上されておりますが、見たところ、令和4年度にはその委託費がついていないような状況になっております。この児童館の除雪については、令和4年度はどのように行っていたのかというところと、今回令和5年度に新たに委託費を付けたという、その辺の経緯をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（笹木正文君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂下佳則君） 5番議員の質問にお答えいたします。

令和4年度と令和5年度の委託費の計上で、5年度委託料除雪費ということで計上しておりますが、実際に令和4年度については、施設管理の部分の科目の中で除雪経費も含めて予算計上しております。今回ちょっと分けて組んだものですから、今年だけポンと出たような感じになっておりますが、実際には令和4年度も除雪を委託しております。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですね。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、1目児童福祉費の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） 次に、4款1項1目保健衛生総務費の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 長島史和君登壇〕

○住民課長（長島史和君） 議長のご指示をいただきましたので、4款1項1目保健衛生総務費についてご説明いたします。

予算書は、120ページ、121ページをお開きください。

保健衛生総務費。

本年度予算額2億2,762万6千円でございます。

増額の主な要因は、後期高齢者医療療養給付費負担金が増額になったことによるものでございます。

財源内訳の内容につきましては、前年度から特に変わりはありません。

次に、事業の主なものについてご説明申し上げます。

4番、後期高齢者医療療養給付費負担金1億3,031万円につきましては、本町分の療養給付費見込みによる負担対象額に12分の1を乗じて得た額を法律の定めるところにより、

一般会計で負担するものでございます。

なお、令和4年度の給付見込み額は15億1,242万6,930円で、前年と比較しますと1億2,964万7,369円の増額となっております。

5番、国民健康保険特別会計繰出金6,743万9千円につきましては、低所得者などに対する保険税の軽減分に対して負担するための保険基盤安定負担繰出分が4,294万9千円、保険者の原因によらない高齢者割合の高さ、所得水準の低さ、病床数の多さを勘案して行う支援に対して負担する財政安定化支援事業繰出分が934万6千円、空知中部広域連合の国保事業に要する事務費に対して町が負担する繰出分が1,080万1千円、町が直接経費として支出する事務費に対する繰出分が267万6千円、被保険者に支給する出産育児一時金に対する繰出分が166万7千円、これらを合わせた額を国民健康保険特別会計に繰り出すものでございます。

6番、後期高齢者医療特別会計繰出金4,148万2千円につきましては、低所得者などに対する保険料の軽減分を補てんするための保険基盤安定負担繰出分が3,554万円、北海道後期高齢者医療広域連合の共通経費に対して町が負担する繰出分が478万6千円、町が直接経費として支出する事務費に対する繰出分が113万6千円、これらを合わせた額を後期高齢者医療特別会計に繰り出すものでございます。

以上、保健衛生総務費の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 1目保健衛生総務費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方は、発言を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、1目保健衛生総務費の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） 次に、4款1項2目環境衛生費の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 長島史和君登壇〕

○住民課長（長島史和君） ご指示をいただきましたので、4款1項2目環境衛生費についてご説明いたします。

予算書は、120ページから123ページまでになります。はじめに120ページ、121ページをお開きください。

環境衛生費。

本年度予算額2,191万3千円でございます。

財源内訳の内容につきましては、道支出金の地域新エネルギー導入加速化調査支援事業補助金300万円は環境保全事業に充当、そのほかは前年度から特に変わりはありません。

次に、事業の主なものについてご説明申し上げます。

1番、環境保全事業1,101万4千円につきましては、環境保全に係る会議出張旅費、公共敷地内におけるハチ駆除に係る手数料10件分を見込んだ20万9千円を計上しております。

また、令和5年度では環境啓発事業として、保育園児やとっぴ子どもゆめくらぶ会員に対し、自然由来の酒米ねんどやみんなのねんどを使用した図工や、身近な服やペットボト

ルがリサイクルされる話の中から、ねんどが土に還る自然の循環や地球環境の大切さを知ってもらい環境保全の推進を図ってまいります。中学生も同様に、身近な服やペットボトルがリサイクルされる話において、環境保全への関心を持ってまいります。環境専門家への謝礼及び旅費として23万8千円、酒米ねんど等の消耗品に22万6千円を計上いたしました。

さらに、町内における太陽光発電、風力発電、小水力発電及びバイオマス発電等の再生可能エネルギー源を調査し、再生可能エネルギー導入事業モデルの検討を進め、そのモデル事業に対して事業性評価を実施することにより、本町の可能性を調査し、今後の事業展開につなげていく委託料1,030万6千円を計上したことにより、全体で1,077万5千円の増となっております。

4番、浄化槽設置整備事業216万1千円につきましては、浄化槽事業に係る研修会旅費のほか、浄化槽設置に係る5人槽2基、7人槽2基に対する補助金と単独処理浄化槽及び汲み取り便槽撤去費用1基、宅内配管工事費用1件分の申請を見込んでございます。

6番、中空知衛生施設組合負担金（火葬場）645万3千円につきましては、組合共通経費及び滝の川斎苑の維持管理費に対する負担金645万3千円を計上しております。

以上、環境衛生費の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 2目環境衛生費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は、発言を願います。

4番、鈴木康裕君。

○4番（鈴木康裕君） 事業番号1番の環境保全事業についてお伺いします。環境教育として小中学生に環境保全の啓発を行うということでしたが、そのあとにF S調査ということで町内の風力発電、太陽光発電、バイオマス発電、そういう事業の調査に1,000万円以上をかけるというふうなお話がありました。

風力発電、太陽光発電に申しましてもいろいろと問題がございまして、実際、F S調査やらないと分からないかもしれませんが、町内のどの辺のあたりでそれを想定しているのか、その辺をまずお聞きしたいと。

現在、風力発電に関しましては、内陸部での風力発電はもうほとんど実施されないような状況で、洋上の風力発電が主になっております。その理由としては、低周波振動による人体的被害というのが各地で報告されてまして、不眠、吐き気、心欠陥、そういうような症状が見られると。それで最終的には、内陸部に設置する場合でも20キロは離さなきゃならないということだと、ピンネシリとか新十津川ダムにやっても15キロぐらいしか離れてないので、もう設置場所はちょっと無理なのかなと。そういう調査にお金をかけるのも、もう既にいろんな文献で結論は出てるんでないのかと。

それと、太陽光発電に関しましても、いろんなパネルの廃棄とかそういうのが出ておりますし、むしむしランドにももう既にできておりますので、こういう調査を改めてする必要はないんじゃないかとそういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（長島史和君） ただいまの4番議員のご質問にお答えいたします。

今回、実現可能調査ということで、いろいろな調査を進めるわけですが、風力発電につきましては、おっしゃられたとおり、うちのポテンシャルが高いところは山間部ということで、国のデータといいますか、そういうのもございまして、そちらの方が候補なのかなというふうには思っておりますが、その風力発電以外にも太陽光ですとか、そういった部分で、まずうちの町がどれぐらいのポテンシャルを持っているのか、能力を持っているのか、そこを再度調査して、次のステップといたしまして、脱炭素先行地域もしくは重点化地域という部分に進むにあたって、パートナーとなる商社ですとか、そういった部分にうちの町はこれぐらいのポテンシャルがあるんですというところで確認していただいて、パートナーとなっていていただくような形を考えているところでございまして、まずは、うちの町のポテンシャルを図ってまいりたいと思っております。

また、うちの町の資源としまして、籾殻等々ございまして、その籾殻を圧縮して燃料棒にするという部分も今考えてございますので、それも含めた中でうちの町の可能性を図って次のステップに向かっていきたいということで計上させていただいております。以上でございます。

○議長（笹木正文君） はい、鈴木康裕君。

○4番（鈴木康裕君） この1番の環境保全事業は、結構過年度も問題になってますし、令和3年度はレジ袋の問題、令和4年度はマイバックの問題ということで、大体24万ぐらいの予算が付いている中で、今回は小学生の学習に23万ずつですか、それがいきなり1,000万円を超えるということで、FS調査のために1,000万円を超えると。

FS調査というのはフィジビリティ・スタディとあって、新規事業などのプロジェクトの実現可能性の事前調査とそういうふうに定義されております。これは骨格予算ですので、骨格予算の中の範ちゅうを超えるのではないかと、そういうふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（長島史和君） ただいま4番議員のご質問にお答えいたします。

今現在、実行計画の方を作っております。それに基づいた中で2030年の脱炭素に向けてのスケジュールという中で、あんまり時間はかけられないのかなというところで、今回継続という形で計上させていただいて、脱炭素に向けたうちの町の方向性ということで進んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） はい、鈴木康裕君。

○4番（鈴木康裕君） ちょっと今の話では、継続事業にはちょっとあたりづらいんでないかと、私の方は思います。とりあえずそれだけです意見。答弁は求めません。

○議長（笹木正文君） ほかに。

9番、長名實君。

○9番（長名實君） 今の風力発電の件なんですけど、お隣の滝川市で3基の風力発電3年前から止まっているんです。そんなことで、なぜ止めているのか、まずその辺から一番手っ取り早い隣にあるんで、その辺から聞いて、駄目なもんだったら新十津川でわざわざ金をかける必要がないんじゃないかな、そんなふうに思います。

それから、違いますが3番の墓地管理事業に付随したことなんですけど、財源の方で墓地

使用料、弥生霊園使用料と二つあるんですが、この二つの違いっていうか、金額も違うんですが、この内容について説明をお願いします。

○議長（笹木正文君） 1番と3番ということでお願いします。

住民課長。

○住民課長（長島史和君） ただいまの9番議員のご質問にお答えいたします。

風力発電の方の関係ということで、滝川市さんの方で3年前からという部分のお話でしたが、先ほどの話の中で、風力発電オンリーではございませんので、あれなんですけれども、先ほどのお話の中で、うちの町の風力発電の効率的なところは山間部というところがございますので、すいません、滝川市さんのちょっとどの位置にちょっとつけているかは私も把握はしておりませんが、平坦部ではあまり能力は上がらないのかなというふうに考えてはございますけれども、いずれにせよ、うちのイメージとしては山間部、ただ、風力発電ありきではないという部分で進めてまいりたいと思っております。

続きまして、3番の墓地管理事業の弥生霊園の使用料ということで、墓地につきましては、2万7千円の3区画で8万1千円として計上してございます。もう1か所が弥生霊園の自由区画として、1区画9平方メートルございまして、1平方メートル3万3千円でございますので1区画当たり29万7千円の2区画の計画で予定しまして、59万4千円という使用料を計上したところでございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。ほかに。

10番、安中経人君。

○10番（安中経人君） 鈴木議員の関連で質問させていただきます。1番の環境保全事業なんですけれども、こういうものを新規に取り扱う場合に、委託にかける前にまずは自分たちの部局の中で、ある程度自己試算をしなければいけないわけですよ。概算を弾いて可能性についてある程度掴み合ってから、そういうのに入っていくというのが私は筋でないかなと思うんです。

いわゆる、風にしろバイオマスにしろ、発生熱源が大体どれぐらいあるのか。先ほどは糶殻というの言いましたけれども、発生熱源がどれぐらいあるのか。あるいは、そういうものも含めて、風、いろんなものも含めてエネルギーが大体これがあるんだと。それを電力に置き換えたならこれぐらいになるんだと。

それが、脱炭素に対してこれぐらいのものがあるんだという、ある程度の掴みをやらないと、こういうことに入っていくと、ただ高いお金を使って、結果は新十津川についてはなかったんだって。そのためにお金を使うべきのものではないと私は思ってるんですよ。

ですから、特に太陽光については、シリコンの最終的な用済みになったときの無機化するための処理については非常にややこしいものになっているということは事実なんです。だから、今そういうものに対して、マニフェストが出てくるかどうかという部分、納入業者がですね。そういうものもちゃんと掴んでからこういうことをやらなきゃいけないと思うんですよ。

だから、そういう面を含めると、どういう具合にゼロエミッションしたとき、等価と処分費、差し引きゼロ、これがゼロエミッションなんですけど、そういうものをある程度試算してからこういうものを組み立てていかなきゃいけないんじゃないかなと私は思うんです。その辺どう考えてるかちょっとお聞きしたいんです。

○議長（笹木正文君） はい、住民課長。

○住民課長（長島史和君） ただいまの10番議員のご質問にお答えいたします。

今ご質問にありました部分での太陽光のパネルという部分のお話はございましたけれども、そういった部分に関しましては、やはりプロの手に委ねた中でその方向性を定めていくっていう部分での今回委託費と、あくまでプロに委ねて方向性を向けていくという部分で、今回委託をかけさせていただくということで計上させていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） はい、安中経人君。

○10番（安中経人君） まったく予備知識ゼロというのは、予算の遂行上には非常にまずいわけで、一定のある程度のものを掴んでからやるっていうことが大切だと私は言ってるんですよね。

だから、プロに委ねるっちゃうことは、まるっきり丸腰で全部丸投げの状態になるんですよ。だから、そういうことをやらないで、自らがある程度、雰囲気をつまみ、感じをつまみ、そういうことをやってこういう事業計上しなければいけないと思うんですよね。

だから、今の風潮に流されて、やっていることは非常にいいことなんですけれども、その辺の考え方っていうのは、しっかり所管の方で考えておかないと、ただ発注するだけでは、そういう専門的な特に専門的な分野の話になって、いわゆる受託側の意向のままでは、そういう専門的なことになっても困るわけですね。それを発注側として見なきゃいけない、良否をですね。そういう考えを持ってやらないと私はいけないんじゃないかなと思うんです。その心構えを私は聞いたかったんですよ。お願いします。

○議長（笹木正文君） 住民課長。

○住民課長（長島史和君） ただいま10番議員の。

○議長（笹木正文君） ちょっと住民課長。

11時15分まで休憩といたします。

（午前11時04分）

○議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午前11時15分）

○議長（笹木正文君） 先ほどの件で、住民課長。

○住民課長（長島史和君） 改めまして、10番議員に対する回答を申し上げたいと思います。

本町に対する既存データでは、そういうポテンシャルが可能と判断しておりまして、道とも協議をしながら進めており、この計画を策定する上で不可欠な調査であるため、当初から計上させていただいたものでございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） はい、副町長。

○副町長（小林透君） 私の方で説明について追加させていただきたいというふうに思っております。ただいま住民課長の方からお話があったとおりでございますね、現在、環境基本計画の方を策定をしているということで、道と随時協議をしながら進めているところでございます。

その一環で、データ上、本町のエネルギーの賦存量というか、潜在力という部分について

て数字上で把握はしておりまして、道の方と協議をしながら進めてきたところでございます。

その中で、FS調査の必要性というものも協議していきまして、計画を策定する上ではこの調査も不可欠であろうというようなことで、本来であれば大きな予算でございますので補正予算ということになるかというふうに、通常ですとね、なるかと思いますが、現在この計画を策定を進めている途中であるということで、当初から計上しなければ、うまくこの計画策定を進めていくことができないというような判断から、当初予算で計上させていただいたというようなことでございます。以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（笹木正文君） 安中議員よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、2目環境衛生費の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） 次に、4款1項3目福祉医療費の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 長島史和君登壇〕

○住民課長（長島史和君） ご指示をいただきましたので、4款1項3目福祉医療費についてご説明いたします。

予算書は、122ページ、123ページでございます。

福祉医療費。

本年度予算額3,703万6千円でございます。

財源内訳の内容につきましては、国庫支出金で未熟児養育医療費負担金32万2千円の補助率は、補助対象経費の2分の1で未熟児養育医療費助成事業に充当しております。

その他につきましては、前年度から特に変わりはありません。

この目につきましては、実績に基づく積算見直しにより事業費に増減があるほかは、前年度と特に変わりはなく、医療費に係る負担を軽減するとともに住民の健康の向上を図るべく、各種医療費助成事業に取り組んでいるところでございます。

以上、福祉医療費の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 3目福祉医療費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は、発言を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、3目福祉医療費の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） 次に、4款1項4目予防費の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 坂下佳則君登壇〕

○保健福祉課長（坂下佳則君） それでは、4款1項4目予防費について説明いたします。

予算書は、124ページ、125ページをお開きください。

本年度予算額8,865万8千円でございます。

財源内訳の内容は、前年度と特に変わりはありません。

次に、事業の主なものを説明いたします。

1番、子ども法定予防接種事業2,312万5千円は、予防接種法の定めるところにより、子どもの法定予防接種全13種類の実施経費を計上しております。

2番、インフルエンザ予防接種事業890万9千円は、予防接種法の定めるところにより、個人の発症予防及び重症化予防を目的に行うインフルエンザ予防接種の実施経費を計上しております。

この予防接種事業の対象者は、定期予防接種にあつては65歳以上の方及び60歳から64歳までの方で心臓、腎臓などに重い障害のある方で助成額は1人1回、個人負担は1,000円として、接種料との差額を計上しております。

また、任意予防接種として、妊婦及び中学生以下の方が自己負担なしで接種できる費用を計上しております。接種回数は、13歳未満2回、13歳以上1回でございます。

4番、風しん予防対策事業73万5千円は、予防接種法に基づく定期接種として、令和6年度までの間、抗体保有率の低い世代の男性に対して抗体検査、予防接種を実施するもので、抗体保有検査50人、予防接種25人分を計上しております。

5番、新型コロナウイルス予防接種事業5,504万8千円は、新型コロナウイルス感染症の発症を予防するため、予防接種事務に係る会計年度任用職員として雇用する保健師1名、事務職員2名の人件費、接種券の配布に係る経費及び医療機関へのワクチン接種委託料などを計上しており、昨年度当初と比較し対象年齢が拡大したことと、接種期間を1年間と見込んだため増額となっております。

なお、当初予算としては、対象となる全年齢の方1回分の接種費用を計上したところではございますが、先般、国の方針が定まりまして、高齢者、基礎疾患をお持ちの方などについては、更に1回多く接種することになりましたので、内容精査の上、不足が生じる場合につきましては、然るべき時期に補正をさせていただきたいと考えてございます。

以上、予防費の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 4目予防費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は、発言を願います。

4番、鈴木康裕君。

○4番（鈴木康裕君） それでは、予防費の5番、新型コロナウイルス予防接種事業ということでお伺いをしたいと思います。金額ベースで言いますと、昨年度の1.42倍ということで、昨日からですか、3月13日だから一昨日ですか。もうマスクの着用も個人の自由になりましたし、3回、4回接種というところで止める人が大多数の中で、なぜこんなに予算を増やすのかと。国の方がもう最初にファイザー、モデルナ両方から1人当たり6回分のワクチンを契約、買ってしまったということで、その残処理を各市町村が請け負わなきゃなんないということですがけれども、こういうのをあえて、やっぱり廃棄処分になると思いますけれども、そういうふうな方針は取れないものか。ラットの実験によりますと、こういう同じようなワクチンを打ち続けますと、6、7回で50パーセント以上、8回ワクチンを打つと全部のネズミが死亡してしまったという実験もございます。こういう危険性

のあるところで、先ほど4,420万の国家賠償、1人ようやくワクチンの影響で死亡認定がされたというこの流れの中で、なおかつこの予算を進めていくのかどうなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂下佳則君） 4番議員の質問に対して回答いたします。

今回の令和5年度の新型コロナワクチン接種につきましては、国の特例臨時接種というような形で位置づけられておりまして、接種が、高齢者については努力義務というような形の中で進められているものでございますので、町としては、そういった形の中で予算計上させていただいて、接種に向けて進めていく形になります。

それで、先ほど賠償の話だとか、おそらく副反応の話のことについてだとは思いますが、そういった部分に関しては、しっかり接種券を送る際に、そういったこともありますよというようなことで周知をした上で、接種される方、されない方、それぞれ判断していただいているというような形の中で進めておりますので、この事業については、令和5年度についても町として予算を計上して進めていく考えでございます。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

はい、5番、小玉博崇君。

○5番（小玉博崇君） 事業番号、風しん予防対策事業についてお聞きしたいというふうにあります。これは先ほど、令和6年度までの対象者に接種する風しんの予防接種というお話がありました。前年度は約240万ほどの予算をつけていまして、先般の補正で1,960万ほど減額補正されたということは、おそらく見込み対象者はいたんだけれども未接種の方が多かったということでの実績見込みによる減額になったのかなというふうに思っております。そういうことを考えると、令和6年度までとなると令和5年、令和6年、あと2年間で未接種の方に打っていただくための予算というふうに考えたときに、73万5千円というふうになるとちょっと少ないのかなというふうに思うんですが、その辺のこの73万5千円のこの計上した内容について、ちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂下佳則君） 5番議員の質問にお答えいたします。

ご指摘のあったとおり、これまでの令和4年度の実績見込みがちょっと減少したことから、令和4年度予算について減額補正をさせていただきまして、令和5年度についても、令和4年度に比べると低い予算ということで計上させていただいておりますが、これまでの接種率ですとか、接種の状況によりまして、その見合いということで今回は予算計上させていただいているところでございます。

実際、今後事業期間として令和6年度までということにはなっておりますので、その接種に向けての勧奨はしっかり行っていきたいと思いますが、予算としては、これまでの実績を見ながら計上させていただいたということでご理解をいただければと思います。以上です。

○議長（笹木正文君） はい、小玉博崇君。

○5番（小玉博崇君） おそらく今までの実績見込みに合わせての予算という形のお話がありました。今実際、新十津川町内でその対象者が何人いて、これまで何人がその接種をして、残り2年間の対象人数、残っている対象人数というのは何人なのかっていうのを教えていただいてもよろしいですか。

○議長（笹木正文君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂下佳則君） 5番議員の質問にお答えいたします。

実際の対象者といたしましては653人、それで、まだ未実施の方については340人ということになってございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） はい、小玉博崇君。

○5番（小玉博崇君） はい、ということであれば、かなりまだ半分以上の方が残っていらっしゃるということですので、予算は実績に応じた予算額ということでかなり抑えられた予算額にはなっていますが、町としては、やはり残りのこの340人極力打つような形の勧奨というか、住民の方にこの未実施の方に声をかけていくのかなと思いますが、その辺どのような形で声をかけていこうとしているのかちょっと教えていただければと思います。

○議長（笹木正文君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂下佳則君） 5番議員の質問にお答えいたします。

現在の未接種者に関しては、再度クーポンを送付させていただいて、周知勧奨を図ってまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、4目予防費の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） 次に、4款1項5目健康づくり推進費の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 坂下佳則君登壇〕

○保健福祉課長（坂下佳則君） それでは、4款1項5目健康づくり推進費について説明いたします。

予算書は、124ページから127ページをお開きください。

本年度予算額2,576万5千円でございます。

続いて、特定財源の内容を申し上げます。

126ページをお開きください。

財源内訳の内容の主なものとしましては、国庫支出金、母子保健衛生費補助金29万3千円は、乳幼児健康診査・相談事業に充当するほか、令和5年度からは、産後ケア実施に伴い、妊産婦健康診査・相談事業にも充当しております。医療施設等運営費等補助金19万8千円は、令和5年度から乳幼児健康診査・相談事業における歯科健診に要する費用に充当しております。

次に、事業の主なものを説明いたします。

125ページをお開きください。

1番、保健事務52万8千円は、保健業務に係る研修会の出席旅費、消耗品などの一般事

務経費を計上しております。また、令和4年度において、健康管理システム改修費を計上しておりましたが、令和5年度には改修がありませんので、その分の事業費が減額となっております。

2番、成人健康診査事業237万3千円は、基本健康診査、肝炎検診、骨そしょう症検診、エキノコックス症検診の実施経費を計上しております。

健診の自己負担につきましては、基本健康診査、肝炎検査及び骨そしょう検診の節目の方は無料とし、それ以外は500円として実施いたします。

基本健康診査につきましては、20歳代から30歳代を健診対象者にしており、特に若い世代に健康管理意識及び継続的な健診受診の必要性の啓発を行い、受診率向上を図るため、対象者全員に勧奨ハガキを送付する経費も計上しております。

127ページをご覧ください。

5番、後期高齢者保健事業143万1千円は、高齢者の健康保持増進及び医療の適正化のため、北海道後期高齢者医療広域連合からの受託事業として、健康診査を実施する経費を計上するとともに、町の事業として、適切な保健指導を継続して疾病予防を図るため、74歳までと同じ検査項目である心電図、クレアチニン、尿酸など項目を追加して実施する経費を計上しております。

9番、妊産婦健康診査・相談事業539万4千円は、妊産婦の経済的負担を軽減し、妊婦が正常な妊娠経過を送ること及び産後の支援を行い、安心して子育てができるよう、妊婦一般健康診査及び超音波検査14回分並びに産婦健診2回分の助成費を計上しているほか、令和5年度から実施する産後ケアに要する費用として、委託費23万5千円などを計上しております。

10番、乳幼児健康診査・相談事業122万7千円は、母子保健法等の関係法令の定めるところにより、月齢に応じて実施する乳幼児健康診査、健康相談、歯科保健事業などの経費を計上しております。

なお、令和5年度から歯科保健について、歯科衛生士を3人体制にし、子ども一人当たりの指導時間を確保するとともに、指導までの待ち時間の短縮を図るため委託料を増額しておりますが、令和4年度に購入した屈折検査機器について、令和5年度はございませんので全体事業費としては減額となっております。

以上、健康づくり推進費の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 5目健康づくり推進費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は、発言を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、5目健康づくり推進費の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） 次に、4款1項6目上水道費の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 長島史和君登壇〕

○住民課長（長島史和君） ご指示をいただきましたので、4款1項6目上水道費のご説明をいたします。

予算書は、126ページ、127ページをお開きください。

上水道費。

本年度予算額474万3千円でございます。

減額の主な要因は、町単独分、杉吉地区の減額によるものでございます。

財源内訳は、すべて一般財源でございます。

次に、事業概要についてご説明申し上げます。

1番、西空知広域水道企業団負担金474万3千円につきましては、水道企業団が実施いたしました給水区域拡張事業及び徳富ダム事業に係る企業債の償還金の町の負担分でございます。

以上、上水道費の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 6目上水道費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は、発言を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、6目上水道費の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） 次に、4款2項1目塵芥処理費の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 長島史和君登壇〕

○住民課長（長島史和君） それでは、4款2項1目塵芥処理費についてご説明いたします。

予算書は、126ページから129ページまでになります。はじめに126ページ、127ページをお開きください。

塵芥処理費。

本年度予算額1億5,698万3千円でございます。

財源内訳の内容につきましては、前年度から特に変わりはありません。

次に、事業の主なものについてご説明申し上げます。

1番、ごみ収集事業5,583万8千円につきましては、町内を巡回する収集運搬業務委託料4,961万円のほか、令和5年度から新たに燃やせるゴミ袋10リットル、2万枚の作成費23万9千円を計上いたしました。単身世帯やオムツなど少量を入れられる方の利便性が向上されるものと思っております。また、ごみ袋販売に係る委託料180万円、町道で交通事故に遭った犬猫等小動物の遺体処理手数料2万2千円などを計上してございます。

小型家電回収事業につきましては、ごみの減量化やリサイクル推進の観点から、引き続き実施いたします。それに係る手数料として62万3千円を計上いたしております。

2番、不法投棄等対策事業23万2千円につきましては、道路敷地や町有地に不法投棄された家電製品などの処理手数料15万1千円を計上してございます。

3番、一般廃棄物処分場管理事業874万8千円につきましては、施設管理に係る光熱水費や維持管理委託料687万8千円のほか、処理場の適正管理のため、年次計画に基づいた

単年度事業として、砂ろ過電動バルブ交換187万円を計上しております。

4番、資源回収奨励事業50万円につきましては、ごみの減量と再利用を図るため、資源回収実施団体に奨励金を交付するもので、回収した資源物に対し1キロ当たり、昨年度まで3円であったものを2円増額し5円といたしました。更なる団体活動の活性化に期待するところでございます。

なお、令和4年度の実績は、9団体で5万6,720キログラムの回収を行っております。

以上、塵芥処理費の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 1目塵芥処理費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は、発言を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、1目塵芥処理費の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） 次に、4款2項2目し尿処理費の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 長島史和君登壇〕

○住民課長（長島史和君） ご指示をいただきましたので、4款2項2目し尿処理費についてご説明いたします。

予算書は、128ページ、129ページをお開きください。

し尿処理費。

本年度予算額1,628万4千円でございます。

増額の主な要因は、石狩川流域下水道組合負担金（し尿共同処理）が電気料高騰により増額したことによるものでございます。

財源内訳の内容につきましては、前年度から特に変わりはありません。

この目につきましては、前年度から特に変わりはなく、し尿の適正な処理に要する経費を計上してございます。

以上、し尿処理費の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 2目し尿処理費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は、発言願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、2目し尿処理費の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） 次に、5款1項1目労働諸費の説明を求めます。

産業振興課長。

〔産業振興課長 小松敬典君登壇〕

○産業振興課長（小松敬典君） それでは、5款1項1目労働諸費についてご説明申し上げます。

予算書は、130ページ、131ページをご覧ください。

本年度予算額63万円で、財源は、すべて一般財源でございます。

次に、主な経費別の事業概要になりますが、例年同様の団体に対する負担金となっております。

事業番号1番、滝川地域通年雇用促進協議会負担金2万円は、芦別市、赤平市、滝川市、雨竜町及び本町の自治体や商工会等で構成する協議会として、季節労働者が通年雇用されるよう企業情報調査と季節労働者実態調査の実施、そのほかにクレーンやフォークリフトなどの技能向上を図るための支援事業を行っております。

令和3年度の構成市町の季節労働者は635人、そのうち本町の季節労働者は62人で、年間に必要となる全体の事業費20万円を季節労働者割りで案分した額となっております。

続いて事業番号2番、中空知地域職業訓練センター協会負担金57万円は、中空知地域職業訓練センターの運営負担金で、中空知5市5町で滝川市が負担金の8割を負担し、その残額をそのほかの市町で均等割、人口割、基準財政需要額割、利用実績割により負担しております。

ちなみに本町の町民の令和3年度利用実績は259人で、前年度と比較しまして70人の増となっております。建築塗装、そして鉄筋コンクリート施工訓練やパソコン講習会など、各種講習会を受講していただいております。

最後に新十津川技能協会補助金4万円は、同協会への補助金で昨年同額であります。

現在の会員数は24人で、会員の技能向上のための講習会の実施や研修事業への参加、包丁研ぎボランティアなどを行っていただいております。

以上、1目労働諸費の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 1目労働諸費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は、発言を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、1目労働諸費の質疑を終わります。

ここで、13時まで休憩といたします。

(午前11時51分)

○議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午後1時00分)

○議長（笹木正文君） 午前中に引き続きまして、予算審査を行います。

6款1項1目農業委員会費の説明を求めます。

農業委員会事務局長。

〔農業委員会事務局長 小松敬典君登壇〕

○農業委員会事務局長（小松敬典君） それでは議長のご指示をいただきましたので、6款1項1目農業委員会費についてご説明申し上げます。

予算書は、132ページから135ページになります。

本年度予算額1,328万8千円。

財源内訳は、前年度と変わりはありませんが、一点だけ道支出金の農地利用最適化交付金27万1千円は、人・農地プラン目標地図作成のためのタブレット端末を本年度導入し

ましたが、その利用料及び通信料に対し、全額北海道の交付金が充当されることになっております。

次に、主な経費別の事業概要を申し上げます。

事業番号1番、農業委員会活動事業1,024万2千円は、農業委員17名分の報酬919万2千円のほか、委員の費用弁償、事務消耗品、農業委員会ネットワーク機構への年会費が主なもので、先ほど特定財源でご説明しました農業委員13台、事務局1台分のタブレット端末の通信料20万4千円と利用料6万7千円が新たに含まれております。

タブレットは、目標地図の作成、農地パトロール結果の落とし込み、活動記録簿として新年度から活用する予定となっております。

2番、農業者年金事務261万1千円は、今年度の受給者415人、農業者年金の被保険者数109人の資格取得、喪失等資格管理に係る会計年度任用職員の人件費238万5千円のほか、旅費や消耗品が主なものでございます。

事業番号3番、農地台帳管理システム管理事業36万9千円は、農家個々の家族構成、一筆一筆の農地のデータ、農地の賃貸などを管理しているシステムの保守料となっております。

4番、水土里情報システム負担金6万6千円は、パソコン上で農地の移動管理や地図情報などを使用する際に、水土里ネット北海道が所有する航空写真データを使用するための負担金でございます。

以上、1目農業委員会費の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 1目農業委員会費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は、発言を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、1目農業委員会費の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） 次に、6款1項2目農業振興費の説明を求めます。

産業振興課長。

〔産業振興課長 小松敬典君登壇〕

○産業振興課長（小松敬典君） それでは、2目農業振興費の内容についてご説明申し上げます。

予算書は134ページ、135ページになります。

本年度予算額3億5,445万2千円でございます。

特定財源の内訳は、新年度新たに予算計上する財源として国庫支出金、経営継承・発展等支援事業補助金は国からの補助で、事業費の2分の1の補助率となっております。

次に、主な経費別の事業概要を申し上げます。

1番、農業行政推進事業51万6千円は、農政事務に係る職員の旅費、消耗品及び優良品種試験圃場16アールの管理に要する経費でございます。

また、新年度は令和2年12月に特許を取得しました甘味料、製パン改良剤としての特許料と、特許更新に係る手数料5年分、3万5千円を予算計上しております。

事業番号2番、農産物等PR推進事業72万5千円は、9月下旬に札幌で開催される赤レ

ンガフェスタに参加する経費14万9千円と、令和5年度が2年目になる、しんとつかわもぎたて市の開催経費になります。

しんとつかわもぎたて市は、7団体まで出店者が増え、お客さんも定着しつつございます。新年度は7月から9月までの3か月間、毎週木曜日に定期開催することとし、チラシ折込みや防災無線、広報で周知するほか、のぼりや看板の購入など、販売する役場前の環境整備もする予定としております。

事業番号3番、スマート農業推進支援事業25万円は、スマート農業技術や最先端の農業機械などを今後も町内外に発信しようと考えております。小中学校の農業教育や視察の受入に対応するため、これまで4年間スマート農業の実証に取り組まれた花月区の白石さんに対する講師謝礼として25万円を予算計上いたしました。

また、昨年3月に締結した株式会社クボタ、株式会社北海道クボタとの連携協定に基づく取組事業として、小中学校での農業授業や農業高校でのロボットコンバインを使った実習を予定しております。

また、スマート農業の普及を促進するため、農業者を対象とした営農管理システムの研修会や最新スマート農業機械の試乗会など、株式会社クボタとの連携を図りながら実施する予定としております。

ちなみに、2月末現在で、これまで町が支援してきたスマート農業機械の延べ助成台数についてご報告させていただきます。

G P S機能付田植機が76台、農薬散布用ドローンが86台、トラクターなどに装着します自動操舵補助システムが31台となっております。

続いて、事業番号4番、ピンネ農業公社運営負担金820万円は、ピンネ農業公社に係る運営経費を町が7割、農協3割で負担するものです。

農業を目指す新規就農者が就農しやすい環境を整えるため、大型特殊、牽引、フォークリフトの免許取得を支援いたします。また、平成30年度から令和4年度までの時限で支援しておりました農業用ドローンの講習費用の一部助成につきましては、この5年間で112名の方に助成を行い、スマート農業の普及と併せて大勢の方に利用され、現在、町内いたるところで農薬散布をしていただいているところでございます。

新年度からは、平成30年度に農業後継者として認定した2名の方が就農5年が経過しましたので、ふるさと就農支援助成として資材等を購入する際に最大100万円を助成することになっておりますので、200万円の町負担7割分として140万円を加算し、予算計上いたしました。

新年度の実験農場の運営は、しいたけハウスが1棟、菌床の数でいきますと1万2,300個、ミニトマト13棟、イチゴが2棟、ブルーベリーについては、露地ですが5アール、137本、昨年定植しましたアスパラが10アールを生産、販売する予定としてございます。

また、実験農場の前身であります林務署時代の倉庫が老朽化により屋根の破損等が著しくなりましたので、解体経費48万6千円を予算計上させていただきました。

事業番号5番、営農振興対策協議会負担金109万円は、旧札沼線敷地の病虫害の温床にもなり得る雑草の繁茂を抑えるために、沿線農家29戸に対し52万5千円をかけて除草剤を配布いたします。

また、新十津川産米のPR事業は、現在調整中ですが、昨日オープンしました日ハム球

場エスコンフィールドにおいて、新十津川産米をPRする費用や、札幌で開催される空知フェアへの出店、また、味覚まつりにおいて、新米のすくい取りを開催する経費など33万円のほか、営農振興対策協議会として行う事業の経費を盛り込みました。

6番、21世紀高生産基盤整備推進協議会負担金240万円は、土地改良区が主体となり進めております基盤整備事業に係る人件費及び事務費の負担金でございます。令和5年度は、東花月の突出地区は手直し程度の整地工、日進第1地区の区画整理9.5ヘクタール分、日進第2地区が区画整理17ヘクタール分、令和5年、今年の春採択予定の新弥生地区は実施設計に入ると改良区の方から聞いてございます。

基盤整備に係る人件費と事務費を関係団体で負担することとなっております。負担の割合は、町が40パーセント、改良区が20パーセント、農協15パーセント、受益者が25パーセントの持ち分で負担することとなっております。

7番、水土里情報システム負担金50万1千円から事業番号11番の農業経営基盤強化資金利子助成49万7千円までは、昨年同様の負担金及び補助金となっております。

事業番号12番、農業経営緊急支援資金利子助成金27万7千円は、令和2年の米価下落により農業所得の減収に補う緊急融資制度により借入れした資金に対し、利息の一部を助成するものでございます。

令和2年度に24戸の農家が融資を受けており、当初の融資総額では6,979万円、令和4年11月末の残高は5,537万円、1.45パーセントの利率のうち、町と農協がそれぞれ0.5パーセントずつ利息を負担し合い、借入れ農家の利率を実質0.45パーセントに軽減するものです。令和4年度から5年間の利子助成となっております。

事業番号13番、農民協議会補助金59万9千円は、例年の活動経費の一部を補助金として助成いたします。

14番、多面的機能支払交付金1億6,016万4千円は、対象者319名、対象農用地は4,279ヘクタールで予算計上しております。

地域の共同活動により水路の泥上げ、農道の草刈り等の農地の保全活動が主な取組みで、農業被害を防止するためのアライグマの捕獲奨励金や箱わなの購入費なども対象経費となっております。

15番、中山間地域等直接支払交付金1億5,942万円は、対象地区10地区、対象面積1,703ヘクタールに対し交付いたします。

第5期対策により追加されました生産性向上加算を全10集落が取組み、ドローンを活用した共同防除など農作業の省力化の取組みを行っているほか、集落機能強化加算を1つの集落が取組み、高齢者の健康教室の開催や空き家の草刈りなどを行っており、それぞれの取組みに上限200万円が集落に交付されることとなっております。

事業番号16番、環境保全型農業直接支払交付金1,184万7千円は、昨年同様、化学肥料、化学合成農薬の5割低減と合わせて、有機、堆肥、緑肥、フェロモントラップ等の取組みを行っている組織に交付するものとなっております。昨年度から1集落減り新年度は3組織、そして、5名が減りまして17戸の農家が取組みることとなっております。

事業番号17番、経営継承・発展等支援事業100万円は、担い手の経営を継承した農業後継者が行う経営発展に向けた取組みに対し、国と市町村が2分の1ずつを支援するものでございます。ピンネ農業公社が取りまとめを行います。町の予算措置が応募の条件とな

るため、当初予算に1件分を計上するものでございます。

以上、2目農業振興費の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 2目農業振興費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は、発言を願います。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 事業番号3番、スマート農業推進支援事業についてお伺いいたします。今回は視察受け入れを通したスマート農業の発信というだけの25万円の予算計上になっております。令和4年度では、次世代農業推進支援事業ということで、スマート農業への取り組みが進められてきましたけれども、今回こういう25万円ということになったということは、町内でスマート農業が十分に浸透されて、そういった機器の購入の需要がなくなったということなのか、その辺りちょっと説明していただきたいと思いますが、よろしくお伺いいたします。

○議長（笹木正文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小松敬典君） それでは、7番議員の質疑にお答えさせていただきます。

スマート農業実証プロジェクト、令和元年から行ってきましたが、いろいろ普及活動も行いまして、今まで先ほど申し上げたとおり農業機械の普及については一定程度進みました。この農業機械の助成に当たっては、令和4年度中までということで、一応時限措置していたものですから、今回骨格予算ということもありまして、当初予算の設定については見送ったというようなことになっております。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

2番、村井利行君。

○2番（村井利行君） 135ページ、事業番号5番ですね。営農振興対策協議会負担金109万。この中で農業団体で構成する営農振興対策協議会が営農研修会や婚活事業をやるということだったんですけども、これ今までもやったことがあるのか、今期やるのであれば、いつ頃、どのような形でやるのか、ちょっと中身を教えていただきたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（小松敬典君） それでは、2番議員の質疑にお答えさせていただきます。

営農振興対策協議会としましては、役場と農協がおのおの的一对一で負担金を出し合っているというような組織でございます。営農振興対策協議会として、そもそも婚活事業の事業費を持っていたわけですが、今、ピンネ農業公社が担い手対策を中心に公社の方でやっておりますので、営農振興対策協議会の方からは、負担金をまたピンネ農業公社の方に活動があれば負担金を支出するというような会計の流れになっております。

ちなみに、令和2年、3年はコロナの影響がありまして、ピンネ農業公社の方としまして、農業者を集めて札幌の方で婚活事業を開催しようというふうに取り組んでおりましたが、ちょっと中止したのが2年間ありまして、令和4年度につきましては、この3月の下旬、札幌において募集をかけて実施する予定としております。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、2目農業振興費の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） 次に、6款1項3目畜産業費の説明を求めます。
産業振興課長。

〔産業振興課長 小松敬典君登壇〕

○産業振興課長（小松敬典君） それでは、3目畜産業費の内容についてご説明申し上げます。

予算書は、134ページから137ページになります。

本年度予算額253万8千円でございます。

主な経費別の事業概要を申し上げます。

1番、家畜振興事業1万5千円は、諸会議参加や家畜市場調査のための普通旅費を計上しております。

2番、学園牧場維持管理事業30万1千円は、放牧頭数の減少に伴いまして、昨年からの検討を重ねてきました学園牧場の運営について畜主さんの意向を聞きながら畜産振興協議会と協議を重ねた結果、放牧頭数の増加が見込まれないこと、また、新たな管理人の目途が立たないことから、当面の間、牧場での放牧を休止する判断をいたしました。

学園牧場につきましては、開設当初、平成18年度になります12戸の農家から71頭の牛を預かっておりまして、102万円の放牧収入がありましたが、昨年令和4年度には、農家戸数2戸、放牧頭数5頭まで減ってしまいました。放牧頭数の減少に加え、夏場の約150日間という間牧場を管理する管理人さんは、現在80歳を過ぎておりまして、体調面に不安を抱えていることから、これ以上行政の立場、そして畜産振興協議会の立場で牧場管理をお願いするということとはできないと判断しまして、令和5年度の放牧を休止するということといたしました。

なお、学園牧場は休止することといたしますが、情勢の変化により再開することもございますので、今後5年程度は掃除刈りを行いながら最低限の管理をする予定でございます。この掃除刈り費用として約10ヘクタール、30万1千円を委託料として計上いたしております。

3番、家畜防疫事業40万円は、北海道農業共済組合中空知支所に対する家畜診療事業に係る負担金でございます。

4番の畜産振興協議会補助金182万2千円は、例年どおりの協議会の運営補助と新年度は、公共牧場休止に伴い私有地で自家放牧に取り組む場合に、放牧地を囲うための支柱や有刺鉄線などの資材費の2分の1、上限額50万円を支援するための助成金も畜産振興会を通じて支払うよう予算措置をしたところでございます。

以上、3目畜産業費の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 3目畜産業費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は、発言をお願いします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、3目畜産業費の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） 次に、6款1項4目農地費の説明を求めます。
建設課主幹。

〔建設課主幹 千石哲也君登壇〕

○建設課主幹（千石哲也君） 議長からご指示をいただきましたので、6款1項4目農地費のご説明をいたします。

予算書は、136ページ、137ページでございます。

本年度予算額8,938万2千円でございます。

増額の主な要因としまして、基盤整備事業によります負担金の増額でございます。

財源内訳でございますが、最初に建設課所管の特定財源といたしまして、国・道支出金の国営造成土地改良施設防災情報事業負担金は、基幹水利施設管理事業の（新十津川地区、徳富地区）に充当いたします。

次に同じく、水利施設管理強化事業補助金は、水利施設管理強化事業に充当し、基幹水利施設管理事業補助金は、基幹水利施設管理事業の新十津川地区、徳富地区及び徳富ダム地区に充当します。

一行飛びまして、その他財源のうち、水利施設管理強化事業分担金から基幹水利施設管理分担金（徳富ダム地区）の3つは、これら水利施設管理のためのそれぞれの補助事業における補助残に対する新十津川土地改良区からの分担金で、昨年度までは特定財源化しておりませんでした。北海道からの指導などもあり、本年度予算から新たに特定財源として計上しました。

同じく、基幹水利施設管理費負担金（徳富ダム地区）は、徳富ダム管理のための農業負担分で、雨竜町、浦臼町、月形町からの負担金でございます。

続きまして、産業振興課所管の特定財源としまして、上から4行目のその他財源として、旧札沼線沿線基盤整備事業債570万円は、令和5年度採択予定の新弥生地区の事業費に対し過疎債を充当します。

同じく最下段のその他財源の土地改良事業受益者負担金219万円は、日進第2地区、新弥生地区の基盤整備のうち、畑に係る事業費の受益者からの負担金でございます。

一般財源は1,026万4千円でございます。

次に、事業の内容をご説明いたします。

1番目の水利施設管理強化事業は、改良区が管理する農業水利施設の操作及び保守など維持管理に要する経費を補助するもので、前年度と特に変わりはありません。

2番目の基幹水利施設管理事業（新十津川地区、徳富地区）は、新十津川ダム及び徳富川頭首工の維持管理に要する経費で、前年度当初予算と比較して、電気料などが増額、前年度の非常用発電機の修繕や通信回線更新など減額となり、一方で水利データの管理処理装置点検整備などの委託料が増額となりましたが、総じて減額となります。

3番目の基幹水利施設管理事業（徳富ダム地区）は、徳富ダム本体、徳富ダム注水工及び新雨竜分水工の維持管理に要する経費と北海道が行う徳富ダムの管理に係る負担金でございます。前年度当初予算と比較して、施設の電気料、管理委託料及び徳富ダムの北海道への管理負担金の増額でございます。

4番目の北海道土地改良事業団体連合会負担金は、土地改良施設の整備促進を図るべく、町が加盟している団体への負担金で事業費に合わせて減額となりました。

事業番号5番と6番は、産業課所管の事業になります。

5番目の土地改良事業受益者負担金219万円は、基盤整備を行う際の畑部分の整備費について、市町村が受益者から負担金を徴収し、北海道に支払うものでございます。令和5年度は、日進第2地区の事業費に係る地元負担のうち、全体面積84.3ヘクタールに占める畑2.5ヘクタールの割合を乗じた額を、また、新たに採択予定の新弥生地区の実施設計に係る地元負担のうち、全体面積85.5ヘクタールに占める畑1.9ヘクタールの割合を乗じた額を受益者から受け取り北海道に支払うものでございます。

6番目の旧札沼線沿線基盤整備事業（新弥生地区）590万4千円は、道営事業として令和5年4月採択予定の旧札沼線沿線の新弥生地区基盤整備事業の実施設計費に対する町4パーセント負担分の予算でございます。

旧札沼線廃止後のJR敷地の活用については、廃線が決定した平成30年度から沿線農地との効率的な活用を推進するため、JR北海道から基盤整備の一定程度の費用を負担していただいたところでございます。

当初より、西1線から西に150軒は、札沼線の敷地と農地を一体的に整備していただけるよう事業費の4パーセントを町が負担し、北海道の協力の下、また、道から職員も派遣していただきながら事業促進に向け地元説明を行ってきました。

新年度スタートするこの新弥生地区は、換地も含めて令和13年度に完了する予定です。受益面積は85.5ヘクタール、総事業費は17億円の計画でございます。

なお、本事業は債務負担行為を措置することになりますので、7ページをご覧くださいと思います。

第2表、債務負担行為に記載しておりますとおり旧札沼線沿線基盤整備事業（新弥生地区）として、期間は令和5年度から令和13年度まで、限度額は新十津川土地改良区との覚書に基づき算出した額としております。

以上、6款1項4目農地費の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 4目農地費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は、発言を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、4目農地費の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） 次に、6款2項1目林業振興費の説明を求めます。

産業振興課長。

〔産業振興課長 小松敬典君登壇〕

○産業振興課長（小松敬典君） それでは、6款2項1目林業振興費についてご説明を申し上げます。

予算書は、136ページから139ページになります。

本年度予算額9,301万2千円。

特定財源の主な内容を申し上げます。

国道支出金の北美沢線林道協定負担金は、道有林を管理する北海道からの維持管理負担金でございます。

138ページをご覧ください。

農村漁村地域整備交付金は、林道三輪線、三輪橋の橋梁点検に係る補助金で、補助率51パーセントでございます。

その他財源の森林環境譲与税基金繰入金1,341万2千円は、事業番号1番の森林行政推進事業に303万2千円を、また、事業番号4番の森林整備促進事業に1,038万円を充当いたします。同じく、その他財源の熱供給利用負担金1,393万2千円は、熱供給センターの本格稼働から2年を迎えるこの時期に負担金の検証、見直しの協議を行うこととしておりましたので、新たな負担額を計上させていただきました。

137ページにお戻り願います。

主な経費別の事業概要を申し上げます。

1番の林業行政推進事業353万7千円は、旅費や消耗品、森林GISシステムの保守委託料のほか、森林環境譲与税を活用した森林所有者に対する森林整備の意向調査50名分を実施いたします。

新年度の意向調査をもって森林所有者への意向調査が一巡することから、新年度は居所不明者の調査を行うとともに、2年間の回答者の中から森林施業に前向きな方を5名程度抽出しまして、現地調査を行い森林施業計画を作成する作業を進めてまいります。事業費は266万8千円になります。

このほか昨年購入しましたドローンを運転するために、新たに基本講習受講者2名分、昨年取得しました4名の応用講習費用並びにドローン保険料を合せて33万4千円を計上いたしました。

なお、意向調査関連経費とドローン経費に、旭川市にあります北の森づくり専門学院支援協議会負担金3万8千円を加えた303万2千円分につきましては、森林環境譲与税を充当することといたします。

事業番号2番の有害鳥獣駆除対策事業1,535万1千円は、昨年度の予算と比較して大幅に予算増となりますので、新たな取組みを中心にご説明いたします。

はじめに、ヒグマ対策についてです。昨年市街地や福井谷、士寸、花月、留久などで例年の倍以上のヒグマの足跡や目撃情報が寄せられたことから、箱わなの購入費用1基分108万円及びデータ通信機能付きのセンサーカメラ3台を36万5千円で導入いたします。

このセンサーカメラは、自動撮影機能付で、箱わな付近にヒグマが出没するとスマートフォンのラインで通知が来ることになっておりまして、毎日、朝晩の猟友会の巡回に係る労力軽減と巡回費用の削減に繋がります。これにより、現在使っている箱わなと合せまして3台体制になります。

次に、エゾシカ対策についてです。

エゾシカにつきましては、ハンター不足により捕獲頭数が減少傾向にあったことから、令和2年度からくくり罠の強化を図ってまいりました。令和元年度のくくり罠捕獲頭数が3頭だったところ、本年度、令和4年度は87頭まで増加に転じました。全体の捕獲頭数でも令和3年度が135頭、今年度、令和4年度が倍の275頭となりましたので、新年度の捕獲予算につきましても100頭分、120万円を増やした予算計上となっております。

最後に、ハンター不足の解消を目指し、地域おこし協力隊の募集に係る経費をご説明申し上げます。

猟友会新十津川部会の現在の会員は9名でございまして、高齢化が進んでいること、また、現役世代の方は会社員か農業に従事されておりまして、日中銃をもって駆除に当たられる方は実質2名という状況になっております。そこで、即戦力のハンターとして活躍していただける方を地域おこし協力隊として1名募集する予算を計上させていただきました。

募集は、この春からJOINという協力隊専用の募集サイトに掲載することといたします。今回の協力隊の採用に当たっては、お試し協力隊制度というものを利用して、採用希望があった方の中から書類選考とオンライン面接により2名に絞りまして、その2名の方は6月又は7月頃に本町に一度来てもらい、10日間程度、お試し仮住まいをしていただく予定となっております。

このお試し期間中は、町内の宿泊施設に泊まっておいただき、その間、猟友会メンバーと捕獲を同行してもらったり、本町で生活するための居住環境や買い物、病院、交通機関などを知らせていただくよう職員が案内いたします。お試し期間の最後に面接を行い採用者1名を決定しようと考えております。

なお、このお試し協力隊に係る経費として、本町までの往復の旅費及び滞在期間中の宿泊経費として40万円。また、採用した1名の地域おこし協力隊の7月以降9か月分の報酬、活動負担金390万円、合わせて430万円となり、この経費の大部分は特別交付税の対象となります。以上が、有害鳥獣駆除対策の新たな取組みになります。

続いて、事業番号3番、熱供給センター運営事業3,496万9千円は、熱供給センターの運営経費となります。

経費の説明に入る前に、令和3年度から本格稼働しました当センターは、稼働2年を経過する段階で、費用、原材料費の検証を行い、翌令和5年度から再度2年間の熱利用負担金やチップの原料単価などを決めることとしておりました。昨年秋からの協議の結果、熱利用負担金につきましては、グリーンパークはこれまで年間750万円から一定の負担率を算出しまして970万8千円とします。また、これで歳入として計上していることから、スポーツセンターと温水プールにつきましては422万4千円の負担金を歳入予算として計上しております。

経費につきましては、総額では本年度予算より496万円の増額予算となっておりますので、主な増減科目と増減理由についてご説明させていただきます。

初めに、チップの購入単価につきましては、先ほどの熱利用負担金の検証と併せて、新年度からの2年間、現状の単価から1割アップしまして1立方メートル当たり、税込み3,025円といたしました。

また、チップの使用料を今年の実績に併せ945立方メートル分増やしまして、結果405万円の増額、1,592万7千円を予算計上いたしました。これに併せて運搬するトラックの輸送委託料も35台分50万円増額、278万9千円となっております。次いで、電気料が283万円増額の681万4千円。消耗品費の火格子につきましては、本年度、令和4年度の補正予算におきまして、全体の3分の2を交換させていただきましましたので、その残りの22本分116万円を予算計上させていただきました。

また、グリーンパークのバックアップボイラーの重油負担金につきましては、本年度の

使用料を鑑みまして、本年度当初予算の半分の3万6,000リッター分460万8千円を予算計上させていただきました。

次に、事業番号4番の森林整備促進事業1,038万円は、森林環境譲与税を活用する3つの事業になります。

まず一つ目は、木材運搬支援事業で、町内の山林から出る間伐材や未利用材を運び出す運搬経費の一部を支援する予算になっております。この事業で搬出される木材のほとんどが、熱供給センターのチップの原料として使われていることにもなっております。新年度の年間の予定搬出量は1,500立方メートル、1立方メートル当たり2,200円の助成で330万円を計上いたしました。

二つ目は、民有林整備促進事業になっております。

民有林を整備する上で、国の補助対象とならない5ヘクタール未満の間伐事業や国の補助事業の予算枠からこぼれ落ちてしまった施業に対し、国の補助率と同率の68パーセント分を助成し、民有林の適正管理を推進いたします。予算額は408万円でございます。

三つ目は路網整備事業になります。

事業番号1番の林業行政推進事業で実施しました森林所有者の意向調査に基づきまして、今後、森林施業を実施する上で必要となる作業道の整備、補修に対する助成で300万円を計上いたしました。

次に、139ページをお開きください。

事業番号5番の豊かな森づくり推進事業800万円は、民有林で伐採後の確実な植林を支援することで、森林機能を高めるための国の補助制度となっております。

新年度は、森林組合の調査で37ヘクタール、3,070万円ほどの事業量と聞いておりますので、道補助率の16パーセントと町補助率10パーセントを合算した26パーセント分、800万円を予算計上いたしました。

6番の林野火災予消防対策事業は、森林組合に委託する延べ120回分の森林管理巡視委託業務でございます。

7番の森林整備担い手対策推進負担金は、林業の担い手となる従業者の就労の継続性と安定化を図るため、町内在住4名分の共済掛け金を負担するもの、8番の北海道森と緑の会負担金から事業番号10番の北海道造林協会負担金につきましては、公的団体への負担金でございまして、それぞれの負担割合に応じて予算計上しております。

11番の鳥獣害防止施設等整備事業補助金10万1千円は、民有林の野鼠駆除のための有人ヘリコプターによる薬剤散布に要する経費でございます。新年度の散布面積は120ヘクタール、秋に1回散布を予定しております。

12番の森林環境譲与税基金積立金1,609万6千円は、令和5年度交付予定の譲与税1,607万円と基金利息2万6千円となっております。

13番、林道維持管理事業417万5千円は、建設課所管事業となります。

町が管理する林道5路線、管理延長31.7キロメートルの維持管理に要する経費でございまして、通常の維持管理経費のほか、三輪線の幌加尾白利加川に架かっている三輪橋の橋梁点検業務を行います。この林道橋のメンテナンスも町道橋と同じく5年に一度の点検が義務付けられておりまして、詳細を調査した後、補修計画を立てて補修工事を進めることとなっております。

以上、1目林業振興費の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 1目林業振興費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方は、発言を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、1目林業振興費の質疑を終わります。ここで、14時5分まで休憩といたします。

（午後1時50分）

○議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後2時05分）

○議長（笹木正文君） 7款1項1目商工振興費の説明を求めます。産業振興課長。

〔産業振興課長 小松敬典君登壇〕

○産業振興課長（小松敬典君） それでは、7款1項1目商工振興費についてご説明申し上げます。

予算書は、140、141ページをご覧ください。

本年度予算額8,717万4千円でございます。

特定財源は、道支出金で消費者行政強化事業補助金88万7千円は、補助率50パーセントを見込んで、全額、事業番号10番の消費生活対策事業に充当いたします。

その他財源は、中小企業保障融資に係る北門信金への預託金に対する元利収入3,000万円となります。

次に、主な経費別の事業概要を申し上げます。

1番の商工業振興事業は、前年と特に変化はございません。

事業番号2番の商店街環境整備事業は、取組み自体は変わりませんが、役場前から旧西川電設までの国道植樹帯24か所の花植え作業を手伝っていただいている菊水老人クラブの当日の参加者に、とくとっぷカード行政ポイントとして500ポイントを付与する予定としております。

事業番号3番の中小企業事業資金保障融資事業3,038万6千円は、あっせん審議会4回分の開催経費として、委員3人分の報酬及び費用弁償で8万5千円、融資に係る利子助成30万1千円と北門信金への預託金、科目は貸付金になりますが3千万円を計上しております。新年度の利子補給対象者は、既往分で運転資金7件分、6万5千円、設備資金5件分、3万6千円のほか、新規予定として3件分、20万円を見込んでおります。

事業番号4番の国・北海道融資制度資金利子補給事業200万円は、中小企業者が国や北海道の融資制度資金を借入した場合に、その利息の2分の1、上限50万円の範囲で補助するものでございます。新年度の利子補給対象者は、既往分として23社、37件分、155万円、新規借入分として45万円の利子助成を見込んでおります。

5番、新型コロナウイルス感染症対策融資制度資金利子補給事業410万円は、国の3年間の実質無利子制度を受け、融資から4年目以降6年目までの3年間に係る利子について、

令和3年度に町に申請した事業所に助成を行う制度となっております。

令和3年度に債務負担の設定をしており、令和5年度の予算は29社、52件の融資、当初の融資総額10億6,100万円に係る令和5年中に発生した利子に対する助成になります。

6番の企業振興促進事業2,200万円は、新十津川町企業振興促進条例に基づく補助金となります。継続助成として、事務所の移転に伴う重機の分割払いに対するものが1件、69万9千円。事務所の新設に伴う事務機器等の賃借料に対するものが2件ございまして、10万円。同じく、事務所の新設に伴う町内者雇用助成が2件で50万円となっております。

現在のところ相談は受けておりませんが、新規申請分として2,071万円を加え、総額2,200万円を計上させていただきました。

7番の中小企業者応援事業1,100万円は、店舗等の新築、改装、地場製品の開発や新たな広告宣伝やイベントなど200万円以下の取り組みに対する補助金であります。こちらも今のところ相談などは受けておりませんが、突発的な申請に対応できるよう1,100万円を予算計上しております。

8番の地元消費拡大事業400万円は、例年同様スタンプラリー抽選会などの独自のイベントに対する商工会への補助金となります。

事業番号9番の新十津川町商工会補助金1,130万5千円は、商工会活動における商工会員への経営改善普及指導事業に対する支援策として、補助対象職員の設置費や事務局長設置費を含めた職員人件費及び青年部、女性部の活動費に対して補助金を交付するものでございます。

なお、令和4年4月の商工会会員数は、前年から1会員減り139会員となっております。事業番号10番、11番は住民課所管になります。

事業番号10番、消費生活対策事業179万4千円につきましては、町の消費者相談窓口業務の充実を図るため、会計年度任用職員1名分の報酬等175万7千円のほか、消費生活に関する研修会出席旅費や啓発に係る経費を計上しております。

11番、滝川地方消費者センター負担金41万2千円につきましては、滝川市が運営する滝川地方消費者センターの業務委託に係る負担金を計上しております。

以上、商工振興費の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 1目商工振興費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は、発言を願います。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 事業番号7番、中小企業者応援事業についてお伺いいたします。これは、令和4年度に支援の対象となる内容が、事業を継承する方へもということで拡大をされておりますが、その際は1,300万円の予算でした。令和4年度はまだ決算の内容は出ておりませんが、5年度の予算が1,100万円と減額されておりますので、その内容ですね、事業の中ではどのような部分が減額が見込まれたのか、その辺り説明をお願いしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小松敬典君） それでは7番議員の質疑にお答えさせていただきます。

こちら、継続的な事業はございませんで、その当該年度に相談があって申請があったも

ののみ助成するというような制度になっておりますので、これまで過去の経過からしますと、昨年まで1,300万円の予算計上しておりましたが、これは、平成30年、1,356万円ほどの事業費が嵩んだということで、その予算枠を取るという意味で、それ以降今年度の事業費までは1,300万円ということでした。直近の事業の実績を見てみますと、令和2年が620万、令和3年が510万、そして、今年度まだ途中でございますけれども、現段階においては380万というような申請の内容となっていることから、今回、1,100万円ということで予算枠を200万円削減させていただいたということになっております。先ほど、今年度からスタートしました事業継承の助成につきましては、今のところ、もう一年経とうとしておりますけれども、相談件数については今のところございません。特に、何かの事業だといってこの事業ごとに予算を区切っているわけではございませんので、全体のこの応援事業の中で1,300万の予算化、1,100万の予算化ということで中で使い分けしているということでご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、1目商工振興費の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） 次に、7款1項2目観光振興費の説明を求めます。

産業振興課長。

〔産業振興課長 小松敬典君登壇〕

○産業振興課長（小松敬典君） それでは、2目観光振興費の内容についてご説明申し上げます。

予算書は、142ページから145ページになります。

本年度予算額8,488万8千円で、ふるさと公園再整備事業が終了いたしましたので、大幅な減額予算となっております。

特定財源は、例年どおりの内容と変わりはありませんが、2段目のキャンプフィールド使用料につきましては、リニューアル後の昨年の収入実績に合せて220万円ほど増額となっております。

また、中段のふるさと応援基金繰入金2,106万5千円は、事業番号1番の観光PR推進事業、事業番号2番のふるさと公園維持管理事業、3番、キャンプフィールド管理運営事業、10番のふるさとまつり・雪まつり共催事業、そして、11番のイベント開催支援事業にそれぞれ充当しております。

次に、主な経費別の事業概要を申し上げます。

1番の観光PR推進事業1,109万8千円は、会計年度任用職員1名分の人件費194万円。例年の予算計上しておりますこめぞー着ぐるみ出演委託料140万3千円、民間ツアー誘致助成66万円のほか、新年度はふるさと公園リニューアルにちなんだ経費を4点ほど盛り込みました。

まず一つ目が、ふるさと公園の情報発信強化として、ふるさと公園を全道に向けて周知するためテレビCMの放映経費として198万円を計上いたしました。CMは6月までに撮

影を終え、7月下旬以降67回放映していただく予定としてございます。

二つ目が、HTBが制作しますキャンプYouTube番組、ここキャン北海道の撮影協賛金及びその番組内での特産品のPR経費、合わせて110万円になります。キャンプ愛好家の中では人気の高い番組で、5月下旬にキャンプフィールドを舞台に2泊3日の撮影をエントリーしており、番組内では町特産品のPRコーナーも予定しております。

撮影後、編集された番組がHTBのYouTubeサイトで放映されることになっておりまして、キャンプ好きの方に広く認知していただけるツールとして期待をしているところでございます。

三つ目として、リニューアルしたふるさと公園の賑わいづくりを目的としたミニイベントの実施に向けた企画運営費165万円でございます。4月29日のふるさと公園オープンに併せたオープニング経費や、5月以降のミニイベントを開催する経費を予算計上しております。

最後に、観光協会としての単独ホームページの新規開設でございます。観光情報の発信手段として、現在は、町のホームページがございしますが、分かりにくいという意見や、ホームページの階層が深くて探しにくいというような意見をたくさんいただきました。

そこで、昨年春までに本町の地域おこし協力隊として活躍していただいた方にホームページの制作を依頼し、リニューアルしたふるさと公園を中心とした四季折々の風景、ふるさとまつりや味覚まつりなどのイベント情報や観光協会が行うイベント情報、さらには、ふるさと公園で行うミニイベント情報の配信など、観光協会と観光情報に特化したホームページの開設とSNS配信に係る経費を予算計上しております。なお、新規開設経費及びホームページの運営費、保守料など、初年度、令和5年に係る経費につきましては167万2千円、2年目以降は79万2千円の予定となっております。

事業番号2番のふるさと公園維持管理事業2,447万2千円につきましては、公園の管理委託料1,742万4千円、園内の樹木の間伐、枝払い委託料が110万円、イベントステージ天井修繕46万2千円、芝生の目土、肥料、除草剤などの消耗品で226万1千円、電気料161万2千円などとなっております。

この予算の中で、ふるさと公園リニューアルに伴う施設維持管理経費の増高分は、約360万円になります。内訳は、水景施設の噴水やトイレ等の施設の電気料として72万3千円、水道料36万3千円、噴水のメーカー保守点検料23万1千円、定期清掃31万7千円、そのほかトイレ清掃や遊具、園地内の管理委託料として187万円となっております。

3番、キャンプフィールド管理運営事業755万6千円は、昨年リニューアルオープンしましたキャンプ場の管理経費になります。このうち、新年度の政策的予算が454万円ほど含んでございます。

一つ目は、バンガローの階段修繕として89万円。

二つ目が、キャンプ場の予約について、現在伝習館に電話をかける方法しかございませんが、インターネット上での予約ができるシステムを導入する経費として15万4千円を計上いたしました。

また、三つ目がキャンプ場周辺のWi-Fi環境の構築経費として349万8千円になります。最近のキャンプ場は、Wi-Fiを完備しているキャンプ場が主流となっておりますので、本町のキャンプ場におきましても、この春に文化伝習館まで光回線が入ることか

ら、文化伝習館から無線LAN 3基を繋いで、キャンプ場から展望台までのエリアをカバーいたします。

また、この工事に合せまして、先ほどのふるさと公園の水景施設、噴水の近くの外灯に携帯電話回線を使ったポケットWi-Fiのような機器を共架しまして、噴水周辺のエリアでもWi-Fi利用を可能エリアとして構築したいとしますのでございます。

4番、文化伝習館管理運営事業901万8千円は、例年どおりの運営に係る副館長等の人件費や施設の管理経費に加え、政策的な予算としては、新年度は、光回線開通に係る経費として29万8千円、電話機の購入経費が5万5千円を計上いたしました。

事業番号5番、工芸体験事業から事業番号7番の吉野地区活性化センター管理運営事業までは、例年どおりの予算計上となっておりますが、7番の吉野地区活性化センター管理運営事業につきましては、駐車場に設置してございます施設名看板の修繕費として29万7千円が含まれております。

事業番号8番の吉野公園維持管理事業369万1千円は、通常管理業務に係る予算に加え、公園管理棟内の照明が白熱灯のため、今年の夏に蛾のクスサンが大量に寄ってきたことから、照明をLED化する経費として32万4千円を計上させていただきました。

9番の吉野駐車公園維持管理事業64万4千円につきましては、園地1.2ヘクタール分の草刈などの管理委託料と外灯の電気料でございます。

事業番号10番、ふるさとまつり・雪まつり共催事業729万7千円は、ふるさとまつり・雪まつりの実行委員会への開催負担金を計上してございます。内訳として、ふるさとまつりが400万円に加え、設営、撤去費用として29万7千円、冬の雪まつりが300万円となっております。

12番のイベント開催支援事業98万8千円は、陶芸まつり、味覚まつりの観光協会への開催負担金95万円と味覚まつり協力団体へのボランティアポイント3万8千円を計上いたしました。なお、令和2年度から令和4年度まで予算措置しておりましたイベント開催に係る新型コロナウイルス感染防止対策経費150万円につきましては、令和4年度のイベント実績から不用と判断しまして予算計上の方はしておりません。

最後13番、新十津川町観光協会補助金10万円は、前年と同額となっております。

以上、2目観光振興費の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 2目観光振興費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は、発言を願います。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 事業番号は3番になりますが、ふるさと公園全般についてお伺いするものでございます。ただ今Wi-Fiが整備されるということで確認させていただいたのですが、Wi-Fiが出るということは、キャンプ場にいらっしゃるお客さま自ら自分の携帯電話でその情報を発信するというので、大変その宣伝効果がなくて素晴らしい発想だなというふうに思うんですが、そのWi-Fiが使える範囲ですね、もう一回そこ確認をさせていただきたいんです。

それともう1点ありますので、また後でお願いします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（小松敬典君） 7番議員の質疑にお答えさせていただきます。

今回、キャンプ場を中心としてWi-Fiを張り巡らせることとなりますけども、文化伝習館の方から3本の支柱で強化しまして、文化伝習館のエリアからキャンプ場を通りましてグリーンパーク裏の当せん地展望台がありますが、あそこまでのエリアをカバーするというのが一つと、それから付け加えて申し上げました、ふるさと公園のリニューアルに合わせて、噴水施設の周り半径80メートルほどになるんですが、その中でWi-Fiが活用できるというような範囲になっております。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

次は、はい。

○7番（西内陽美君） 次、お願いいたします。今ほどグリーンパークというお名前が出たんですが、やはりあそこを観光の目玉として大きくこれから広げていくわけなんですけど、当然グリーンパークさんとも隣接しておりますので、その連携といいますか協力を願うことになると思うんですが、どのような形であの一带をこれから発展させていくのかということについて、グリーンパークさんとの連携を中心にちょっとお聞かせいただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（笹木正文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小松敬典君） 7番議員の質疑にお答えさせていただきます。

グリーンパークさんとは同じふるさと公園のエリアということですので、これまでも賑わい創出の関係でメンバーに入っていていただいておまして、お互いが利用していただけるように、相乗効果を持ってできるように連携を図ってまいりました。

実際に、裏玄関と言ったら失礼になるかもしれませんが、グリーンパークの裏からはすぐ当せん地展望台というような形になりますので、キャンプ場を利用される方の玄関として利用していただけるように、そちらの方に誘導するようにこの整備の中で遊歩道の方も整備してまいりましたし、トイレやそれからレストランなど利用していただけるように案内看板の中にもグリーンパークの方を誘導するような形で記載をさせていただいております。

まだこれからのことにはなるんですけども、ふるさと公園の大屋根テラスを利用してミニイベントなんかを開催しようということも考えておまして、これらも含めてグリーンパークの方にもお客さんが流れていけるような、そういった例えば、割引券だとかそういったものの協力だとかっていうのができないかだとか、日帰り入浴ができないかだとか、そういったこともこの賑わいづくりのミーティングの中ではいろいろ話し合われているので、これから少しずつその辺の事業が拡大していけるようにグリーンパークの方とも調整していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

3番、進藤久美子君。

○3番（進藤久美子君） ご質問させていただきます。ふるさと公園の夏の間の構想は、いろいろなことをされていると思うんですが、冬期間のこの公園についてはどのような構想をお持ちになっているのか、もしちょっとでも情報がありましたらお知らせください。

○議長（笹木正文君） はい、産業振興課長。

○産業振興課長（小松敬典君） それでは、3番議員の質疑にお答えさせていただきます。

実際のところ、公園をリニューアルして冬場の活用というのはなかなか厳しい状況にありまして、特に現段階ではないんですが、先ほどの賑わいづくりのミーティングメンバーの中からは、グリーンパークさんの方も冬場の、例えば、スノーシューを履いて雪原を散策するだとか、そういった何かイベントを開催してもらえないかというような意見もありましたので、できる範囲でその辺をこれから考えていきたいなというふうに考えております。

それから、3年、4年ぐらい前になるんですが、キャンプ場を整備するにあたって、冬のキャンプ場として開けないかというような話もありましたが、水回りの心配というのがあるんで、トイレを改修する際に、やっぱりその辺の心配があったんで、今道内で20件ぐらい冬のキャンプ場をオープンしているところあるんですが、本町はなかなか冬場の管理、費用対効果のことも考えまして、なかなか難しいというような結論に至ったことも報告させていただきます。

それと、2年前になるんですが、ツアー会社の方から声がかかりまして、道外の大学生ですとか、それからコロナ禍ではありましたが、今後、海外からのお客さんを新十津川の冬に連れてきて、例えば、屋根の雪下ろしでもいいから何かそういうものを手伝わせながら新十津川の宿泊施設に泊まるようなツアーを企画できないかというような話も持ちかけられたことがございますので、今後広く冬場の集客、それからグリーンパークやサライの方のお客さんにも繋がるような、そういったことも今後の賑わいミーティング中でこれからも少し考えていきたいなと思いますので、もう少し時間をいただいてからですね、検討させていただきたいと思います。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、2目観光振興費の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） 次に、7款1項3目地場産業振興費の説明を求めます。

産業振興課長。

〔産業振興課長 小松敬典君登壇〕

○産業振興課長（小松敬典君） それでは、3目の地場産業振興費についてご説明申し上げます。

予算書は、144ページ、145ページをお開きください。

本年度予算額5,710万8千円でございます。

財源内訳、特定財源のその他財源で新十津川物産館使用料84万1千円は、中に入っておりますピンネ農業公社事務所使用料でございます。公共施設整備基金繰入金484万円は、加工センターの冷却設備と屋根改修経費に充当する予定となっております。

次に、主な経費別の事業概要を申し上げます。

1番の交流促進施設等管理運営事業5,437万2千円は、物産館、サンヒルズ・サライ、ヴィラトップ及び農林産物加工センターの指定管理に係る委託料で、この中には、令和5

年度の特殊事業による予算として、ライティングハウスの玄関廻りの外部補修として57万2千円。同じくライティングハウスのWi-Fi化経費110万円。また、内部の備品の更新として、洗濯機、冷蔵庫、ガスコンロ、ダイニングテーブルの購入費用に59万5千円を計上させていただきました。

そのほか、施設の老朽化に伴う改修費として、サンヒルズ・サライのろ過装置改修に132万円、加工センターの冷却設備の改修264万円、加工センターの屋根塗装220万円を計上させていただきました。

2番、奈良県・十津川村三者協定PR事業273万6千円は、奈良県・十津川村三者協定に基づき、特産品の販売、PRに奈良県内2回、十津川村内1回、五條市内1回、東京1回の旅費と商品発送のための送料を予算計上いたしました。

また、奈良県から本町の宿泊施設を利用させていただいた方におもてなし事業として、お一人1,000円程度のお土産200人分を予算計上しております。

また、令和2年度の十津川村置村130年、本町開町130年の節目の年の記念事業として、令和2年、令和3年度に予算計上しておりました冠事業のうち、十津川村訪問団体等活動支援事業を新年度に限り予算復活させていただいております。

この事業は、三者協定傘下の団体が母村十津川村や五條市など、奈良県内を5名以上で先方の団体と情報交換や交流を目的に訪問した際に、旅費の3分の1、一人当たり3万円を上限に助成するものでございます。団体からの強い要望もあり、新型コロナウイルスへの対策が少し緩和されてきたことから、令和5年度に限りの予算として計上させていただきました。

以上、3目地場産業振興費の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 3目地場産業振興費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方は、発言を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、3目地場産業振興費の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） 次に、8款1項1目土木総務費の説明を求めます。建設課主幹。

〔建設課主幹 千石哲也君登壇〕

○建設課主幹（千石哲也君） 議長のご指示をいただきましたので、8款1項1目土木総務費のご説明をいたします。

予算書は、146ページ、147ページでございます。

本年度予算額209万6千円でございます。

減額の要因として、昨年度までの農業集落排水事業特別会計繰出金が、公営企業会計への移行に伴い、都市計画総務費の下水道事業会計負担金に集約されたことによるものでございます。

財源内訳は、その他財源の台帳交付手数料で、昨年度は都市計画総務費に計上していましたが、住宅建設に係る道路台帳図、下水道台帳図などの交付であることから土木管理事

務に充当します。

次に、内容のご説明をいたします。

1 番目の土木管理事務は、道路、河川、災害復旧など土木事業に関する打合せ旅費、積算参考図書、土木工事積算システム使用料などの経費で、昨年度と特に変わりございません。

2 番目の入札事務は、令和 5 年度から新たに設けた事業で、町が発注する建設工事や測量設計業務などの入札参加資格審査業務に係る経費でございます。従来は、この申請受付業務を町直営で受け付け、審査を行っていました。その業務を新たに一般財団法人北海道建設技術センターが行う共同審査業務に参加するための負担金でございます。

内容は、事業者からの入札参加資格申請を建設技術センターにおいて一括で受け付け、内容の形式審査を行い、その結果が町にデータで提供されるという仕組みでございます。本年度に行った令和 5 年度、6 年度分の申請からセンターに委託しておりますが、負担金は令和 5 年度から生じることになります。この申請に係る件数ですが、令和 4 年度実施分では約 600 件の受付件数でございます。

3 番目、4 番目は、本町が行います道路整備事業及び災害復旧事業の促進を図るため加盟しております団体への負担金でございます。

以上、8 款 1 項 1 目土木総務費の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 1 目土木総務費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は、発言を願います。

3 番、進藤久美子君。

○3 番（進藤久美子君） それではお伺いさせていただきます。事業番号 2 番の入札事務ということで、入札審査を他に任せてということで、町でやるのではなくってってという感じで、他のところでやっていただくっていうふうに説明を受けたところでございます。それになりますと、その入札に応募する会社さんについては、地元の会社でない会社もその入札の事務のところ、何て言うんだらう、応募することができるのか、それとも地元の業者さんだけがそのところに応募することができるのか、そういうところの応募方法っていうか、そういうところをちょっとお伺いさせていただきたいんですが。

○議長（笹木正文君） 建設課主幹。

○建設課主幹（千石哲也君） 3 番議員の質問にお答えいたします。

ご存知かもしれませんが、入札には、一般競争入札、指名競争入札、随時の契約がございます。町の入札におきましては、一般競争入札ですと町の受付業務に期間がかかりますので、基本的に指名競争入札で行っております。その指名競争入札を行うにあたって、名簿が必要になります。その名簿を作るにあたって今までは、町独自で受付業務を行って名簿を作っておりました。それを今年度から技術センターの方で一括して受付してもらって、そのデータを町の方にもらうという形になります。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、1 目土木総務費の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） 次に、8款2項1目道路維持費の説明を求めます。
建設課主幹。

〔建設課主幹 千石哲也君登壇〕

○建設課主幹（千石哲也君） それでは、8款2項1目道路維持費のご説明をいたします。
予算書は、146ページから149ページになります。

本年度予算額3億1,020万8千円でございます。

増額要因は、除雪機械更新経費の増額によるものでございます。

財源内訳でございますが、国道支出金の社会資本整備総合交付金は、冬期除排雪事業及び除雪機械購入事業に充当し、地方債の除雪機械整備事業債は、除雪機械購入事業に充当し、充当率は100パーセントでございます。

その他財源の新竜大橋道路管理費負担金及び道路占用料は、道路維持管理事業に充当し、前年度から特に変わりはありません。

一般財源は2億3,819万9千円でございます。

次に、内容のご説明をいたします。

1番目の道路維持管理事業は、町が管理する町道351路線、延長約380キロの維持管理に要する経費で、令和5年度は、文化伝習館前のふるさとふれあい通りの道路照明灯2基のLED化修繕と大和区方面の老朽化した道路警戒標識10か所の修繕を行います。そのほかの経費につきましては、特に変わりございません。

2番目の道路台帳管理事業は、前年度の道路工事などに伴い、道路のデータ更新及び道路台帳図の修正を行う経費でございます。増額となった要因として、道路台帳のデータに一部錯誤が見つかりましたので、道路台帳データと現地を確認し、修正する作業を行います。

3番目の道路維持車両管理事業は、道路維持及び除排雪に使用する建設機械14台とパトロール車1台、計15台の車検整備や修繕等の管理経費で、令和5年度は、車両5台分の夏、冬タイヤの購入、ミニロータリ除雪車の草刈り装置の修繕を行います。そのほかの経費につきましては、前年度から特に変わりはありません。

4番目の除雪センター管理事業は、除雪センターの維持管理経費で、増額要因として、オーバースライダーの保守点検を隔年で行うもので、そのほかの経費につきましては、前年度から特に変わりはありません。

5番目の冬期除排雪事業は、町道等の除排雪作業を実施する経費で、増額要因として、スノーボールの購入本数を今年度の降雪を考慮して300本から400本に増やしたこと、除排雪業務委託料の人件費アップ分を見込んだこと、みどり堆雪場の雑草駆除のための除草剤を散布する経費を見込んだことによるものでございます。また、除排雪業務の効率化が図られるよう、除雪車両管理システムの本格導入を行います。そのほかの経費につきましては、前年度から特に変わりはありません。

6番目の除雪機械購入事業は、平成19年度購入の10トン級の除雪トラックを更新するもので、購入予定の除雪トラックは従来車と同規格の10トン級で、グレーダ装置、ワンウェイサイドウイング付きのもので、従来車と比較して新たにグレーダ装置が付くことから、面整正作業が出来るようになり、より除雪作業の効率が上がるものと考えております。

以上で、8款2項1目道路維持費の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 1目道路維持費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方は、発言を願います。

9番、長名實君。

○9番（長名實君） 6番の除雪機械導入事業の件なんですが、聞くところによると、なんか車両はなかなか納入されないような話が世間では聞こえてくるんですが、これは間に合う予定なんですか。

○議長（笹木正文君） 建設課主幹。

○建設課主幹（千石哲也君） 9番議員さんの質問にお答えいたします。

おっしゃられた通りですね、今、車両等の納入については大変厳しい状況ですけれども、その辺をメーカーの方に確認したところですね、来年度中には何とか納入できるという回答をいただいております。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、1目道路維持費の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） 次に、8款2項2目道路新設改良費の説明を求めます。

建設課主幹。

〔建設課主幹 千石哲也君登壇〕

○建設課主幹（千石哲也君） それでは、8款2項2目道路新設改良費のご説明をいたします。

予算書は、148ページ、149ページでございます。

工事請負費に関しましては、別添資料の64ページ、令和5年度建設工事一覧表及び巻末の箇所図を併せてご覧ください。

本年度予算額1億4,101万6千円でございます。

増額の要因は、道路整備の増によるものでございます。

財源内訳でございます。国道支出金の社会資本整備総合交付金は、踏切視距改良事業に充当し、地方債の道路改良事業債は、道路整備事業及び踏切視距改良事業に充当します。

その他財源のJR札沼線跡地整備等推進基金繰入金は、踏切視距改良工事に充当し、財源内訳の増減につきましては、それぞれ事業量に合わせたものでございます。

一般財源は9,081万6千円でございます。

次に、内容のご説明をいたします。

1番目の道路整備事業は、令和2年度の融雪後に路肩崩壊を起こした垣野沢線の測量調査設計業務を行います。この復旧に際し、令和3年度の当初予算で復旧工事予算を計上していましたが、その年の融雪後に再度確認したところ、大きな増破を確認したことから経過観察期間を設け、復旧工事予算を未執行としました。令和4年度も経過観察を行いました。その後の変状は見られなかったことから、令和5年度に本格復旧に向け測量、地質調査、実施設計業務を行い、令和6年度に工事を行う予定としております。

また、橋本区のさくら団地の建替えに合わせて周辺の4路線の町道整備を行ううち、既存の住宅地に面した橋本1条通りの道路縦断設計に際し、道路高さを下げざるを得ないことから、車庫2棟、車庫兼物置1棟の物件補償のため、新さくら団地周辺の宅地造成に関連した上水道管の布設に係る実施設計業務を西空知広域水道企業団に委託する負担金でございます。

お手元の配布資料64ページをご覧ください。工事の内容についてご説明いたします。

番号4番、5番の菊水団地内道路改築工事その1、その2は、平成30年度の工事着手から、令和3、4年度で工事を休止していたのを令和5年度から再開いたします。その1工事は、中央団地周辺エリアの4路線を、その2工事は、石狩川沿いのエリア4路線を施工します。予算は、2本合わせて8,500万円を見込んでおります。

番号6番の幌加清水沢線災害対策工事は、令和2年度の豪雨で被害を受けた箇所の復旧工事で、盛土で法面を復旧するほか、路面を舗装化、導水縁石、水抜き柵を設け、被災原因である起点からの路面水を排除する予定です。予算は540万円を見込んでおります。

また予算書にお戻りください。

2番目の踏切視距改良事業は、旧JR札沼線の踏切前後の町道を改良する事業に要する経費で、令和5年度は、花月区の3路線の改良工事を行います。

お手元の配布資料64ページをご覧ください。

番号7番になります。南10号線外踏切視距改良工事は、南10号線、延長60メートル、南12号線、延長40メートル、南15号線、延長40メートルの改良舗装工事を行います。予算は、3路線合わせて2,830万円を見込んでおります。

以上で、8款2項2目道路新設改良費の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 2目道路新設改良費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方は、発言を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、2目道路新設改良費の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） 次に、8款2項3目橋りょう新設改良費の説明を求めます。建設課主幹。

〔建設課主幹 千石哲也君登壇〕

○建設課主幹（千石哲也君） 8款2項3目橋りょう新設改良費のご説明をいたします。

予算書は、148ページ、149ページでございます。

本年度予算額3,450万円でございます。

財源内訳でございますが、国道支出金の道路メンテナンス補助金は、橋梁定期点検業務、越智橋補修工事に充当し、地方債の橋りょう長寿命化事業債は、越智橋補修工事に充当し、一般財源は540万4千円でございます。

次に、内容のご説明をいたします。

橋りょう整備事業は、町が管理する橋梁の維持管理に要する経費で、5年に一度行う橋りょう定期点検業務は26橋を行い、西2線の1号線川に架かる越智橋の補修工事を行いま

す。なお、町管理の橋梁数は、昨年まで135橋としておりましたが、かつての国営、道営事業などで整備された排水路との交差部のボックスが含まれておらず13橋増え、現在148橋となります。

お手元の配付資料64ページをご覧ください。

番号8番の越智橋補修工事になります。昭和43年に建設された橋梁で、下部工のひび割れ補修、橋面防水工、伸縮装置取替、防護柵の補修を行います。予算は2,200万円を見込んでおります。

以上で、8款2項3目橋りょう新設改良費の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 3目橋りょう新設改良費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は、発言を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、3目橋りょう新設改良費の質疑を終わります。

ここで、15時15分まで休憩といたします。

（午後3時05分）

○議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後3時15分）

○議長（笹木正文君） 次に、8款3項1目河川総務費の説明を求めます。

建設課主幹。

〔建設課主幹 千石哲也君登壇〕

○建設課主幹（千石哲也君） それでは、8款3項1目河川総務費のご説明をいたします。

予算書は、148ページから151ページでございます。

本年度予算額3,470万4千円でございます。

財源内訳でございますが、国道支出金の道費管理河川樋門・樋管操作業務委託金は、樋門樋管管理事業に充当します。

地方債のうち、河川浚渫事業債は、河川緊急浚渫事業に充当し、事業量に合わせて増額しました。同じく、河川改修事業債は、ヌタップ川護岸改修測量設計業務に充当します。

その他財源のうち、樺戸境川土砂上業務負担金は、河川緊急浚渫事業の浦臼町の負担金、そのほかにつきましては、前年度から特に変わりはありません。

一般財源は826万3千円でございます。

次に、内容のご説明をいたします。

1番目の樋門樋管管理事業は、北海道が管理する樋門樋管の操作業務を34人の樋門管理人に委託する経費です。前年度から特に変わりはありません。

2番目の河川維持管理事業は、町が管理する普通河川の維持管理や排水路整備のほか、町内12河川の草刈りなど河川愛護活動を行っている13団体への助成金などの経

費で、令和5年度は、学園沢川の河岸及び北3線排水路の修繕を行います。また、ヌタップ川の落差工の下流コンクリート護岸が過年の雨で流失したものを復旧するための測量設計業務を行います。設計業務がまとまれば、工事請負費を補正し、冬期の工事で行う予定です。そのほかは、前年度から特に変わりはありません。

3番目の河川緊急浚渫事業は、町管理の普通河川の堆積土砂の除去や雑木伐採など維持管理に地方債が措置される事業で、事業期間は、令和2年度から6年度までの5か年間でございます。

令和5年度は、樺戸境川の国道から西2線間の土砂上げを、学園沢川の国道451号から下流の雑木伐採を行います。

4番目から8番目は、河川整備事業、治水対策事業の促進を図るため、町が加盟し活動しております各団体への負担金及び徳富川ラブリバー推進協議会への負担金並びに基金運用収入の積立金でございます。

以上、8款3項1目河川総務費の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 1目河川総務費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は、発言を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、1目河川総務費の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） 次に、8款4項1目都市計画総務費の説明を求めます。
建設課主幹。

〔建設課主幹 千石哲也君登壇〕

○建設課主幹（千石哲也君） 8款4項1目都市計画総務費のご説明をいたします。

予算書は、150ページ、151ページでございます。

本年度予算額1億3,928万5千円でございます。

財源内訳でございますが、一番下段の開発行為許可審査業務委託金は、さくら団地建替え事業敷地造成の開発行為に関する委託金で、そのほかにつきましては昨年度と変わりございません。

一般財源は1億3,852万5千円でございます。

次に、内容のご説明をいたします。

1番目の建築事務は、建築事務推進のための打合せ旅費、積算図書の購入などの経費で、令和5年度は、営繕工事積算システムを導入する経費を見込みました。そのほかは昨年度と変わりございません。

2番目の都市整備推進事務は、都市計画審議会及び都市計画事務に要する経費で、減額の要因は、都市計画マスタープランの改定作業を終えたこと、それに関連した都市計画審議会開催経費の減でございます。そのほかの経費につきましては、特に変わりはありません。

3番目の安心すまいる助成事業は、住宅リフォーム助成に要する経費で、実績平均額である20万円の実績平均件数100件分を計上しました。

4番目の住宅耐震化促進事業は、住宅耐震化促進事業の経費で、耐震診断助成の上限額

である15万円を1件分、耐震改修工事助成100万円を1件分、解体工事助成の町内事業者30万円を10件分、町外事業者20万円を3件分を計上しました。令和5年2月現在の住宅耐震化率は83.6パーセントとなっております。

5番目の下水道事業会計負担金1億1,385万2千円につきましては、令和5年度から新たに公営企業会計となる下水道事業会計への負担金でございます。詳しくは、下水道事業会計の中でご説明させていただきます。

以上で、8款4項1目都市計画総務費の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 1目都市計画総務費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方は、発言を願います。

4番、鈴木康裕君。

○4番（鈴木康裕君） 4番のところの住宅耐震化促進事業のところなんですけど、ちょっと聞き間違えたかもしれませんが、今83.6パーセントとおっしゃられたような気がするんですが、去年が85.3パーセント、95パーセントに向けてやっているはずなのに下がった原因は何でしょうか。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（千石哲也君） 少々お時間をいただきたいと思います。

○議長（笹木正文君） 保留にするのか、それともを先に行っているのか、どちらにしますか。後ほどということでもいいですか。

○建設課主幹（千石哲也君） はい。

○議長（笹木正文君） それ以外に都市計画総務費で質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） それでは、鈴木議員の回答は後でということになります。

それでは、次に行かしてもらいます。

○議長（笹木正文君） 次に、8款4項2目公園管理費の説明を求めます。

建設課主幹。

〔建設課主幹 千石哲也君登壇〕

○建設課主幹（千石哲也君） 8款4項2目公園管理費のご説明をいたします。

予算書は、152ページ、153ページでございます。

本年度予算額1億5,531万4千円でございます。

財源内訳でございますが、国道支出金の社会資本整備総合交付金は、駅跡地公園整備事業に充当し、同じく、駅跡公園整備協定負担金は、駅跡公園整備のうち、駐車場整備の費用の一部を協定に基づき北海道が負担するものでございます。

地方債のうち、公園長寿命化事業債は、青葉児童公園遊具更新事業に充当し、新十津川駅跡地公園整備事業債は、駅跡地公園整備に充当します。

その他財源につきましては、特に変わりはありません。

一般財源は2,181万4千円でございます。

次に、内容のご説明をいたします。

1 番目の都市公園等管理事業は、都市公園12か所、花月農村公園、その他公園 1 か所の計14公園及び国道275号植樹帯等の維持管理に要する経費で、令和5年度は、石狩徳富河川緑地駐車場の舗装補修、中央公園、みどり公園の枯損木の伐採、菊水公園の支障木の伐採、石狩徳富河川緑地自然観察広場の下草刈りを行います。その他の経費につきましては、前年度から特に変わりはありません。

お手元の資料64ページをご覧ください。工事内容についてご説明いたします。

9 番目の青葉児童公園遊具更新工事は、公園内のブランコ、滑り台、リンク遊具、ベンチ等が設置から22年以上が経過し老朽したことから、公園施設長寿命化計画に基づき更新するものでございます。予算は594万円を見込んでおります。

10 番目のみどり公園外トイレ解体工事は、行政区からの要望があったみどり公園のトイレと、老朽化が著しい菊水公園のトイレを解体撤去いたします。予算は292万3千円を見込んでおります。

予算書にお戻りください。

2 番目の新十津川駅跡地整備事業は、新十津川駅跡地整備に係る経費で、令和5年度は公園整備の完了の年でございます。新十津川駅の開駅記念日が10月10日であることから、祝日の10月9日月曜日に公園開園セレモニーを行う予定としております。また、正式な公園名については、この駅跡地整備計画に関わった方々により決定し、9月議会で都市公園設置管理条例の改正を行う予定でございます。

申し訳ございません、またお手元の資料64ページをご覧ください。

11 番目の新十津川駅跡地整備事業公園整備工事は、公園整備工事の最終年として、園路及び散策路のアスファルト舗装、コンクリート平板舗装、駐車場の増設、照明設備、シェルター、遊具、モニュメントの設置などを予定しております。

工事発注については、遊具や設備の納期に時間を要することから、債務負担行為による入札を行い、3月8日に議決いただいております。予算は、令和4年度の事業費の未執行分225万円と令和4年度補正分の425万円を令和5年度に繰越し、令和5年度当初と合わせて1億3,190万円を見込んでおります。

以上で、8款4項2目公園管理費の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 2目公園管理費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は、発言を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、2目公園管理費の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） それでは、先ほどの1目都市計画総務費の質問に対して、建設課主幹。

〔建設課主幹 千石哲也君登壇〕

○建設課主幹（千石哲也君） それでは、先ほどの4番議員の質問について、担当しております堀下副主幹の方から回答いたします。

○建設課副主幹（堀下琢磨君） 建設課副主幹の堀下でございます。先ほどの4番議員さんからの質問につきまして、お答えさせていただきます。

先ほど質問のありました、説明しました耐震化率、住宅の耐震化率83.6パーセントと昨年度説明していた住宅の耐震化率85.3パーセントで、前年度より下がっているのはなぜかという質問についてですが、昨年度の説明のときの耐震化率85.3パーセントというのがですね、実は、一般の民間の住宅だけではなく、公営住宅も含んだ耐震化率で85.3パーセントとして説明してございました。

それで、今回のやつがですね、公営住宅を抜かした耐震化率で83.6パーセントということで、公営住宅が耐震化率100パーセントとなっておりますので、その分の差が出ておりました。

昨年度の説明の中でありました85.3パーセントと比較しますと、今年度、公営住宅を入れると86.2パーセントという数字になりますので、昨年度と比較しますと0.9パーセント上昇しているという比較になります。説明は以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

それでは、1目都市計画総務費の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） それでは、また戻りまして、次に、8款4項3目鉄道施設対策費の説明を求めます。

建設課主幹。

〔建設課主幹 千石哲也君登壇〕

○建設課主幹（千石哲也君） それでは、8款4項3目鉄道施設対策費のご説明をいたします。

予算書は、152ページ、153ページでございます。

本年度予算額1,705万円でございます。

財源内訳でございますが、その他財源のうち物品売払収入は、バラスト撤去に伴う売却収入でございます。

また、J R 札沼線跡地整備等推進基金繰入金は、事業量に合わせ減額となりました。

次に、内容のご説明をいたします。

1番目のJ R 札沼線施設撤去事業は、J R 札沼線施設撤去に要する経費で、この撤去事業は、令和5年度で終了となります。南10号線から浦臼境の区間のバラストの撤去工事を行います。

申し訳ございません、また配付資料64ページをご覧ください。

12番目の旧J R 札沼線線路施設撤去工事は、町道南10号線踏切を越えたところから浦臼境までの4.1キロ区間のバラスト撤去工事を行います。全体数量約3,000立米のうち、売払用として約2,000立米、残りを町道補修用としてストックします。予算は1,705万円を見込んでおります。

以上で、8款4項3目鉄道施設対策費の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 3目鉄道施設対策費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方は、発言を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、3目鉄道施設対策費の質疑を終わります。

す。

○議長（笹木正文君） 次に、8款5項1目住宅管理費の説明を求めます。
住民課長。

〔住民課長 長島史和君登壇〕

○住民課長（長島史和君） ご指示をいただきましたので、8款5項1目住宅管理費についてご説明いたします。

予算書は、152ページから155ページまでになります。はじめに152ページ、153ページをお開きください。

住宅管理費。

本年度予算額4,158万1千円でございます。

減額の主な要因は、住生活基本計画、長寿命化計画変更業務の終了によるものでございます。

財源内訳の内容につきましては、国道支出金の社会資本整備総合交付金1,008万8千円は、あじさい団地外部改修工事に係るもので、公営住宅維持管理事務に充当しております。

そのほかにつきましては、前年度から特に変わりはありません。

次に、事業の主なものについてご説明申し上げます。

1番、公営住宅維持管理事務4,156万2千円につきましては、公営住宅51棟360戸及び特定公共賃貸住宅1棟6戸、計366戸の維持管理経費で、令和5年度において、2棟8戸の外部改修工事2,411万2千円を行うことにより、あじさい団地の改修が終了いたします。また、破損が進んでいる花月団地2戸分の屋根修繕に246万8千円を計上いたしました。

そのほかの経費につきましては、前年度から特に変わりはありません。

2番、公営住宅共同施設整備基金積立金1万9千円につきましては、公営住宅共同施設整備基金運用利息及び公営住宅敷金利子の積立金でございます。

以上、住宅管理費の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 1目住宅管理費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
質疑のある方は、発言を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、1目住宅管理費の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） 次に、8款5項2目住宅建設費の説明を求めます。
住民課長。

〔住民課長 長島史和君登壇〕

○住民課長（長島史和君） それでは、8款5項2目住宅建設費についてご説明いたします。

予算書は、154ページ、155ページをお開きください。

住宅建設費。

本年度予算額569万4千円でございます。

減額の主な要因は、南側2棟の実施設計を次年度に繰延べたことによるものでございま

す。

財源内訳の内容につきましては、国道支出金の社会資本整備総合交付金134万3千円及び地方債の公営住宅建設事業債390万円は、さくら団地建替え事業に係るものでございます。

次に、事業についてご説明申し上げます。

1番、公営住宅建設事業1,461万9千円につきましては、さくら団地公営住宅建替え事業に要する経費で、令和5年度では開発行為に伴う雨水処理などの先行防災工事に係る経費として244万4千円、さくら団地からほかの団地へ引っ越される方5件分の移転補償費105万円を計上しております。また、さくら団地公営住宅建替えに伴い、N T T柱の移転が必要となったことから、移転補償費220万円も計上いたしたところでございます。

令和5年度以降の予定といたしましては、令和6年度に北側2棟の建築に着手し、年度内に引っ越しすることといたしました。令和7年度も同様に南側2棟の建設工事を行い、年度内に引っ越しすることとしており、併せて旧団地北側3棟を解体いたしますので、その後、保育園の駐車場整備が可能となります。最終年度となります令和8年度において、旧団地南側4棟を解体し、建替え事業が終了となる予定でございます。今後も現入居者の意向に沿った事業運営に努め、事業を進めてまいります。

以上、住建設理費の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 2目住宅建設費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は、発言を願います。

6番、杉本初美君。

○6番（杉本初美君） 155ページの事業番号もちろん1番なんですけれども、今ほど引っ越し費用5件分、105万とおっしゃられましたけども、これ町内外関係なく一律なんですか。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（長島史和君） ただいまの6番議員のご質問にお答えいたします。

引っ越し費用につきましては、定額の距離ということで、町内外に関わらず一律ということで計上させていただいた金額でございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようです。2目住宅建設費の質疑を終わります。

◎散会の宣告

○議長（笹木正文君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日16日は、午前10時から開会いたしますので、よろしくお願いいたします。それでは、本日の本会議はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3 時47分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和5年第1回新十津川町議会定例会

令和5年3月16日（木曜日）

午前10時00分開会

◎議事日程（第5号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案第25号 令和5年度新十津川町一般会計予算

（内容説明、質疑、討論及び採決）

〔9. 1. 1 消防総務費から14. 1. 1 予備費まで〕

〔歳入 1 款町税から20款繰越金まで〕

◎出席議員（10名）

2番	村井利行君	3番	進藤久美子君
4番	鈴井康裕君	5番	小玉博崇君
6番	杉本初美君	7番	西内陽美君
8番	長谷川秀樹君	9番	長名實君
10番	安中経人君	11番	笹木正文君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君
会計管理者	内田充君
総務課長	寺田佳正君
総務課主幹兼	
災害対策事務局長	久保田篤司君
総務課主幹	佐藤武久君
総務課総務グループ長	池田雄介君
総務課企画調整グループ長	新居剛紀君
総務課企画調整グループ主査	矢野文隆君
総務課財務・情報グループ長	政所正人君
総務課財務・情報グループ主査	松尾昭彦君

建設課主幹	千 石 哲 也 君
建設課土木グループ長	森 直 文 君
建設課副主幹	松 原 智 宏 君
教育委員会事務局長	鎌 田 章 宏 君
教育委員会事務局主幹	横 山 芳 徳 君
教育委員会事務局学校教育グループ長	石 井 秀 紀 君
教育委員会事務局社会教育グループ長	加 藤 和 仁 君
住民課長	長 島 史 和 君
住民課町税グループ長	津 辻 政 季 君
住民課副主幹	原 田 貢 子 君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	窪 田 謙 治 君
--------	-----------

◎開議の宣告

○議長（笹木正文君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は10名であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、10番、安中経人君。2番、村井利行君。兩名を指名いたします。

◎議案第25号の内容説明、質疑、討論及び採決（令和5年度予算審議）

○議長（笹木正文君） 日程第2、議案第25号、令和5年度新十津川町一般会計予算を議題といたします。

昨日に引き続き、内容の説明及び質疑を行いますのでよろしく願いいたします。

それでは、9款1項1目消防総務費の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） それでは、議長からご指示をいただきましたので、9款1項1目消防総務費の内容についてご説明を申し上げます。

予算書は、156、157ページをお開き願います。

本年度予算額1億7,557万9千円、前年度予算額1億7,186万6千円、比較で371万3千円の増でございます。

増額の主な要因は、共通経費の負担割合の変更によるもので、財源は、すべて一般財源となります。

事業内容につきましては、消防事務組合に対する負担金で、予算計上の基本的な考え方につきましては、前年度から変わるところはございませんが、令和5年度から組合共通経費の負担率が変更となりますので、従前の10.454パーセントから12.156パーセントに変更しての予算計上となっております。

本町への影響額といたしましては、約340万円となっております。

臨時的な経費といたしましては、救急業務用物品といたしまして、救急車搭載の患者監視モニターが老朽化いたしましたので、これを更新することとして485万2千円、遭難捜索など条件不利地での患者搬送のための軽量、コンパクトなストレッチャーの購入に24万5千円、水槽車のスパイクタイヤが更新時期を迎えましたので、この更新費用として89万3千円などとなっております。

以上、1目消防総務費の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 1目消防総務費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方は、発言を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、1目消防総務費の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） 次に、9款1項2目水防費の説明を求めます。建設課主幹。

〔建設課主幹 千石哲也君登壇〕

○建設課主幹（千石哲也君） おはようございます。議長からご指示をいただきましたので9款1項2目水防費のご説明をいたします。

予算書は、156ページから159ページでございます。

本年度予算額3,275万4千円でございます。

減額の要因としましては、農業用排水設備管理事業のうち、排水機場の機器修繕料の減額によるものでございます。

財源内訳でございますが、特定財源のうち、国道支出金の基幹水利施設管理事業補助金、また、水利施設等保全高度化事業補助金は、下徳富第2排水機場管理事業に充当し、地方債の排水機場整備事業債も下徳富第2排水機場管理事業に充当いたします。

その他財源は、前年度から特に変わりはありません。

一般財源は899万6千円でございます。

次に、内容のご説明をいたします。

1番目の水防活動管理事業は、水防団の活動に要する経費で、新規水防団員加入2名分の装備品購入などの費用に充てます。前年度から特に変わりはありません。

なお、現在の水防団員数は57名となっております。

2番目の融雪出水対策事業は、春先の融雪出水被害を未然に防ぐため、普通河川や排水路の雪割作業を行う経費で、前年度から特に変わりはありません。

3番目の救急排水施設管理事業は、新十津川、袋地沼、下徳富の救急排水施設の維持管理経費で、前年度から特に変わりはありません。

4番目の農業用排水施設管理事業は、志寸島、弥生、下徳富第1の排水機場の維持管理経費で、昨年度に行った排水機場機器修繕の減額以外につきましては、前年度から特に変わりはありません。

5番目の下徳富第2排水機場管理事業は、基幹水利施設管理事業により、浦臼町と共同で維持管理を行なっている下徳富第2排水機場の維持管理経費で、令和5年度は、排水機場の流入口にございます除塵機の分解整備修繕を行います。予算額は2,100万円を見込んでおります。そのほかの経費につきましては、前年度から特に変わりはありません。

以上で、9款1項2目水防費の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 2目水防費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方は、発言を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、2目水防費の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） 次に、9款1項3目災害対策費の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） それでは、議長からご指示をいただきましたので9款1項3目災害対策費の内容について、ご説明を申し上げます。

予算書は、158、59ページとなります。

本年度予算額387万円、前年度予算額505万2千円、比較で118万2千円の減で、防災ガイドマップの更新の終了、総合防災訓練開催経費の減などによるものとなります。

特定財源につきましては、その他財源として、災害時非常用食料品売払収入1万円となっております。

次に、主な経費別の事業概要を申し上げます。

1番、防災無線管理事業160万7千円は、防災無線の維持管理経費で、電気料、設備点検保守委託料、電波使用料などとなっております。

2番、地域防災力強化推進事業40万8千円につきましては、避難所開設キットの作成30万円が主なものとなっております。

避難所開設キットと申しますのは、災害が起きた際に避難所に自主防災組織の役員などが居なくとも、その場に居合わせた人たちで、誰もがスムーズに避難所を立ち上げられるように、避難所開設に当たってしなければならない本部の立ち上げ、避難者の受入、傷病者の対応といった状況ごとにやるべきことをまとめた手順書と、掲示物などの必要となる物品をひとまとめにしておき、緊急時にはそのケースに記された手順に則り対応すれば、避難所の運営が行えるというもので、マニュアルをより実働的にしたものといったイメージとなります。

既製品もございますが非常に高額であることに加えまして、全国どこでも使える標準的な内容となっていることから、モデル自主防災組織における研修を通じまして、本町独自の避難所開設キットの作成を行いたいとするものでございます。

次に5番、災害救助物資備蓄事業145万3千円につきましては、災害時に備え、備蓄食糧や災害対応用の備品の整備を行うもので、北海道の補助制度を活用しながら進める計画としております。

令和5年度は、使い捨てカイロやゼリー飲料の増量を行うとともに、新たに大光量のLEDバルーン照明の整備を進めることといたしました。使用につきましては、大地震の際の2次避難所を想定しておりまして、新型コロナやペットとの避難の関係で、駐車場での避難を希望する方も想定されることから、野外の照明の一助としようとするものでございます。本町の2次避難所は7か所ありますので、3年の計画で進めることとし、令和5年度は2台分、103万9千円を計上したところでございます。

以上、3目災害対策費の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 3目災害対策費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は、発言を願います。

9番、長名實君。

○9番（長名實君） この項目にはないのですが、防災士というか防災訓練を大規模ではなく、毎年やってもらえないかっていう地域の要望がございます。

というのは、大規模の訓練も結構なんですけど、若い防災士というか、携われる人がいればいいんですが、だんだん年にとって、何年か後にはもう全然その人が逆に手助けいただかなければならないような状況になるんで、大規模な訓練でなく小さな訓練で結構だから、毎年やったらどうだろう、やってくれないだろうかっていうご意見もございますので、その辺どうでしょうか。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） ただいまの9番議員の質疑につきましては、災害対策事務局長よりお答えを申し上げます。

○災害対策事務局長（久保田篤司君） 事務局長の久保田です。

今お話のあった大規模でない場合の防災訓練、防災研修という形なんですけども、今回のこの初動キットの作成についても、実際に自主防災会、行政区単位でやろうというふうを考えておまして、今三つというふうになっております。

実際に今回の区長様にもお話させていただいておりますけども、各行政区で研修を一度、必ず一度やっていただきたいということで今お話をしております。やはり、時期の問題もあってやれないところもあるんですけども、今六つ程度やれたりとか、コロナの関係で進めていないんですけども、今も必ず年に一度はやってくださいということをお話しておりますので、また4月のときにもお話をして計画に盛り込んでいただきながら、行政区っていうか、自主防災会とともに実施していきたいというふうを考えておりますので、そういった形で進めたいと思っております。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、3目災害対策費の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） 次に、10款1項1目教育委員会費、2目事務局費の説明を求めます。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 鎌田章宏君登壇〕

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） それでは、議長のご指示をいただきましたので、10款1項1目教育委員会費について説明いたします。

予算書は、160ページ、161ページをお開きください、
教育委員会費。

本年度予算額243万1千円でございます。

財源は、すべて一般財源でございます。

事業の主なものを説明いたします。

1番、教育委員会活動事業243万1千円は、教育委員の活動費用として、4名の委員報

酬、費用弁償及び教育長の旅費、交際費等を計上してございます。

次に、10款1項2目事務局費について説明をいたします。

予算書は、160ページから163ページをお開きください。

事務局費。

本年度予算額3,003万1千円でございます。

増減の主な内容は、令和4年度に計上しておりました高等学校等遠距離通学費助成事業は、令和5年3月31日までの時限となっておりますので、その分が減額となっております。

財源内訳の内容は、その他財源として、3番、育英事業の特定財源として、子ども夢基金繰入金1,932万円、奨学資金貸付金収入575万4千円を充当する予定でございます。

事業の主なものを説明いたします。

3番、育英事業2,509万7千円は、貸付金として、貸付実績を基礎とし、新規10人、継続12人分と、入学金につきましては、令和5年度入学分と令和6年度入学分の貸付を見込み計上してございます。

また、新型コロナウイルスの経済支援対策として、貸付金の増額の特例期間を更に1年間延長する分として、19人分、456万円を計上し、合わせて1,932万円を計上しております。

4番、新十津川農業高等学校教育振興事業400万円は、特色ある農業高校の教育推進及び魅力ある学校づくりへの支援として、遠距離通学生徒への通学費助成や農業クラブなどの各種大会活動、資格取得に対する支援分として計上してございます。

以上、10款1項1目教育委員会費、2目事務局費の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 1目教育委員会費、2目事務局費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は、発言を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、1目教育委員会費、2目事務局費の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） 次に、10款2項小学校費、1目学校管理費、2目教育振興費の説明を求めます。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 鎌田章宏君登壇〕

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） それでは、10款2項1目学校管理費について説明をいたします。

予算書は、162ページから165ページをお開きください。

学校管理費。

本年度予算額6,003万4千円でございます。

減額の主な内容は、令和4年度に計上しておりました小学校空調設備整備が完了したことによるものでございます。

財源内訳の内容は、国庫支出金として、1番、学校運営協議会活動支援事業の特定財源

として、学校教育活動支援事業補助金7万3千円を充当する予定でございます。

ほかは、例年と特に変更ございません。

事業の主なものを説明いたします。

1番、学校運営協議会活動支援事業69万9千円は、委員報酬、費用弁償のほか、長期休業中の学習サポート事業やまびこの開催負担金でございます。

2番、小学校校舎等維持管理事業3,060万円は、小学校の校舎等に係る暖房等の燃料費、光熱水費、修繕料、校務補業務の管理委託料等に要する費用のほか、体育館バスケットゴールの修繕33万円、A重油地下タンクの修繕212万3千円を計上してございます。

4番、小学校保健活動事業184万4千円は、学校保健安全法に基づく学校医、学校歯科医、学校薬剤師の3名の報酬及び費用弁償、児童の健診委託料や保健室用の医薬材料、学校内での事故等に対応する災害共済掛金のほか、知能発達検査キットの購入費用16万1千円を計上しております。

6番、教員住宅維持管理事業2,291万3千円は、教員住宅として管理する11戸分に係る維持管理費用のほか、小学校の教員住宅のうち築年数35年経過の1棟3戸の住宅の解体費用2,207万7千円を計上してございます。

次に、10款2項2目教育振興費についてご説明いたします。

予算書は、164ページから167ページをお開きください。

教育振興費。

本年度予算額3,734万4千円でございます。

財源内訳の内容は、国庫支出金として、3番、小学校修学旅行等保護者負担軽減事業の特定財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当してございましたが、今年度は、一般財源対応となっております。

ほかは、特に変更ございません。

事業の主なものを説明いたします。

1番、小学校教育推進事業2,160万2千円は、確かな学力の育成のため、教科担任講師1人、学習支援サポーター3人を配置するほか、小学6年生を対象に漢字検定の検定料の助成や、赤平市植松電機によるロケット教室、専門講師を招いての体育授業、小学4年生が北海道ボールパーク、エフビレッジ内にオープンします農業学習施設KUBOTA AGRIFRONTの見学を実施します。ICT支援業務としては、GIGAスクール構想に係るネットワーク保守やタブレット端末iPadの保守業務などで99万6千円、オンラインAIドリルを導入する費用74万4千円のほか、新聞記事のデータベース使用料6万4千円を計上してございます。

2番、小学校特別支援教育事業1,010万3千円は、特別支援学級支援員4人を配置する費用760万3千円のほか、医療的ケアの必要な児童に係る訪問看護師等の委託料226万2千円を計上しております。

3番、小学校修学旅行等保護者負担軽減事業21万6千円は、修学旅行等を実施する際のコロナ対策として、バスの台数を増やすことで生じる保護者負担金の増加分を軽減する費用を計上しております。

4番、小学校就学援助事業303万2千円は、経済的理由によって就学困難な児童の保護者に対し、学用品費や校外活動費などの援助に要する費用を計上しております。

6番、教育研究事業142万5千円は、教職員で構成する教育振興会に対する支援と空知教育センター組合に対する負担金を計上しております。

以上、10款2項1目学校管理費、2目教育振興費の内容説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 1目学校管理費、2目教育振興費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は、発言を願います。

9番、長名實君。

○9番（長名實君） 教職員住宅の件についてお伺いいたします。先ほど、住宅は11戸ということだったんですが、あとは町外から通うか、あるいは町内に自分で持っているかなんですが、その辺の割合というか、町内と町外からの先生方の数がもし分かればお願いします。

○議長（笹木正文君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） ただいまの9番議員のご質問にお答えをいたします。

教職員の町内、町外の人数の割合につきましては、正確な数字はちょっと現在把握はしていないんですけれども、約半数ぐらいが町外から通勤されているというようなことになってございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 9番議員よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 同じ事業番号6番、ただいまありました解体される教員住宅についてお伺いさせていただきます。町外から本町に赴任される先生方の中では、町内に住宅の問い合わせとか、そういった要望はなかったのかということと、今回解体されますが、その跡地の利用について、何かお考えがあるのかということをお伺いします。

○議長（笹木正文君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） ただいまの7番議員のご質問にお答えをいたします。

異動される教職員の方で町内に住まいを考えられる方っていうのは当然いらっしゃると思います。その際に、教員住宅の空きがあれば教員住宅をご紹介します。また、空きがなければ、町内の民間住宅を紹介をして、そちらを個人に判断をいただくということで進めてございます。

また、教員住宅解体をした跡地につきましては、教育委員会所管としては、解体をして更地にとということで、それ以外の部分につきましては、現在まだ未定でございます。ちなみに場所につきましては、新十津川小学校の校長、教頭住宅の裏手にありますJR札沼線の終点より北側に農協の倉庫があるかと思うんですけれども、その西側に1棟3戸、1階部分が車庫になった建物でございます。そちらを解体するというものでございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

9番、長名實君。

○9番（長名實君） 教育振興費の事業番号4番の小学校就学援助事業。これ、学校ただで行けるのかなって解釈したんですけど、もう少し詳しく説明してください。

○議長（笹木正文君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） ただいまの9番議員のご質問にお答えいたします。

小学校就学援助事業につきましては、ご説明いたしましたとおり、経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費ですとか、校外活動費ということの支援なんですけれども、今の援助費目につきましては、学用品費、また、入学時の入学児童学用品費、また、入学にあたっての準備費、校外での活動費、修学旅行費、小学校1年生、4年生、中学校1年生を対象とするスキー用具の購入費、また、学校給食費、生徒会PTA会費、卒業アルバム代等が該当になります。こちらの認定につきましては、その世帯の所得状況等を精査した形で認定者を決定するということになってございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

5番、小玉博崇君。

○5番（小玉博崇君） ちょっと戻ってしまうんですが、163ページの教員住宅維持管理事業について、もう一度私の方でご質問させていただきたいと思いますが、今までの質疑の中で、今回解体されるということで、そこはもう教員住宅を新たに建てるということは考えていないということが分かりましたのと、今後、教員の方が町内で暮らしたいという場合に関しては、民間のアパート等をあつ旋するというお話でしたが、今後、教員住宅としての戸数の考え方といいますか、今後もおそらくこれから教員住宅どんどん老朽化になっては解体していくという状況にもなり得るかなと思いますが、例えば、本町の学校の教員は、極力本町に住んでいただくというようなスタンスでいくのか、そういった中で、今後、教員住宅を町内にどの程度維持していくのかっていうところの考え方というのは、どういう方向性なのかをお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（笹木正文君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） ただいまの5番議員のご質問にお答えをいたします。

現在、管理する教員住宅につきましては、小学校3戸、中学校8戸ということで、11戸になります。今回、解体をする部分でございますが、まず、教職員に町内に住んでいただきたいという部分につきましては、個人の居住の自由というのもございますので、教育委員会の方で積極的に住んでくださいということが言えないような状況でございますが、住んでいただけないという方もいらっしゃいますので、そちらは先ほど答弁しましたとおり、町内の住宅をお勧めするというのを継続して行っていきたいと思っております。

また、教員住宅の今後の計画ということでございますけれども、現存の残る教員住宅を計画的に維持管理していき、新たに建設するというものは、現時点では考えていないということを答弁させていただきます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

はい、小玉博崇君。

○5番（小玉博崇君） やはり居住の自由ということで、滝川に住みたいという方は、どうしても滝川に住んじゃうというか、どうしても便利な部分で言えば滝川の方になってしまうのかなと思います。なんとなくこれ、今うちの本町もコミュニティスクールというのを実践していく中で、地域がどんどん学校運営に関わるという中で、やはり町内の学校の教員が町内に住んでいただくことの大切さっていうのは結構あるような気がしますし、また、その教員の方が地域の方と触れ合うことで、より一層コミュニティスクールの推進というのが進めていけるのかなというふうに思いますので、確かに居住の自由というものはありますけれども、極力、教員の方が町内に住んでいただくことが大事なんじゃないかなというふうに私としてはすごく感じますので、その辺、意見として、私の思いとしてお伝えをしたいというふうに思います。

○議長（笹木正文君） いいですね。

それでは、ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、1目学校管理費、2目教育振興費の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） 次に、10款3項中学校費、1目学校管理費、2目教育振興費の説明を求めます。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 鎌田章宏君登壇〕

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） 次に、10款3項1目学校管理費について説明をいたします。

予算書は、166ページから169ページをお開きください。

学校管理費。

本年度予算額7,646万6千円でございます。

減額の主な内容は、令和4年度に計上しておりました中学校体育館トイレ改修工事が完了したことによるものでございます。

財源内訳の内容は、特に変更ございません。

事業の主なものを説明いたします。

1番、中学校校舎等維持管理事業2,793万円は、中学校の校舎等に係る暖房等の燃料費、光熱水費、修繕料、校務補業務の管理委託料等に要する維持管理費のほか、暖房ストーブ機器交換修繕費用253万円、暖房機保守点検費用68万2千円のほか、野球グラウンド側にあります屋外トイレの解体工事費用128万7千円を計上しております。

5番、スクールバス運行管理事業4,324万8千円は、スクールバスの運転業務及びバスの維持管理業務の委託費用を計上しております。本年度は、燃料費の高騰などの要因で委託料が増額となっております。

次に、10款3項2目教育振興費について説明をいたします。

予算書は、168ページから171ページをお開きください。

教育振興費。

本年度予算額3,609万5千円でございます。

財源内訳の内容は、国庫支出金として、5番、中学校修学旅行等保護者負担軽減事業の特定財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当してございましたが、今年度は、一般財源対応となっております。ほかは、特に変更ございません。

事業の主なものを説明いたします。

1番、中学校教育推進事業1,794万円は、学力向上に係る教育充実指導講師1人、学力向上推進講師2人、剣道指導員1人を引き続き配置するほか、体育のバドミントン授業を効率的に行うため、移動式バドミントン支柱の購入12万1千円、ICT支援業務としては、小学校と同様にGIGAスクール構想に係るネットワーク保守やタブレット端末iPadの保守業務などで99万6千円、オンラインAIドリル及び学習支援コンテンツの使用料57万8千円、特設道徳やキャリア教育の講演を開催する負担金、修学旅行につきましては、震災体験学習プログラム費用の助成の継続と、保護者の負担軽減を図るための費用を計上してございます。

3番、外国青年招致事業944万円は、外国語教育の充実及びリスニング能力の向上を図るため、英語指導助手2人分の費用のほか、7月で1人の任期が満了となるため、新たに1人を招致するため、帰国及び招致に係る費用を計上してございます。

4番、課外活動事業436万3千円は、部活動の消耗品、吹奏楽部の楽器修繕費用50万円、活動負担金や中体連の全道大会出場負担金148万7千円を計上しております。

5番、中学校修学旅行等保護者負担軽減事業75万4千円は、修学旅行等を実施する際のコロナ対策として、バスの台数を増やすことで生じる保護者負担金の増加分を軽減する費用を計上しております。

6番、中学校就学援助事業351万8千円は、経済的理由によって就学困難な生徒の保護者に対し、学用品費や校外活動費などの援助に要する費用を計上しております。

以上、10款3項1目学校管理費、2目教育振興費の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 1目学校管理費、2目教育振興費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は、発言を願います。

4番、鈴木康裕君。

○4番（鈴木康裕君） 学校管理費の中の5番、167ページですね、スクールバス運行管理事業についてお伺いしたいと思います。確か1月だったか2月だったか、スクールバス運転手募集という、日曜日に青い広告のエスタニュースですか、あれに1名募集っていうのが出て、今大型二種の運転手の確保も段々厳しくなってきたのかなと、そういうふうな状況が思います。

運転手も外部委託ということで、その委託した会社は地域公共交通だとか、また、本来の業務である我々農業者の肥料運搬だとか、いろんな業務をこなしているという中で、スクールバス運転管理者、給食を運んだりもしてると思うんですが、その会社の人員の都合によって、別の業務をやった。例えば、肥料の運搬をやった人が、スクールバスの運転手もしなきゃなんないとか、そういうようなことはあり得るのか、そこは制限をかけているのか、その辺をちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（笹木正文君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） ただいまの4番議員のご質問にお答えをいたします。

現在、スクールバスの運行業務につきましては委託ということで、現状6人の運転手の体制で行われております。その6人につきましては、地域公共交通、今年度から混乗便、スクールバスを利用した混乗便につきましては、その運転手が対応しているかと思えます。それ以外、今の受託事業者というのはバス運転業務ですとか、運送業務等をやっている事業者かと思えますけれども、その6人の部分の補完として他のところから対応しているということは現状ではない状況でございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

2番、村井利行君。

○2番（村井利行君） 予算書、169ページですね。事業番号1番、中学校教育推進事業とありますけれども、この予算案の概要を見ますとね、薄い冊子ですね、これ見ると、小中学校の漢字の検定の予算ですね、付いてるとうたってますけれども、一方この厚い方の関係書類見ますと、34ページかな、中学校の漢字検定受験料負担金36万3千円と、4年度と比べても、今年5年はゼロとなっておりますけど、ちょっと私の資料の見間違いでしょうか。よそに載ってないですよ。よろしくをお願いします。

○議長（笹木正文君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） ただいまの2番議員のご質問にお答えいたします。

漢字検定につきましては、中学校全学年で実施しておりますので、その分につきましては、令和5年度も予算計上してございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） はい。

○2番（村井利行君） ゼロっていうのは、予算は別枠で何かとるんですか。こっちの方ゼロになっているんですね、5年度。

○議長（笹木正文君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） ただいまの2番議員のご質問にお答えをいたします。

その負担金調書では、ゼロということになっておりますけれども、經常の科目、特色ある教育の負担金というのがございますので、そちらの方に入れさせていただいておりますので、単独で持っていた漢字検定料の助成はゼロということになっております。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、1目学校管理費、2目教育振興費の質疑を終わります。

ここで11時00分まで休憩といたします。

（午前10時49分）

○議長（笹木正文君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

○議長（笹木正文君） 次に、10款4項1目社会教育総務費の説明を求めます。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 鎌田章宏君登壇〕

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） それでは、議長のご指示をいただきましたので10款4項1目社会教育総務費について説明いたします。

予算書は、170ページから173ページをお開きください。

社会教育総務費。

本年度予算額3,307万8千円でございます。

減額の主な内容は、令和4年度に計上しておりました農村環境改善センター改修事業が完了したことによるものでございます。

財源内訳の内容は、国庫支出金として、6番、ふるさと学園大学運営事業のバス借上料の特定財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しておりましたが、本年度は、一般財源対応となっております。

ほかは、特に変更ございません。

事業の主なものを説明いたします。

1番、社会教育委員活動事業28万7千円は、7人の社会教育委員の活動経費で、社会教育委員の会3回の開催に係る報酬、費用弁償に要する経費でございます。

4番、はたちを祝う会開催事業29万6千円は、はたちを祝う会開催に係る消耗品費、食糧費、郵送料、手数料を計上しております。

6番、ふるさと学園大学運営事業168万2千円は、概ね60歳以上の高齢者を対象に、経験、知識等を生かした学習意欲の高揚及び社会参加並びに体力の維持増進に資する魅力あるカリキュラムを全8回、13講座の開催費用のほか、新たに学生の名札作成、学位授与者への名札ケースの贈呈、受講ポイント、修了ポイントの付与に係る費用を計上しております。

7番、ゆめりあ部会運営事業26万8千円は、高齢者の趣味や特技を生かし、生きがいづくり、健康増進、地域文化の向上、世代間交流を図ることができるように部会活動を支援するための費用のほか、地域公共交通利用者に係る負担金19万8千円を計上しております。

8番、シニアいきいきクラブ運営事業8万5千円は、元気で意欲のあるシニア世代を対象に、新たな自分、新たな仲間、新たな生きがいを見出す場として、ヨガ教室と体操教室を開催する費用を計上しております。

9番、農村環境改善センター管理事業1,761万1千円は、農村環境改善センターの維持管理費用でございますが、周辺管理業務、除雪業務に係る委託料のほか、本年度から指定管理者への委託となることから指定管理料1,478万9千円を計上しております。

11番、新十津川アートの森管理事業276万5千円は、アートの森の指定管理料170万2千円のほか、館内入口床部分の不具合個所の修繕及び収蔵庫設置のエアコン交換修繕として41万円を計上しております。

12番、児童・生徒母村交流事業187万7千円は、母村の小中学生や地域の方々との交流を通じ、十津川村の歴史や伝統を学んでもらうため、小学5年生と中学生の合計28人を募

集し、7月下旬に十津川村を訪問する費用を計上しております。

13番、青年母村交流事業40万円は、継続して実施しております母村交流事業で、本年度は十津川村青年研修団の受け入れに係る費用を計上しております。

14番、青少年文化スポーツ元気事業230万円は、子どもたちが心身ともに健康で明るく、文化やスポーツ活動に取り組めるよう、8団体への活動支援とユニフォーム購入助成費用を計上しております。

15番から18番までの事業は、団体への負担金と補助金を計上してございます。

以上、10款4項1目社会教育総務費の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 1目社会教育総務費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は、発言を願います。

7番 西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 事業番号6番、体験学習推進事業についてお伺いいたします。この内容につきましては、通学合宿の実施を予定している年度に比較して、今年度は予算額が低くなっておりますけれども、通学合宿以外の違ったメニューでもって体験学習をするようになったのかという、その減額になっている理由についてお伺いいたします。

○議長（笹木正文君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） ただいまの7番議員のご質問にお答えいたします。

事業番号5番、体験学習推進事業の13万円を計上してございますが、こちらにつきましては、例年実施しております小学6年生を対象にヴィラトップ等で通学体験合宿事業を実施しておりました。この令和2年度からコロナの影響によりまして、2年度、3年度中止、また、本年度11月に予定をしていたんですけれども、小学校のコロナによる閉鎖があったということで中止をしてございます。

この事業につきましては、約4日から5日間の間、ボランティアスタッフ、指導者等を確保しなければならないという部分と、この10年間進めてきた検証も踏まえまして、1回リセットした形で指導者の部分、スタッフの部分、その事業内容等を見直して、令和5年度につきましては、通学体験合宿については白紙にしてございます。

残りの費用につきましては、家庭学習事業が大事という思いもございまして、保護者を対象にした親学に関する事業に係る費用を計上させていただいております。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

9番、長名實君。

○9番（長名實君） 農村環境改善センターのことについてお伺いします。ここは、指定管理者ということになるんですが、これで各種今までやってた駐車場っていうか、広場の使い方っていうか、今年までは雪まつりも使ってたんですが、その辺は今まで通り同じように使えるようになるのか、そしてまた、あの裏は町道が付くということになるんで、その辺の兼ね合いはどうなってるのかお伺いします。

○議長（笹木正文君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） ただいまの9番議員のご質問にお答えをいたしま

す。

まず、改善センター、指定管理ということになります。周辺の草刈り等の維持管理業務につきましては町社会教育グループの方で管理をし、実施していくということになってございます。また、南側の公園の部分につきましては、都市公園扱いということで建設課所管となりますけれども、その利用につきましては、これまでと一切変わることはございません。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。道路大丈夫ですか。

ほかに質疑ございますか。

3番、進藤久美子君。

○3番（進藤久美子君） 事業番号12番の児童・生徒母村交流事業についてお伺いをさせていただきます。この事業については、昨年と同じような予算が立てられていて、昨年の小学校5年生の方については残念ながらコロナということで中止になったと思うんですが、その方たち、去年の小学5年生の対応については、今後どのようなことをお考えになっているか、この中に入れさせてもらえるのか、ちょっとそこら辺を教えてくださいと思います。

○議長（笹木正文君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） ただいまの3番議員のご質問にお答えをいたします。

児童・生徒母村訪問事業につきましては、こちらもコロナの影響で令和2年度から4年度、本年度も実施できていない状況でございました。本年度の募集につきましては、小学5年生と行けていない中学生を全学年対象として実施しております。令和5年度につきましても同じように、小学生については5年生、中学生については全学年を予定してございます。なお、今年度の小学5年生につきましては、令和5年度小学6年生となりますが、そこにつきましては今回対象とせず、これまでのコロナの対応と同じように、中学生になった時点で対象にするということで予定をしてございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、1目社会教育総務費の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） 次に、10款4項2目文化振興費、3目開拓記念館費の説明を求めます。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 鎌田章宏君登壇〕

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） 次に、10款4項2目文化振興費について説明をいたします。

予算書は、172ページから173ページをお開きください。

文化振興費。

本年度予算額619万2千円でございます。

減額の主な内容は、令和4年度に計上しておりました芸術鑑賞事業のうち、新型コロナの影響で後年時に先送りしていましたが鑑賞事業が実施できたことによるものでございます。財源は、すべて一般財源でございます。

事業の主なものを説明いたします。

1番、文化活動推進事業57万1千円は、小学4年生を対象に、アートの森を運営する団体に図画工作など創作体験の指導を委託する費用20万円、町民文化祭、町民音楽祭に係る費用31万円を計上しております。

2番、芸術鑑賞事業500万円は、町民に優れた音楽や文化芸能の鑑賞機会を提供する事業として、音楽協会主催で8月27日、日曜日に加藤登紀子コンサート、文化協会1公演、教育委員会主催で10月9日にエリック・ミヤシロビッグバンドin新十津川などの公演費用として500万円を計上してございます。

3番と4番の団体活動支援事業は、伝統芸能の伝承活動や各文化団体の活動を支援するための負担金及び補助金を計上しております。

次に、10款4項3目開拓記念館費について説明をいたします。

予算書は、172ページから175ページをお開きください。

開拓記念館費。

本年度予算額260万8千円でございます。

財源内訳の内容は、特定財源は、特に変更ございません。

事業の主なものを説明いたします。

1番、開拓記念館管理運営事業260万8千円は、受付業務委託料98万7千円のほか、特別展開催に係る消耗品購入4万9千円、パンフレットの増刷経費13万2千円を計上してございます。

以上、10款4項2目文化振興費、3目開拓記念館費の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 2目文化振興費、3目開拓記念館費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は、発言を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、2目文化振興費、3目開拓記念館費の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） 次に、10款4項4目図書館費の説明を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） 10款4項4目図書館費について説明をいたします。予算書は、174ページから175ページをお開きください。

図書館費。

本年度予算額4,577万8千円でございます。

財源内訳の内容は、特に変更ございません。

事業の主なものを説明いたします。

1番、図書館維持管理事業1,325万3千円は、施設管理に係る光熱水費及び委託料のほ

か、軒天及び事務所ブラインドの修繕費用36万7千円、小型冷蔵庫購入費用6万2千円を計上しております。

2番、図書館運営事業3,174万5千円は、図書館と学校図書室の包括業務委託費用2,698万1千円のほか、蔵書資料購入費等476万4千円を計上してございます。

3番、図書館利用促進事業45万9千円は、図書利用カード、バーコードラベルの購入19万8千円、インクジェットプリンター、LEDブラックライトパネル購入費16万1千円を計上してございます。

4番、絵本ふれあい事業32万1千円は、3、4か月児の乳幼児健診と2歳半児の健診の機会に絵本を贈呈しております絵本ふれあい事業ファースト及びセカンドに関する費用を計上しております。

以上、10款4項4目図書館費の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 4目図書館費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は、発言を願います。

4番、鈴井康裕君。

○4番（鈴井康裕君） 多分、図書館維持管理事業に入るとは思うんですが、コロナのときに使ってた本を殺菌する装置ありましたよね、あれは現在も使い続けているのか、それとも、どういう目途であれを使わなくてよくするのかとか、ずっと使っていくのか、その辺の方針とか決めていきますでしょうか。

○議長（笹木正文君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） ただいまの4番議員のご質問にお答えをいたします。

図書の滅菌器だと思いますけれども、それにつきましては、現在カウンター内に設置をして、返却のあったものについては職員が対応できる冊数を入れて消毒をしている状況でございます。

また、こちらにつきましては、今コロナの状況がいろいろと対策緩和というような動きがございますので、今後どのような使い方をしていくかというのは、図書館と教育委員会の方で協議中でございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） いいですか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 3番です。図書館利用促進事業についてお伺いいたします。すまいるあっぷに出向いて行われている高齢者地域配本サービス事業ですが、青葉、花月に始まりまして、今年は大和の行政区でも始まりまして、令和5年度はそれをさらに拡大していくような計画というのはございますか。

○議長（笹木正文君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） ただいまの7番議員のご質問にお答えをいたします。

令和5年度につきましては、花月区と大和区で実施をする予定でございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

はい、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） それでは、今3行政区ですが、青葉は中止にするということですか。

○議長（笹木正文君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） 7番議員のご質問にお答えをいたします。

令和3年度、4年度青葉区で実施をしてございます。実情として、高齢者すまいるあっぷ利用者の方の利用が少ない状況と、あと図書館に近いというところで、図書館の方に来ていただきたいという思いもございまして、やはり遠方の花月区、大和区で実施する予定としてございます。

なお、青葉区につきましては、すまいるあっぷのボランティアに来ていただいている方が借りているというような状況でございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、4目図書館費の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） 次に、10款5項1目保健体育総務費の説明を求めます。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 鎌田章宏君登壇〕

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） それでは、10款5項1目保健体育総務費について説明をいたします。

予算書は、174ページ、175ページをお開きください。

保健体育総務費。

本年度予算額1,371万5千円でございます。

財源内訳の内容は、地方債としまして、6番、スポーツ大会参加助成事業の特定財源として、過疎地域持続的発展特別事業債を充当しておりましたが、本年度は、一般財源対応となっております。

ほかは、特に変更ございません。

事業の主なものを説明いたします。

2番、社会体育推進活動事業60万7千円は、ピンネシリ登山マラソンの大会負担金を計上しております。

3番、スポーツ体験学習推進事業71万1千円は、スポーツ体験を通じてスポーツ活動のきっかけづくりとするため、文化スポーツ少年団のスポーツ教室や野球教室開催費用を計上してございます。

5番、スポーツ指導者養成事業10万円は、スポーツ指導者の確保や人材育成を図るため、指導者等資格登録料等助成費用を計上してございます。

6番、スポーツ大会参加助成事業300万千円は、例年と同様に予選を経て、全国、全道大会に出場するための費用に対する助成金を計上してございます。

7番、生涯スポーツ推進事業867万1千円は、スポーツ協会のスポーツクラブに対する運営負担金の費用を計上してございます。

8番、スポーツ協会補助金29万円は、スポーツ協会への補助金でスポーツ協会及び協会加盟団体の活動費用の一部を助成する費用を計上してございます。

以上、10款5項1目保健体育総務費の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 1目保健体育総務費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方は、発言をお願いします。

3番、進藤久美子君。

○3番（進藤久美子君） 事業番号3番、スポーツ体験学習推進事業のことについてお伺いさせていただきます。令和5年新十津川町当初予算案の概要によりますと、ボールスポーツのトップアスリートを講師とした「SOMPOボールゲームフェスタ2023 in 新十津川」というのを、今ほどちょっと説明していただいたと思うんですが、もうちょっと詳しく教えていただけませんか。

○議長（笹木正文君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） それでは3番議員のご質問にお答えをいたします。

SOMPOボールゲームフェスタ2023ということで、大きく予算としては計上予定ないんですけども、こちらにつきましては、一般社団法人日本トップリーグ連携機構主催の事業、全国的に開催地を募集している事業に応募をしたところ、令和5年度開催地として決定をしたものでございます。

内容につきましては、未就学児から小学生を対象に、その機構に加盟のリーグに所属する又は所属していたトップアスリートが、ボールを使う運動の楽しさや技術を指導してくれるものとなっております。

こちらにつきましては、現在9月の23日の開催を予定しておりまして、午前中に幼稚園年長から小学校低学年までを対象にした遊び場という事業、午後小学校高学年を対象にキッズチャレンジを開催するという内容でございます。

こちら1日で運動遊び、ボールゲームを体験できるイベント、また、午前中の行事につきましては、親子で参加できるというような内容になってございますので、ぜひ多くの方に参加していただきたいと思っております。

また、講師につきましては、そういったトップリーグに所属のアスリートが来ていただくこととなります。こういった方が来ていただけるっていうのは未定ですけども、その遊び場には2人、キッズチャレンジには8人ということで、多くのトップアスリートの方が来てくれることになっております。

本町教育委員会でもスポーツ体験事業ということで、少年団を中心に事業をやっておりますけれども、その超拡大版ということで来年度実施する予定となっております。すいません、以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

9番、長名實君。

○9番（長名實君） 生涯スポーツ推進事業とスポーツ協会補助金についてお伺いいたします。スポーツ協会補助金、これ先ほどの説明ですと、各団体に対する補助だということなんですか、その団体の数を教えていただきたいのと、それから、この生涯スポーツ推

進事業800万円と金額が大きいんですが、この協会補助金と推進事業との差っていうか、この訳を教えてくださいのと、それともう一つ、学校の部活が先生じゃなく校外の指導者というような話がありますが、その辺の予算はどこから出てくるんでしょうか。

○議長（笹木正文君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） ただいまの9番議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目のスポーツ協会の加盟団体に対します補助金29万円につきましては、加盟団体12団体ございます。尚武会、スキー連盟、ソフトボール協会、ハーフテニス協会、パークゴルフ協会、バスケットボール協会、ミニバレーボール協会、卓球連盟、軟式野球連盟、ラジオ体操会、吹き矢クラブ、一輪車のもう1団体、合わせて12団体、そちらで会員が全体で502人いるとお聞きしてございます。

また、生涯スポーツ推進事業のスポーツクラブへの負担金につきまして、その差額という部分でございますけれども、スポーツ協会への補助金につきましては、あくまでもその加盟団体への補助金のみになります。生涯スポーツ推進事業につきましては、スポーツ協会が実施しているスポーツクラブ事業、それに携わる職員の人件費ですとか、開催するスポーツ教室の運営に係る費用ということで867万1千円でございますけれども、ちなみに令和4年度、これまでの教室の実施につきましては、20の教室、210回実施をしまして、利用者につきましては延べで3,300人ほどが教室に参加しているというような状況でございます。

最後の質問、部活動の地域移行の関係でございますけれども、こちらは学校教育、また社会教育と連携をして今後進めていくことになってございます。令和5年度につきましては、その費用は計上しておりませんが、こういった形で進めるかというのを今後、令和5年度に入りましてから進めていくこととしてございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

2番、村井利行君。

○2番（村井利行君） 同じ事業番号8番なんですけれども、12団体とおっしゃいましたけれども、これすべて町内の方でしょうか、参考までにお聞かせください。

○議長（笹木正文君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） ただいまの2番議員のご質問にお答えをいたします。

12団体のうち、町外の団体も数団体あるとお聞きしてございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

はい、村井利行君。

○2番（村井利行君） 団体じゃなくて、その中に入っている会員さんが町内か町外かということをお聞きしたのですけど。

○議長（笹木正文君） 教育委員会事務局長、再度お願いいたします。

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） すいません。ただいまの2番議員のご質問にお答えをいたします。

会員につきましては、町外の方も入っている団体もございます。それが数名、数団体で、

町外の方は502人のうち、ちょっと正確な数字は把握しておりませんが、いるという
ような状況でございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、1目保健体育総務費の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） 次に、10款5項2目体育施設管理費の説明を求めます。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 鎌田章宏君登壇〕

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） 10款5項2目体育施設管理費について、ご説明を
いたします。

予算書は、176ページから179ページをお開きください。

体育施設管理費。

本年度予算額7,271万8千円でございます。

財源内訳の内容は、その他財源として、2番、ふるさと公園内体育施設管理運営事業の
特定財源として、公共施設整備基金繰入金を充当しておりましたが、一般財源対応となっ
てございます。

ほかは、特に変更ございません。

事業の主なものを説明いたします。

1番、そっち岳スキー場管理運営事業1,535万8千円は、管理運営に要する消耗品費、
光熱水費及び施設管理委託料を計上してございます。

2番、ふるさと公園内体育施設管理運営事業5,736万円は、指定管理委託料5,533万3千
円のほか、ピンネスタジアムのナイター照明のランプ及び安定器の取替修繕費用91万3千
円などを計上してございます。

以上、10款5項2目体育施設管理費の説明を終わります。よろしくご審議くださいます
ようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 2目体育施設管理費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は、発言を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、2目体育施設管理費の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） 次に、10款5項3目学校給食運営費の説明を求めます。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 鎌田章宏君登壇〕

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） それでは、10款5項3目学校給食運営費について
説明をいたします。

予算書は、178ページから181ページをお開きください。

学校給食運営費。

本年度予算額 1 億2,836万 5 千円でございます。

増額の主な内容は、給食センター施設設備の修繕、物価上昇分を見込んだ賄材料費の増額によるものでございます。

財源内訳の内容は、特に変更ございません。

事業の主なものを説明いたします。

1 番、学校給食センター管理運営事業3,370万 6 千円は、給食センター施設の燃料費、電気料、機械設備の整備費及び保守点検委託料等のほか、厨芥機器ブロワ取替修繕117万円、破砕機漏水修繕51万 4 千円、食缶洗浄機修繕56万 2 千円のほか、スチームコンベクションオーブンの更新費用1,002万 5 千円を計上してございます。

2 番、学校給食提供事業9,039万 9 千円は、町内の小学校、中学校、農業高校、幼稚園、雨竜小中学校、合計約1,000人の給食提供に係る消耗品費、光熱水費、賄材料費、手数料などのほか、賄材料費の物価上昇分として464万 8 千円、調理員作業衣購入31万 3 千円、食缶 8 個の更新43万 5 千円、調理、洗浄業務等委託料2,778万 1 千円などを計上してございます。

3 番、学校給食扶助費交付事業426万円は、経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対し、給食費の援助に要する費用を計上してございます。

以上、10款 5 項 3 目学校給食運営費の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（笹木正文君） 3 目学校給食運営費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方は、発言を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、3 目学校給食運営費の質疑を終わります。

午前中に予定した予算審査は終わりましたので、ここで13時まで休憩といたします。

（午前11時42分）

○議長（笹木正文君） 休憩をとり、午前中に引き続き、予算審査を再開いたします。

（午後 1 時00分）

○議長（笹木正文君） それでは、11款 1 項 1 目単独災害復旧費、2 目現年度災害復旧費、2 項 1 目農業用施設現年度災害復旧費、2 目林業施設現年度災害復旧費の説明を求めます。建設課主幹。

〔建設課主幹 千石哲也君登壇〕

○建設課主幹（千石哲也君） 議長のご指示をいただきましたので、11款 1 項公共土木施設災害復旧費のご説明をいたします。

予算書は、182ページ、183ページでございます。

まず、1 目単独災害復旧費でございます。

本年度予算額800万円でございます。

財源内訳は、特定財源のうち地方債は、予算額に合わせ昨年度と比較して200万円増額

の400万円。

一般財源は、予算額に合わせ200万円増額の400万円となります。

事業1番目の公共土木施設単独災害復旧事業は、国庫負担の対象とならない大雨被害に対し迅速に復旧するための修繕料、手数料、工事請負費を計上しております。近年は大雨の回数が増大し、不足となる分は予備費で対応しておりましたが、復旧費の単価アップや発生件数の増加に対応するため、既定予算400万円から倍の800万円に増額いたします。

次に、2目現年度災害復旧費でございます。

本年度予算額400万円でございます。

財源内訳は、すべて一般財源でございます。

事業1番目の公共土木施設現年度災害復旧事業は、異常気象で被災した河川や道路を国庫負担で早期に復旧するための経費で、単独災害復旧事業の説明と同様に、委託料を200万円から倍の400万円に増額いたします。

続いて、11款2項農林水産施設災害復旧費のご説明をいたします。

まず、1目農業用施設現年度災害復旧費でございます。

本年度予算額200万円でございます。

財源内訳は、すべて一般財源でございます。

事業1番目の農業用施設現年度災害復旧事業は、異常気象で被災した町管理の排水路などを早期に復旧するための経費で、単独災害復旧事業の説明と同様に、委託料を100万円から倍の200万円に増額をいたします。

次に、2目林業施設現年度災害復旧費でございます。

本年度予算額200万円でございます。

財源内訳は、すべて一般財源でございます。

事業1番目の林業施設現年度災害復旧事業は、異常気象で被災した町管理の林道などを早期に復旧するための経費で、単独災害復旧事業の説明と同様に、委託料を100万円から倍の200万円に増額をいたしました。

以上で、11款1項公共土木施設災害復旧費及び11款2項農林水産施設災害復旧費の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 11款1項1目単独災害復旧費、2目現年度災害復旧費、2項1目農業用施設現年度災害復旧費、2目林業施設現年度災害復旧費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は、発言を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、11款1項1目単独災害復旧費、2目現年度災害復旧費、11款2項1目農業用施設現年度災害復旧費、2目林業施設現年度災害復旧費の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） 次に、12款1項1目元金、2目利子の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） 議長からご指示をいただきましたので、12款1項1目元金の

内容についてご説明を申し上げます。

予算書は、184、185ページをお開き願います。

本年度予算額 8 億5,551万 8 千円、前年度予算額 8 億5,193万円、比較358万 8 千円の増となります。

財源の内訳は、特定財源として公営住宅の使用料5,722万 2 千円、庁舎建設に係る地方債の償還財源として、庁舎建設基金の繰入金 1 億9,313万 1 千円、一般財源は 6 億516万 5 千円でございます。

地方債償還元金は、すべて通常元金償還分となっております。

続いて、2 目です。利子の内容についてご説明を申し上げます。

本年度予算額2,316万 2 千円、前年度予算額2,216万 4 千円で、比較99万 8 千円の増となります。

財源内訳は、特定財源として公営住宅の使用料384万 7 千円、庁舎建設基金の繰入金123万 4 千円、一般財源で1,808万 1 千円でございます。

事業番号の 2 番といたしまして、一時借入金利子50万円を計上してございます。

続きまして、一般会計の公債費の状況を申し上げますので、恐縮ですが、206ページ、207ページをお開き願います。

地方債の前々年度における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書となります。

地方債は、特定財源としてそれぞれの科目において説明がありましたので、起債見込額のあるものについて、充当率及び交付税の算入率を中心にご説明をさせていただきます。

まず、表の 1 番、公共事業等債3,290万円は、踏切視距改良工事、駅跡公園整備事業、排水機場整備事業への充当でございますが、207ページにあります10番の財源対策債とセットとなる地方債でございます。充当率は、公共事業等債分が50パーセント、財源対策債分が40パーセントで、両方合わせて90パーセント、この財源対策債分の 2 の 1 が交付税の算入という仕組みとなっております。

次に、206ページの 2 番です。公営住宅建設事業債390万円は、新さくら団地建替えに伴う起債で充当率は100パーセントとなっております。交付税の算入はございません。

3 番、災害復旧事業債400万円の計上ですが、これは、災害が発生した場合の仮置きの数値で計上させていただいております。充当率は100パーセントで、交付税算入率は47.5パーセントとなっております。

次に、5 番、一般単独事業債ですが、まず、公共施設等適正管理推進事業債530万円は、公園の長寿命化事業に伴うもので、充当率は90パーセント、交付税の算入率が50パーセントとなっております。

次に、緊急自然災害防止対策事業債3,400万円は、緊急自然災害防止対策事業計画に基づき執り進める災害発生予防及び災害拡大防止に係る事業に充当するもので、充当率は100パーセント、交付税算入率70パーセントとなっております。

次に、緊急浚渫推進事業債1,170万円は、堆積土砂管理計画に基づき執り進める河川の土砂上げ、支障木の伐採事業に対して充当されるもので、充当率は100パーセント、交付税算入率は70パーセントとなっております。

次に、6 番、過疎対策事業債は、起債額 1 億6,520万円で、除雪機械整備、新弥生地区

基盤整備、中空知衛生施設組合のごみ処理施設改修、過疎地域持続的発展特別事業などへの充当を予定してございます。充当率は100パーセントで、交付税算入率は70パーセントとなります。

次に、207ページの8番、臨時財政対策債3,000万円は、普通交付税の代替財源となるもので、充当率は100パーセント、交付税算入率につきましても100パーセントとなっております。

10番、財源対策債2,640万円は、先ほどの1番、公共事業等債の説明のとおりでございます。

一番下段、合計欄でございますが、令和4年度末現在高見込に、令和5年度の起債見込額3億1,340万円を加えまして、年度中の償還額を差し引きますと、令和5年度末の現在高見込額は63億1,212万9千円となりますが、本定例会におきまして、繰上償還について予算補正させていただきましたので、この分を差し引きますと現時点では61億5,732万9千円となる見込でございます。

これらを踏まえまして、本町一般会計地方債に対する交付税の算入割合を概算で計算いたしますと、令和5年度末現在高見込みに対しまして、約59パーセントの交付税算入見込みとなっておりますことを申し添えさせていただきます。

以上、公債費の元金、利子の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 1目元金、2目利子の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方は、発言を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、1目元金、2目利子の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） 次に、13款1項1目職員費、14款1項1目予備費の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） それでは、13款1項1目職員費について内容を申し上げます。予算書は、186、187ページになります。

本年度予算額8億2,358万6千円、前年度予算額8億4,658万8千円、比較2,300万2千円の減でございます。

減額の主な要因は、令和4年度が退職手当組合の清算納付の年度となっていたことにより、これがなくなるというものでございます。清算は、3年に1回行ってございます。

次に、財源内訳でございますが、すべて一般財源となっております。

人件費といたしましては、一部事務組合派遣職員を除く一般職職員100名分と、特別職3名分の給与等を計上してございます。

人件費の内訳につきましては、190ページから199ページの給与費明細書でご説明いたしますので、一度、190ページの方をお開きをいただきたいと思います。

190ページ、1、まず特別職でございますが、長等の欄が理事者3名分の人件費でござ

いまして、合計で4,847万円の計上となっております。

議員、その他特別職等につきましては、それぞれの科目で説明しておりますので、下段の比較欄を説明させていただきます。

下段、全体の人数でございますが、8人の増、合計額では261万9千円の増となっております。

人数の増の主な要因は、統一地方選挙に係る立会人に係るもの、予算額につきましては、令和4年度、議員にお一方の欠員があり、予算計上額が小さかったことなどによるものとなっております。

次に、191ページ、2の一般職でございます。（1）総括は、会計年度任用職員と常勤職員の合計分の記載となっております。

192、193ページにそれぞれの内訳を記載しておりますので、こちらを使ってご説明をさせていただきます。

192ページ、ア、会計年度任用職員以外の職員、いわゆる常勤職員に係るものです。本年度は100人で、前年比3名の増、このうち1名は再任用職員となります。

給料につきましては、対前年比14万2千円の増、職員手当につきましては315万7千円の増で、下段の表がその内訳となっております。

次に、193ページ、イ、会計年度任用職員の状況です。

本年度の任用予定数は89人で、全員が短時間勤務職員となっております。前年比2名の減となっておりますが、地域包括支援センターの会計年度任用職員2名が、業務の委託に伴い受託先の職員として任用されることになったことによるものです。

194、195ページは、増減額の明細を記したのですが、こちらにつきましては、お目通しいただくとしたしまして説明を割愛させていただきます。

次に、196ページをご覧ください。

このページ以降の表につきましては、常勤職員についての状況となっております、会計年度任用職員については含まれておりません。

（3）給料及び職員手当の状況です。

はじめに、アの職員1人当たり給与でございますが、増減につきましては、昇給によるもの、退職職員、新採用職員の給与差によるもの、異動等によってその職種の職員構成が変わったことなどによるものとなります。

次に、イの初任給でございます。

本町は、国の制度と同額となっております。なお、税務職、教育職等も本町では、一般行政職枠での採用となっております。

次に、197ページでございますが、上段の表に、ウ、等級別の職員数とその比率、下段の表には、等級別の職務内容を掲載しております。

到達できる給料は、役職によりまして上限が定められておりまして、すべて職務給ということになっております。

次に、198ページをご覧ください。

エの昇給でございますが、昇給日につきましては毎年1月1日で、標準的には1年に4号給の昇給となります。

職員数（A）99人中この昇給に係る職員数（B）は87人で、55歳以上の職員12人は、基

本的には昇給しない仕組みとなっております。

なお、3号給昇給につきましては、4月採用の新採用職員が、これに該当いたします。

次に、オの期末手当・勤勉手当でございますが、これは、国の制度と同様となっております。

199ページ、カの定年退職及び勸奨退職に係る退職手当ですが、こちらもすべて国の一般職に準じております。勤続年数35年以上の場合に、最大支給率の47.709か月となります。

その他の加算につきましては、早期退職等によりまして45歳以降に退職する場合、年齢によりまして2パーセントから45パーセント給料月額に加算される内容となっております。

以上、給与費の明細についてご説明を申し上げます。

次に、14款1項1目予備費について申し上げます。

予算書は、188、189ページをお開き願います。

本年度予算額、前年度予算額ともに3,000万円で、財源は、すべて一般財源でございます。

予備費は、地方自治法の規定によりまして、予算外の支出又は予算超過の際の支出に充てるために計上しなければならないことになっておりまして、予見し難い緊急を要する事務事業に対応する際に執行することとなっております。

以上、職員費及び予備費の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 13款1項1目職員費、14款1項1目予備費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は、発言を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、13款1項1目職員費、14款1項1目予備費の質疑を終わります。

以上で、令和5年度一般会計予算の歳出の質疑を終ります。

◎一般会計歳入

○議長（笹木正文君） 引き続き、令和5年度一般会計予算歳入の説明と質疑に入ります。それでは、1款町税の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 長島史和君登壇〕

○住民課長（長島史和君） 議長のご指示をいただきましたので、1款町税についてご説明いたします。

予算書は、12ページから15ページまでになります。はじめに12ページ、13ページをお開きください。

1款町税、1項町民税、1目個人。

本年度予算額2億4,701万6千円でございます。

1節、現年課税分は2億4,701万5千円。内訳は、均等割が2,922人分で1,002万2千円、所得割は、令和4年度の課税状況を参考に2億3,699万3千円を見込んで計上しております。

す。なお、所得割の算定基礎となる課税標準額につきまして、農業所得は令和4年産米の取引価格の下落等を勘案し、令和4年度実績の21.73パーセント減で算定し、収納率を98パーセントと見込んでおります。

2節、滞納繰越分は1千円を計上しております。

2目法人。

本年度予算額1,483万3千円でございます。

1節、現年課税分は1,483万2千円で、均等割は、令和4年10月31日現在の法人数120法人から新規設立、清算や事務所閉鎖を加減して113法人で、収納率99パーセントとして973万2千円、法人税割は、令和4年度実績に80パーセントを乗じて算出し、収納率99パーセントとして515万2千円を見込んでおります。

2節、滞納繰越分は1千円を計上しております。

2項固定資産税、1目固定資産税。

本年度予算額2億3,141万8千円でございます。

1節、現年課税分は2億3,131万8千円で、土地及び家屋については、令和4年度の課税標準額をベースに異動分を精査し、償却資産は前年度から2パーセント減額して試算しており、収納率は98パーセントを見込んでおります。

2節、滞納繰越分は10万円を計上しております。

次に、2目国有資産等所在市町村交付金。

本年度予算額29万9千円でございます。

内訳は、北海道が所有する土地、家屋等に対し、固定資産税相当分が交付されるもので、評価の見直しにより4千円減額となっております。

3項軽自動車税、1目環境性能割。

現年課税分のみで、本年度予算額114万円でございます。

自動車の燃費性能等に応じ、購入時に納付する環境性能割は、北海道が市町村に代わり税の賦課徴収を行い、市町村に対して納入されるもので、60台分を見込んでおります。

2目種別割。

本年度予算額2,344万2千円、前年度予算額2,327万円、比較17万2千円の増額でございます。

1節、現年課税分は2,344万1千円で、課税対象は、自家用、営業用に作業用を含め、延べ4,303台、収納率は98パーセントを見込んでおります。

2節、滞納繰越分は1千円を計上しております。

4項町たばこ税、1目町たばこ税。

本年度予算額3,374万2千円、前年度予算額2,941万8千円、比較432万4千円の増額でございます。

たばこの販売本数は、前年度実績の90パーセントと予測し、全体で515万本と見込んで積算しております

予算書、14ページ、15ページに移りまして、5項入湯税、1目入湯税。

本年度予算額367万5千円、前年度予算額357万5千円、比較10万円の増額でございます。

入湯税の対象はグリーンパークしんとつかわで、当分の間は新型コロナウイルスの影響が継続するものと想定されることから、令和3年度の実績を踏まえて、宿泊人数5,900人、

日帰り入浴者数2万7,900人として、前年度比で500人増と見込んで積算しております。

以上、町税の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 1款町税の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は、発言を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、1款町税の質疑を終わります。

○議長（笹木正文君） 次に、2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款法人事業税交付金、7款地方消費税交付金、8款環境性能割交付金、9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、10款地方特例交付金、11款地方交付税、12款交通安全対策特別交付金まで、一括して説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） それでは議長からご指示をいただきましたので、2款地方譲与税から12款交通安全対策特別交付金までの説明を申し上げます。

予算書は、16ページから37ページまでとなります。

一般財源歳入の計上に当たりましては、政府が2月7日に閣議決定いたしました地方財政計画の増減率、それと前年度の実績等を参考として予算計上をしてございます。

各種算定の方式については、前年と大きな変更がありませんので、変更のあった部分などを中心にご説明を申し上げます。

はじめに、2款1項1目地方揮発油譲与税でございしますが、本年度予算額2,700万円、前年度比較400万円の増でございします。

地方揮発油税の一部が市町村へ譲与されるもので、前年度実績を基に計上をしたところでございします。

2項1目自動車重量譲与税でございしますが、本年度予算額7,500万円、前年度比較100万円の減でございします。

自動車重量税の一部が市町村へ譲与されるもので、地方財政計画では、対前年増減率0.6パーセントの減となっております。

3項1目森林環境譲与税でございしますが、本年度予算額1,607万円、前年度比較37万7千円の増でございします。

令和6年度の森林環境税課税に先立って、令和元年度から譲与されているもので、譲与額の段階的な引き上げが行われてきてございします。

次に、18ページをお開き願います。

3款1項1目利子割交付金でございしますが、本年度予算額20万円、前年度比較10万円の減でございします。

道民税利子割分の一部が交付されるもので、前年度の交付実績を勘案して計上を行っております。

次に、20ページをお開き願います。

4款1項1目配当割交付金でございします。

本年度予算額300万円、前年度予算比較250万円の増でございします。

道民税配当割額の一部が交付されるもので、前年度の交付実績に地方財政計画における対前年伸率61.6パーセントを勘案しての計上としてございます。

次に、22ページ。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金でございます。

本年度予算額50万円、前年度比較20万円の減となります。

株式等譲渡割として収納されたものの一部が交付されるもので、地方財政計画における対前年増減率27.4パーセントの減を勘案しての計上としております。

次に、24ページになります。

6款1項1目法人事業税交付金。

本年度予算額700万円、前年度比較300万円の増でございます。

令和元年の地方法人特別税制度の廃止に伴いまして、法人住民税・法人税割の税率が引き下げられることになりましたので、その補てん措置として、北海道の法人事業税額の一部が交付されるもので、前年度の交付実績を勘案しての計上としてございます。

次に、26ページになります。

7款1項1目地方消費税交付金でございます。

本年度予算額1億6,000万円、前年度比較で2,700万円の増となります。

令和元年消費税が10パーセントに引き上げられ、国税であります消費税が7.8パーセント、都道府県税である地方消費税が2.2パーセントとなりました。

市町村に対しましては、都道府県税である地方消費税額の2分の1に相当する額が交付されることとなっており、前年度の交付実績に地方財政計画における対前年増減率11.3パーセントの増を勘案しての計上としております。

次に、28ページになります。

8款1項1目環境性能割交付金。

本年度予算額500万円、前年度比較で200万円の減でございます。

北海道で徴収した環境性能割額の一部が交付されるもので、地方財政計画における対前年増減率30.0パーセントの減を勘案しての計上としております。

次に、30ページになります。

9款1項1目国有提供施設等所在市町村助成交付金。

本年度予算額30万円で、前年度同額でございます。

自衛隊が使用する土地、建物などに対して交付されるもので、本町では、総進の射撃場の土地と建物を対象として交付されてございます。

次に、32ページになります。

10款1項1目地方特例交付金でございます。

本年度予算額700万円、前年度比較で200万円の増で、これは個人住民税・住宅ローン減税の補てん分となります。

次に、34ページ。

11款1項1目地方交付税。

本年度予算額31億8,500万円、前年度比較で2億円の増でございます。

内訳につきましては、普通交付税が31億円、特別交付税が8,500万円となります。

普通交付税の積算につきましては、地方財政計画の増減率を参考として、毎年進めてお

りますが、償還額の7割が、そのまま交付税額に反映する過疎対策事業債の償還額が、ここ数年の建設事業の施工に伴って大きく増加している状況にあることから、この償還額増加に係る交付税算入分について、令和5年度の普通交付税の積算に反映させることとして、2億円の増額で計上したところでございます。

次、関連して、地方交付税で賄うことの出来ない地方財政の収支不足分に対しまして、直接、自治体が地方債の借入れを行うという制度が設けられておりますので、併せて説明をさせていただきます。

80ページ、81ページを恐縮ですが、一度お開き願います。

22款町債の7目臨時財政対策債でございます。

本年度予算額が3,000万円、前年度予算額1億円で7,000万円の減でございます。

先ほど歳出の公債費の説明の際に申し上げたとおり、地方交付税とこの臨時財政対策債は、地方財政収支の不足を埋める一般財源という意味合いにおきまして、同じ性質のものでございます。

令和5年度の地方財政計画において、地方交付税は、対前年増減率1.7パーセントの増として措置されることになっていますが、この臨時財政対策債は、地方の財源不足額が減少したということで、対前年増減率44.1パーセントの減として発行可能額が大きく抑制されておりますので、これを勘案いたしまして7,000万円の減として計上を行ってございます。

それでは、再び36ページにお戻りください。

12款1項1目交通安全対策特別交付金。

本年度予算額80万円で、前年度同額でございます。

交通違反の反則金を原資として交付されるもので、過去の交付実績等も勘案いたしましての計上としてございます。

以上、2款から12款まで歳入の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 歳入の2款から12款までの説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は、発言を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、歳入の2款から12款までの質疑を終わります。

なお、13款から16款及び21款並びに22款の歳入につきましては、関係する歳出の際に説明が終わっておりますので、次は、17款財産収入、18款寄附金、19款繰入金、20款繰越金について一括して説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） それでは、議長からご指示をいただきましたので、17款から20款まで歳入の説明を申し上げます。千円のみ予算計上、いわゆる科目存置と言われるものですが、これについては説明を省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

予算書は、62ページ、63ページ。

17款1項1目財産貸付収入でございます。

本年度予算額1,624万9千円、前年度比較で35万7千円の増でございます。

土地、建物の貸付については、その多くが継続しての貸付となっておりますので、主なものを中心にご説明させていただきます。

1番、土地貸付収入343万6千円は、警察職員住宅の敷地、駐在所敷地、北電の鉄塔や電柱敷地などの貸付料といたしまして110万5千円、その他では、幌加西部農地の貸付3件分、面積が62万4,906平方メートルで81万2千円、旧花月牧場用地、面積14万9,292平方メートルで29万8千円、樺戸セレモニーホールの敷地分、面積が2,518平方メートルで72万6千円などとなっております。

2番、建物貸付収入1,281万3千円の主なものは、町有住宅貸付料839万円、教員住宅貸付料283万9千円、旧青少年交流キャンプ村ロッジ貸付料21万7千円で、それぞれの担当から説明があったとおりとなります。これら以外につきましては、そらち森林組合事務所の貸付料が79万4千円、旧大和診療所貸付料13万2千円、旧吉野診療所の貸付料12万円などとなっております。

次に、1項3目基金運用収入。

本年度予算額839万2千円、前年度比較で8万8千円の増でございます。

基金運用収入としましては、国民健康保険事業基金を除く11の基金の残高に対する運用収入を計上しております。

運用につきましては、現在、預金及び債券での運用を行っておりまして、運用利率は、全体で0.13パーセントを見込んでの計上としてございます。

11の基金でございますが、4年度末の基金残高は約72億5,000万円を見込んでおり、これに、北海道市町村備荒資金組合納付金の年度末残高約14億7,400万円を合わせますと、合計約86億7,900万円という残高となります。

次に、2項1目不動産売払収入。

本年度予算額964万1千円、前年度比較で2,022万円の減となります。

1節の土地売払収入ですが、駅跡造成宅地10区画のうち3区画が残区画というふうになっており、この売払収入といたしまして、令和5年度の予算で843万1千円を計上いたしました。予算編成後この3区画すべての申込みがございまして、4月に売買契約の締結を行う予定となっております。

次に、3節、その他不動産売払収入は、立木の売払収入で、産業振興課の説明のとおりでございます。

次に、2目の物品売払収入は、JR札沼線撤去に伴うバラストの売払いで、建設課から説明のとおりでございます。

3目の生産物売払収入は、産業振興課からの説明のとおりとなります。

次に、64、65ページをお開き願います。

18款1項2目総務費寄附金は、ふるさと応援寄附金で、諸費のふるさと応援寄附金積立金の特定財源として説明させていただいたとおりとなります。

次に、66、67ページになります。

19款1項1目基金繰入金。

本年度予算額 5 億 6,469 万 8 千円、前年度比較で 2 億 9,005 万 6 千円の減でございます。

1 番の財政調整基金の繰入金につきましては、一般財源の不足を補てんするための措置で 2,701 万 1 千円。

2 番の庁舎建設基金繰入金から 8 の水と緑のまちづくり推進基金繰入金につきましては、歳出予算の特定財源として、それぞれ担当課の説明のとおりとなっております。

68 ページ。

20 款繰越金は、科目存置としての予算計上となっております。

以上、17 款から 20 款まで歳入の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 歳入の 17 款から 20 款までの説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は、発言を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、歳入の 17 款から 20 款までの質疑を終わります。

これで歳入の質疑を終わります。

以上で、令和 5 年度新十津川町一般会計予算の質疑を終わります。

◎議案第 25 号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 25 号を採決いたします。

この採決は、起立により行いたいと思います。

原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕（反対者 4 番 鈴井康裕君）

○議長（笹木正文君） 着席ください。

起立多数です。

したがって、議案第 25 号、令和 5 年度新十津川町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（笹木正文君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日 17 日は、午前 10 時から開会いたしますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、本日の本会議はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

（午後 1 時 51 分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和5年第1回新十津川町議会定例会

令和5年3月17日（金曜日）

午前10時00分開会

◎議事日程（第6号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会運営委員長報告
- 第3 議案第26号 令和5年度新十津川町国民健康保険特別会計予算
（内容説明、質疑、討論及び採決）
- 第4 議案第27号 令和5年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算
（内容説明、質疑、討論及び採決）
- 第5 議案第28号 令和5年度新十津川町下水道事業会計予算
（内容説明、質疑、討論及び採決）
- 第6 議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について
（質疑、討論及び採決）
- 第7 議案第30号 新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任の承認について
（内容説明、質疑、討論及び採決）
- 第8 議案第31号 新十津川町温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正
について
（内容説明、質疑、討論及び採決）
- 第9 発議第1号 新十津川町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
（内容説明、質疑、討論及び採決）
- 第10 閉会中委員会所管事務調査申し出について

◎出席議員（10名）

2番	村井利行君	3番	進藤久美子君
4番	鈴井康裕君	5番	小玉博崇君
6番	杉本初美君	7番	西内陽美君
8番	長谷川秀樹君	9番	長名實君
10番	安中経人君	11番	笹木正文君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君

教育長	久保田 純 史 君
代表監査委員	岩 井 良 道 君
監査委員	奥 芝 理 郎 君
総務課長	寺 田 佳 正 君
会計管理者	内 田 充 君
保健福祉課長	坂 下 佳 則 君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	小 松 敬 典 君
建設課主幹	千 石 哲 也 君
教育委員会事務局長	鎌 田 章 宏 君
住民課長	長 島 史 和 君
住民課町税グループ長	津 辻 政 季 君
住民課町税グループ主査	山 田 ひかる 君
住民課戸籍保険グループ長	由 野 格 君
住民課住民活動グループ長	笹 木 裕 一 君
住民課住民活動グループ主任	酒 井 信 裕 君
建設課副主幹	松 原 智 宏 君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	窪 田 謙 治 君
--------	-----------

◎開議の宣告

○議長（笹木正文君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は10名であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、3番、進藤久美子君。4番、鈴井康裕君。両名を指名いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（笹木正文君） 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

報告を求めます。

西内議会運営委員長。

[議会運営委員長 西内陽美君登壇]

○議会運営委員長（西内陽美君） おはようございます。議長のご指示がございましたので、議会運営委員長報告を行います。

令和5年3月16日、午後2時8分から役場3階委員会室におきまして、議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容についてご報告申し上げます。

出席者は記載のとおりでございます。

説明員といたしまして、小林副町長、寺田総務課長にご出席をいただきました。

協議結果でございます。

(1) 令和5年第1回定例会付議案件の追加について。

議案第31号として、新十津川町温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを追加で付議する旨、総務課長から説明を受けたものでございます。

以上申し上げまして、議会運営委員長報告といたします。議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎議案第26号の内容説明、質疑、討論及び採決（令和5年度予算審議）

○議長（笹木正文君） 日程第3、議案第26号、令和5年度新十津川町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

歳入と歳出を一括して、歳出から説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 長島史和君登壇〕

○住民課長（長島史和君） 改めましておはようございます。議長のご指示をいただきましたので、国民健康保険特別会計の予算内容説明に際しまして、まず、本年2月末日現在の国民健康保険加入状況をご報告いたします。

加入世帯は832世帯で前年同期比26世帯の減、被保険者数は1,388人で前年同期比79人の減でございます。加入者の全人口に占める割合は21.8パーセントとなっております。

それでは、はじめに歳出からご説明いたします。

予算書は、222ページから229ページまでになります。はじめに222ページ、223ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目 一般管理費。

本年度予算額707万9千円でございます。

財源は、道支出金の特別調整交付金107万6千円で国保標準システムクラウド運用に係る道の負担分を国保総務事務に充当。

その他財源で国保ヘルスアップ事業助成金397万9千円は、会計年度任用職員の報酬等と同額が広域連合から交付されるもので、国保保健事務に充当し、ほか一般財源202万4千円でございます。

1 番、国保総務事務310万円につきましては、会議出席旅費、参考図書購入等の事務経費45万8千円、事務処理標準システムに係る国保連合会への本町分の負担金264万2千円を計上しております。

2 番、国保保健事務397万9千円につきましては、令和3年度から本特別会計でヘルスアップ事業に係る保健師1人分の報酬等を予算化し、広域連合から同額を助成金として受けることに取扱いを変更し進めているものでございます。なお、予算書、230ページ以降に会計年度任用職員の給与費明細書を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

2 目 広域連合負担金。

本年度予算額2億7,672万3千円でございます。

財源は、すべて一般財源でございます。

1 番、国民健康保険事業広域連合負担金につきましては、空知中部広域連合への分賦金で、医療給付費分が2億737万6千円、後期高齢者支援金分が4,973万2千円、介護納付金分が1,961万5千円となっております。なお、広域連合負担金は、北海道が示す納付金に広域連合が必要とする事務費等を上乘せして算定してございます。

2 項 徴税費。

予算書、224ページ、225ページに移りまして、1 目 賦課徴収費。

本年度予算額51万1千円でございます。

財源は、その他財源で督促手数料1千円と一般財源51万円でございます。

1 番、国保賦課徴収事務につきましては、会議出席旅費、納税通知書に係る印刷製本費や発送郵券代などの事務経費を計上しております。

3 項 1 目 審議会費。

本年度予算額9万1千円。

財源は、すべて一般財源でございます。

1 番、国民健康保険税審議会開催事業につきましては、国民健康保険事業の円滑な運営

と国保税の適正化を図るための審議会を2回開催する経費として、審議委員6人分の報酬及び費用弁償を計上しております。なお、予算書、230ページ以降に審議会委員の給与費明細書を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

2款1項1目基金積立金。

本年度予算額37万9千円。

財源は、すべてその他財源で国保基金運用収入37万9千円でございます。

1番、国民健康保険事業基金積立金につきましては、基金積立金として年度末残高見込2億9,138万9,499円に対する預金利子をそのまま積み立てるものでございます。

予算書、226ページ、227ページに移りまして、3款公債費、1項1目利子。

本年度予算額5万円。

財源は、すべて一般財源でございます。

1番、一時借入金利子につきましては、借入最高額5,000万円を借入れた場合の利率0.6パーセントの借入金利子を計上しております。

4款1項1目一般被保険者保険税還付金。

本年度予算額60万円。すべて、一般財源でございます。

1番、一般被保険者国保税過年度分還付金につきましては、届出漏れによる手続きの遅れにより、遡及して国保を離脱する場合や所得の修正などによる保険税の減額に対する還付金を見込んで計上いたしております。

2目退職被保険者等保険税還付金。

本年度予算額1千円。すべて一般財源で、こちらは科目存置でございます。

2項1目一般会計繰出金。

本年度予算額1千円。すべて一般財源で、こちらは科目存置でございます。

5款1項1目予備費。

本年度予算額20万円。すべて一般財源でございます。

予算書、228ページ、229ページに移りまして、歳出合計。

本年度予算額2億8,563万5千円、前年度予算額2億7,469万円、比較で増額の1,094万5千円でございます。

財源内訳でございますが、国道支出金107万6千円、その他財源435万9千円、一般財源2億8,020万円でございます。

歳出につきましては、以上でございます。

引き続き、歳入についてご説明いたします。

予算書は、214ページから221ページまでになります。はじめに214ページ、215ページをお開きください。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税。

本年度予算額1億5,837万円でございます。

1節、医療給付費分現年課税分1億1,689万6千円。

2節、後期高齢者支援金分現年課税分2,905万8千円。

3節、介護納付金分現年課税分1,193万6千円。

4節、医療給付費分滞納繰越分43万円。

5節、後期高齢者支援金分滞納繰越分4万円。

6 節、介護納付金分滞納繰越分 1 万円でございます。

現年度分のそれぞれの積算につきましては、令和 4 年所得が確定しておりませんので、所得割基礎課税額は、直近 5 年間の平均値を使用し、被保険者の減少率は 3 パーセントを見込み、広域連合分賦金額を考慮した上で、収納率を 99 パーセントに設定して計上してございます。

2 目退職被保険者等国民健康保険税。

本年度予算額 6 千円でございます。

1 節、医療給付費分現年課税分から 5 節、後期高齢者支援金分滞納繰越分、予算書、216 ページ、217 ページに移りまして、6 節、介護納付金分滞納繰越分の本年度予算額は、すべて 1 千円で、科目存置でございます。

2 款 1 項 1 目総務手数料。

本年度予算額 1 千円でございます。

1 節、総務手数料 1 千円は督促手数料分で、こちらは科目存置でございます。

3 款 1 項 1 目衛生費補助金。

本年度予算額 107 万 6 千円で、事務処理標準システム運用に要する経費に対して負担割合に応じて交付される特別調整交付金でございます。

4 款 1 項 1 目一般会計繰入金。

本年度予算額 6,743 万 9 千円でございます。

1 節、保険基盤安定繰入金 4,294 万 9 千円。

2 節、その他一般会計繰入金 2,449 万円でございます。

この繰入金につきましては、一般会計の保健衛生総務費から繰り出されるものを受けるもので、1 節は保険税の 7 割、5 割、2 割軽減世帯の減額補填をする保険基盤安定繰入金で、2 節は財政安定化支援事業分 934 万 6 千円、空知中部広域連合事務費 1,080 万 1 千円、町事務費 167 万 6 千円と出産育児一時金 166 万 7 千円の繰入分でございます。

2 項 1 目国民健康保険事業基金繰入金。

本年度予算額 2,664 万円でございます。

1 節、国民健康保険事業基金繰入金が増額となりましたのは、令和 8 年度までに資産割を廃止するにあたり、基金を投入し被保険者の負担の軽減が図られるようにしたことによります。

予算書、218 ページ、219 ページに移りまして、5 款 1 項 1 目繰越金。

本年度予算額 1 千円で、科目存置でございます。

6 款 1 項 1 目一般被保険者延滞金、2 目退職被保険者等延滞金、3 目過料。

共に本年度予算額 1 千円で、こちらも科目存置でございます。

2 項 1 目基金運用収入。

本年度予算額 37 万 9 千円で、国保事業基金に対する預金利子分でございます。

3 項 1 目滞納処分費。

本年度予算額 2 万円で、滞納処分費の受入科目でございます。

2 目広域連合支出金。

本年度予算額 3,170 万円。

1 節、広域連合支出金 2,772 万 1 千円は、国民健康保険事業基金繰入金で説明いたしま

したとおり、連合からの支出金の見込める額を計上したところであり、2節、国保ヘルスアップ事業助成金につきましても、空知中部広域連合からの助成金をこの科目で受けるためでございます。

予算書、220ページ、221ページに移りまして、歳入合計。

本年度予算額2億8,563万5千円、前年度予算額2億7,469万円、比較で増額の1,094万5千円でございます。

以上、国民健康保険特別会計歳入歳出予算の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 説明が終わりましたので、ただちに質疑に入ります。
質疑のある方は、発言を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより、議案第26号を採決いたします。
この採決は、起立により行います。
原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（笹木正文君） 着席ください。
起立多数であります。

したがって、議案第26号、令和5年度新十津川町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の内容説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第4、議案第27号、令和5年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

歳入と歳出を一括して、歳出から説明を求めます。
住民課長。

〔住民課長 長島史和君登壇〕

○住民課長（長島史和君） ご指示をいただきましたので、後期高齢者医療特別会計についてご説明いたします。

まず、本年2月末日現在の後期高齢者医療保険加入状況についてご報告いたします。

被保険者数は1,472人で前年同期比4人の減少となっております。加入者の全人口に占める割合は23.1パーセントとなっております。

はじめに歳出からご説明いたします。

予算書は、248ページから253ページまでになります。はじめに248ページ、249ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目一般管理費。

本年度予算額64万9千円でございます。財源は、すべて一般財源であります。

1 番、一般管理費につきましては、参考図書購入費や被保険者証発送郵券代などの事務経費を計上しております。

2 項 1 目徴収費。

本年度予算額39万1千円で、財源内訳は、その他財源で督促手数料1千円、一般財源39万円でございます。

1 番、徴収費につきましては、保険料決定通知書や封筒に係る印刷製本費や発送郵券料などの事務経費を計上しております。

予算書、250ページ、251ページに移りまして、2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合負担金。

本年度予算額1億2,913万5千円でございます。財源は、すべて一般財源であります。

1 番、後期高齢者医療広域連合負担金につきましては、被保険者から徴収する保険料分で8,880万9千円、低所得者の保険料軽減分を北海道が4分の3、町が4分の1負担し、補填する基盤安定負担金分で3,554万円、広域連合共通経費分で478万6千円でございます。

3 款 1 項 1 目利子。

本年度予算額2万円。

1 番、一時借入金利子につきましては、令和5年度から計上するもので、借入最高額2,000万円を借入れた場合の利率0.6パーセントの借入金利子でございます。

4 款 1 項 1 目一般会計繰出金。

本年度予算額1千円。こちらは科目存置でございます。

2 項 1 目償還金及び還付加算金。

本年度予算額10万円。

財源は、すべてその他財源の保険料還付金で、過年度分還付金に充てるものでございます。

予算書、252ページ、253ページに移りまして、5 款 1 項 1 目予備費。

本年度予算額10万円。財源は、すべて一般財源でございます。

歳出合計。本年度予算額1億3,039万6千円、前年度予算額1億3,384万8千円、比較で増額の345万2千円でございます。

財源内訳でございますが、その他財源10万1千円、一般財源1億3,029万5千円でございます。

歳出につきましては、以上でございます。

引き続き、歳入についてご説明いたします。

予算書は、244ページから247ページまでになります。はじめに244ページ、245ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料。

本年度予算額8,880万8千円でございます。

1 節、現年度保険料8,880万7千円は、北海道後期高齢者広域連合が推計した本町の平均被保険者数を基に保険料率を適用し、令和4年度の賦課実績などを加味して算出しております。

2節、滞納繰越分1千円でございますが、こちらは科目存置でございます。

2款1項1目総務手数料。

本年度予算額1千円。こちらは科目存置でございます。

3款1項1目一般会計繰入金。

本年度予算額4,148万2千円でございます。

1節、保険基盤安定繰入金3,554万円は、一般会計の保健衛生総務費から繰り出しました軽減世帯の減額補填をする基盤安定繰出金をこの科目で受けるものでございます。

2節、その他一般会計繰入金594万2千円は、同じく一般会計から繰り出しました広域連合共通経費分478万6千円、町の事務費分113万6千円を受けるものでございます。

予算書、246ページ、247ページに移りまして、4款諸収入、1項延滞金及び過料、2項雑入につきましては、科目存置でございます。

3項償還金、1目保険料還付金は、本年度予算額10万円、前年度予算額10万円、比較0円で、広域連合からの保険料還付金の受入科目でございます。

5款1項1目繰越金につきましては、本年度予算額1千円で、こちらも科目存置でございます。

国庫支出金につきましては、令和4年度では、窓口負担割合が見直されたことによる2回目分の被保険者証の郵券料等の補助金を計上しておりましたが、令和5年度ではその事業がありませんので未計上となっております。

歳入合計。本年度予算額1億3,039万6千円、前年度予算額1億3,384万8千円、比較で減額の345万2千円でございます。

以上、後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の説明を終わります。よろしくご審議くださいようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 説明が終わりましたので、ただちに質疑に入ります。

質疑のある方は、発言を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第27号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（笹木正文君） 着席ください。

起立多数であります。

したがって、議案第27号、令和5年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の内容説明、質疑、討論及び採決（令和5年度予算審議）

○議長（笹木正文君） 日程第5、議案第28号、令和5年度新十津川町下水道事業会計予算を議題といたします。

歳入と歳出を一括して、歳出から説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 長島史和君登壇〕

○住民課長（長島史和君） ご指示をいただきましたので、下水道事業会計予算の内容説明に際しまして、まず、公共下水道事業及び農業集落排水事業の水洗化の状況をご説明いたします。

令和4年3月31日現在の公共下水道の区域内人口は4,466人、2,120世帯で下水道に接続している人口は4,301人、2,027世帯でございます。区域内における下水水洗化率は、人口で見ますと96.3パーセントでございます。

続きまして、同じく農業集落排水の区域内人口は、大和と花月を合わせて333人、253世帯で集落排水に接続している人口は、大和と花月を合わせて295人、230世帯でございます。区域内における集落排水水洗化率は人口で見ますと88.6パーセントでございます。

それでは、予算書の3ページをお開き願います。

収益的収入及び支出についてご説明いたします。

はじめに、事業収益でございますが、1款1項1目下水道使用料7,580万1千円は、公共下水道使用料6,722万6千円及び農業集落排水使用料857万5千円で、過去5か年の平均額を見込んでございます。

2項1目他会計補助金7,105万3千円は、一般会計からの負担金でございます。

2目長期前受金戻入8,305万円は、資産の減価償却費に含まれる補助金等相当額を収益化するもので、他会計補助金790万8千円、国庫補助金5,185万8千円、道補助金1,718万5千円、受益者負担及び分担金609万9千円を見込んでございます。

3目雑収益2千円は、下水道使用料延滞金及び農業集落排水使用料延滞金各々1千円を見込んでございます。

次に、支出でございますが、1款1項1目管渠費565万円は、管渠に係る修繕料、手数料及び委託料であり、令和5年度では下水道ストックマネジメント管路調査業務委託料500万円を計上しております。

2目ポンプ場費411万6千円は、みどり中継ポンプ場及び各マンホールポンプの光熱水費、通信運搬費、委託料及び賃借料を計上しております。

3目処理場費968万9千円は、花月、大和地区処理場の光熱水費、手数料、通信運搬費などを計上しております。

4目業務費1,820万4千円は、管理消耗品の備用品費、口座振替などの手数料及び公営企業会計システム保守などの委託料、令和5年度では、大和、花月地区処理場の維持管理適正化計画策定業務委託料に1,200万円を計上しております。

5目総経費25万9千円は、旅費、土地連への負担金、みどり中継ポンプ場及び花月、大和地区処理場の建物火災共済を計上しております。

6目流域下水道管理運営負担金1,457万1千円は、6市5町で構成する石狩川流域下水道組合が維持管理する奈井江浄化センターの維持管理に要する経費の本町負担分でございます。

ます。

7目減価償却費1億6,189万1千円は、有形固定資産減価償却費1億4,237万1千円、無形分で1,951万2千円を計上しております。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費1,301万8千円は、企業債償還利子1,300万1千円及び一時借入金利子1万7,000円を計上してございます。

2目消費税及び地方消費税652万円は、令和5年度分納税予定額でございます。

3項1目その他特別損失571万3千円は、令和4年度分消費税及び地方消費税納税予定額でございます。

予算書の4ページをご覧ください。

資本的収入及び支出についてご説明いたします。

はじめに、資本的収入でございますが、1款1項1目企業債1,650万千円は、流域下水道事業債1,080万円及び花月地区処理場の機械電気設備改築事業に充当する農業集落排水事業債570万円を見込んでございます。

2項1目他会計補助金4,279万9千円は、一般会計からの負担金でございます。

3項1目国庫補助金1,770万円は、社会資本整備総合交付金120万円は下水道ストックマネジメント管路調査業務に充当し、農村整備事業補助金1,650万円は花月地区処理場の機械電気設備改築事業に充当いたします。

4項1目受益者負担金及び分担金35万2千円は、3名の個人と法人1社の負担金額でございます。

次に、支出でございますが、1款1項1目管渠建設改良費1,153万8千円は、主に花月地区処理場の機械電気設備改築事業でございます。

2目流域下水道建設負担金1,191万7千円は、奈井江浄化センターの汚泥循環ポンプ及び消化槽逆洗ポンプなどの改修費用の本町負担分でございます。

2項1目企業債元金償還金1億2,301万7千円は、公共下水道分1億224万7千円及び農業集落排水事業分2,077万円の企業債元金の償還金でございます

予算書の5ページをお開き願います。

令和5年度の予定開始貸借対照表についてご説明いたします。

資産の部でございますが、固定資産合計42億2,412万8千円。

流動資産合計568万3千円。

資産合計42億2,981万1千円を予定しているところでございます。

予算書の6ページをご覧ください。

負債の部でございます。

3、固定負債として、企業債6億735万7千円。

流動負債として(1)企業債、(2)未払金を合計した流動負債1億2,427万2千円。

5、繰延収益(1)長期前受金から(2)収益化累計額を控除した繰延収益合計23億1,695万2千円。

負債合計30億4,858万1千円を予定しているところでございます。

続いて資本の部でございますが、6、資本金合計11億8,123万円。

7、余剰金合計は0円ですので資本合計が11億8,123万円となり、負債資本を合わせて42億2,981万1千円を予定し、資産の部合計額に一致するものでございます。

予算書の7ページ、8ページをお開きください。

令和5年度末の予定貸借対照表でございますので、お目通し願います。

予算書の9ページをご覧ください。

令和5年度予定キャッシュ・フロー計算書につきましては、予算書中の現金収支の伴うものを表記区分に従い計上し、資金収支の維持、予算の適正な運用を行うものであり、令和5年度期末の資金残高は1,283万6千円を予定してございます。

予算書、10ページをご覧ください。

注記表につきましては、財務諸表を作成するにあたり採用した会計処理の基準及び手続を記載しているものでございます。

3、セグメント情報には、公共下水道事業、農業集落排水事業の事業区分ごとに事業の内容、収支と資産、負債の金額を記載しているところでございます。下水道事業全体としての利益である経常損益については0円を予定しております。

なお、昨年度までは下水道事業特別会計にて1名の人件費を計上しておりましたが、令和5年度からは、総務省からの通知に基づき一般会計で人件費を計上していることを申し添え、令和5年度新十津川町下水道事業会計予算の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 説明が終わりましたので、ただちに質疑に入ります。

質疑のある方は、発言を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第28号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（笹木正文君） 着席ください。

起立多数であります。

したがって、議案第28号、令和5年度新十津川町下水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

ここで、11時まで休憩といたします。

(午前10時45分)

○議長（笹木正文君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

(午前11時00分)

○議長（笹木正文君） 日程第6、議案第29号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第29号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号、公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の内容説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第7、議案第30号、新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任の承認についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第30号、新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任の承認について。

新十津川町固定資産評価審査委員会委員の補欠の委員に次の者を選任したいので、承認を求めます。

提案理由でございます。

固定資産評価審査委員会委員に欠員が生じたため、地方税法第423条第4項の規定により、令和5年2月3日に補欠の委員を選任したので、同条第5項の規定により承認を求めます。

内容を申し上げます。

住所、樺戸郡新十津川町字中央68番地11。

氏名、後木満男、62歳。昭和35年8月2日生まれです。

固定資産の価格に関する不服の内容審査にあつては、幅広い識見と中立性が求められております。後木氏は新十津川町職員として多年にわたり務められ、固定資産税制度に対する識見を有しており、公正中立な立場である固定資産評価審査委員として適任でありますので、選任つきましてご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第30号について、提案理由並びに内容の説明を終わ

ります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第30号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号、新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任の承認については、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

◎議案第31号の内容説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第8、議案第31号、新十津川町温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第31号、新十津川町温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について。

新十津川町温水プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。

新十津川町温水プールの利用における障がいと理由とした不合理な制限の見直しを行うため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。新旧対照表も併せてご参照願いたいと思います。

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨に則り、町の例規に不合理に制限を行う規定がないか点検を行ったところ、本町の温水プールの設置及び管理に関する条例に精神の障がいを理由に利用を制限する旨の規定が判明されたため、同条例を改正するものでございます。

なお、附則におきましては、公布の日から施行をするということでございます。

以上、提案理由と内容の説明といたします。議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第31号について、提案理由並びに内容の説明を終わ

ります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

9番、長名實君。

○9番（長名實君） 多少議案から外れるかもしれませんが、このプールについてだけのみですか、それとも、あの施設全体的にこういうことになるんですか。例えば、野球だとかサッカー場、あるいはテニス、いろいろあるんですが、その辺はどうなんですか。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） ただいまの9番議員のご質問にお答えをいたします。

今回の不合理な表現の内容につきましては、町全体の条例規則等を当然に教育委員会所管施設の条例規則等を全て点検した結果、プールのみ残っていたということで、今回改正を上程させていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

それでは、ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第31号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、新十津川町温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の内容説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第9、発議第1号、新十津川町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

7番、西内陽美君。

〔議会運営委員長 西内陽美君登壇〕

○議会運営委員長（西内陽美君） 議長のご指示をいただきましたので、発議第1号についての提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

新十津川町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。

上記の議案を地方自治法第112条の規定により、別紙のとおり提出するものでございます。

提出者と賛成者は、記載のとおりでございます。

次ページをお開きいただきたいと思います。

発議第1号、新十津川町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。

新十津川町議会の個人情報の保護に関する条例を次のように定める。

19ページをお開き願います。

提案理由でございます。

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の施行により、新十津川町個人情報保護条例が廃止となることから、新十津川町議会における個人情報の適正な取扱い等に関し必要な事項を別に定める必要があるため、この条例の制定について議決を求めるものでございます。

続いて、内容を説明いたします。

1ページにお戻りください。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の成立により、従来の個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の三本の法律は、一本の法律に統合され、新たな個人情報保護法となりました。

これにより、民間、国の行政機関、独立行政法人、地方公共団体ごとにバラバラであった個人情報保護制度が一元化されました。

ところが、この法改正によって、各地方公共団体は、個人情報保護法の適用を受けることになったものの、地方公共団体の議会については、国会や裁判所などと同様、その独立性を確保するという考え方から、基本的にこの法律の適用対象から除かれました。

そこで、地方公共団体の議会は、個人情報保護法が施行される令和5年4月に向け、法律の共通ルールに沿った議会の個人情報保護条例を制定することになったところでございます。

本条例は、全国町村議会議長会が示した条例案を基に作成し、全58条の構成となっております。それでは、主な条文を説明いたします。

第1条は、目的について規定しております。

第2条は、個人情報、個人識別符号、保有個人情報、個人情報ファイル、個人関連情報等の用語を定義しています。なお、個人情報とは、生存する個人に関する情報であり、保有個人情報とは、議会事務局の職員が職務上作成し又は取得した情報で、議会事務局が保有する個人情報としています。

第3条は、議会の責務について規定しております。

第4条は、個人情報を保有する場合は、利用目的を特定すること、利用目的以外に個人情報を保有しないことなどを規定しております。

第5条は、本人から個人情報を取得するときは、原則として本人にその利用目的を明示しなければならないことを規定しております。ただし、例外として、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるときなどを規定しております。

第10条は、個人情報の取扱いに従事する職員等は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に利用したりしてはならないことを規定しております。

す。

第12条は、法令に基づく場合を除き、原則として利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用、又は提供してはならないことを規定しております。

第17条は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとする場合に、個人情報取扱事務登録簿を作成しなければならないことを規定しております。

第18条は、議会が保有している個人情報ファイルのうち、一定の内容、規模等を有するものについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表することを規定しております。

第19条から第31条までは、開示についての規定で、議会が保有する自己の個人情報の開示を請求する権利、開示請求の手続、保有個人情報の開示義務、開示請求に対する措置、開示決定等の期限、開示請求に係る費用の負担等について規定しております。

保有個人情報の開示義務の例外として、開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報などを規定しております。

なお、開示決定等の期限については請求があった日から14日以内とする。また、開示請求に係る費用については、手数料として徴収せず、写しの交付による保有個人情報の開示を受ける場合のみ、当該写しの交付に要する費用を実費負担として徴収することとしております。

第32条から第38条までは、議会が保有する自己の個人情報の内容が事実でないと思料する場合に訂正を請求する権利、訂正請求の手続、訂正請求に対する措置、訂正決定等の期限等について規定しております。

第39条から第44条までは、議会が保有する自己の個人情報について、この条例の規定に違反して保有、提供等されていると思料する場合に当該個人情報の利用の停止や消去等を請求する権利、利用停止請求の手続、利用停止請求に対する措置、利用停止決定等の期限等について規定しております。

第45条から第47条までは、開示決定、訂正決定、利用停止決定等又はこれらの決定に係る請求への不作為に係る審査請求の手続等について規定しております。

第48条から第53条までは、未整理の保有個人情報に関する適用除外、開示請求等をしようとする者への情報提供、個人情報の取扱いに関する苦情処理、施行状況の公表等について規定しております。

第54条から第58条までは、職員、委託業務に従事する者及び派遣労働者（これらの者であった者を含む）が、正当な理由なく個人情報ファイルを提供した場合や、これらの者が業務上知り得た個人情報を不正な利益を図る目的で提供又は盗用した場合等の罰則を規定しております。

なお、罰則を伴う条例を作る場合、実際に捜査や起訴を行うこととなる地方検察庁との事前協議が必要とされておりますが、令和5年2月27日、札幌地方検察庁との事前協議を終えているところでございます。

附則です。

この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で、発議第1号、新十津川町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、提案理由並びに内容の説明を終わります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。
○議長（笹木正文君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、発議第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、新十津川町議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

○議長（笹木正文君） 日程第10、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを議題といたします。

本件につきましては、皆さまのお手元にお配りしてございますが、それぞれの常任委員会及び議会運営委員会から、地方自治法第109条第8項及び新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づき申し出が出ておりますので、これを許可したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

○議長（笹木正文君） 以上をもちまして、本定例会に付議された議案は、すべて議了いたしました。

◎町長挨拶

○議長（笹木正文君） ここで、町長から発言を求められておりますので、発言を許します。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） 議長から発言の機会をいただきましたので、ここに深く感謝の意を込めて、お礼のご挨拶をさせていただきたいと思っております。

この度の令和5年第1回町議会定例会は、議員の皆さま方にとりましても、私にとっても、今任期最後の定例会でありました。

去る3月8日に開会され、本日、閉会を迎えたところでありますが、この間、提案いただきました議案につきましては、慎重なるご審議をいただき、すべて原案どおりに可決いただき、誠にありがとうございます。衷心より厚くお礼を申し上げます。

私は、今任期で終わりますので、令和5年度予算こそ、不肖私が、新十津川町長として町民の信託と負託に応え、その重い使命を果たすための最後の仕事と言ってよいと受け止めており、この予算に盛り込まれた諸施策を実施するに当たっては、後任の町長に委ねるものであります。

これまで蓄積された経験、識見に加え、町に対する熱き思いと行動力、町民と職員から信頼され、町民の皆さまが豊かで安心をした生活を過ごせるようにすることと、一層の福祉の増進、魅力あふれるまちづくりに向けるなど、素晴らしき行政手腕を発揮されるものと確信をしておりますので、ご支援とご協力方よろしくお願いを申し上げます。

私事になりますが、思い起こすこと平成27年5月、植田前町長の後を受け、図らずも7代目の新十津川町長の任をいただき、はや8年が経過しようとしており、与えられている任期は4月30日までであります。

従いまして、この席で退任のご挨拶を申し上げることは時期尚早ではありますが、本議場において議員の皆さまにお目にかかる機会は、本日においてほかにないということから、議長のお許しをいただいたところでございます。

地方統一選挙も間近になってまいりましたが、今限りで勇退されます議員の皆さまには、長年にわたり本町の発展のため、各般にわたりご活躍いただき、多大なる功績を残していただきました。そのご労苦に対し、心から感謝を申し上げますとともに、これまでの経験を生かされ、今後の町政推進に引き続きのご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

また、引き続き町議会議員として立起される皆さまには、全員当選され、町民の負託に応え、ご活躍されますことをご期待申し上げます。

さて、令和元年12月中国武漢で突如として発生した新型コロナウイルスによる感染症が長期にわたり続いたことで、経済的影響にとどまらず、コミュニケーションが取りづらくなるなど、いろんな弊害もありましたが、収束の兆しとなり、今月13日からマスクの着用が基本的に不要となりましたし、5月8日からは季節性インフルエンザと同様の5類に格下げとなります。

元通りの生活様式になっていければと思うところでありながら、あまりにも長かったコロナの対応の影響を受け、変わらずそのままの生活様式もあるのかとも思われますが、いずれにいたしましても、コロナ禍から解放された安心をした生活が送れることを、町民一同皆で待ち望んでいるところであります。

さて、私の2期目の4年間を振り返らせていただきますと、第6次総合計画の策定をはじめ、総合戦略に基づいた教育と子育ての支援の充実と実践を基に置き、健全財政を堅持しつつ、ハード面では、役場庁舎建設、改善センターのリニューアル、ふるさと公園の再整備など、ソフト事業では、スマート農業実証プロジェクト、アライグマ駆除対策、お米シロップの特許取得に加え、株式会社クボタやセコマ、五條市との連携協定など、数多くの事業を展開することができました。さらには、JR札沼線廃線後のまちづくりとして弥生地区から始めるほ場整備の道筋もできました。

これらのことは、議会議員の皆さまをはじめ、町民の皆さま方のご理解と、ご支援、ご協力をいただき、かつ、町職員全員の持てる力を結集して、一致協力しての奮闘と努力による結果であると受け止めております。改めて、感謝とお礼を申し上げます。

一方、大きな悲しみは昨日のように思い起こしております。

農業団体での充足の経験から、幅広い識見を持ち合わせ、かつ、農業への熱き情熱を持って町民の声を議会に届けて頂きました井向議員が逝去されましたことは誠に残念至極であり、改めて哀悼の意を表しご冥福を申し上げますとところであります。

本日は、今与えられている任期最後の定例議会ということから、私としても、現在の10名の議員の皆さまとの締めくくりとなる日となります。この議場での、お互い皆さま方とお会いすることは、今後ないという寂しさも感じております。

結びになります。これまで町民の皆さま方のご理解とご協力をいただきましたことに、心から心から感謝を申し上げますとともに、笹木議長をはじめとする議会議員の皆さま、そして、岩井代監、奥芝監査委員、さらには、副町長、教育長、管理職をはじめ職員の皆さまには、任期中大変お世話になりましたことに対し、衷心より感謝を申し上げまして、私のお礼の挨拶とさせていただきます。大変これまで、ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（笹木正文君） それでは、私からも一言ご挨拶を申し上げます。

第1回定例会終了に当たりまして、私の立場で一言お礼を申し上げます。

例年、春を予感させてくれる第1回定例会でございますけれども、先ほど町長のご挨拶にもありましたとおり、今定例会は、我々にとって今期4年間の最後の定例会となりました。

振り返ると過去3度の第1回定例会につきましては、新型コロナウイルス対応のため、令和2年には一般質問や執行方針まで自粛し、令和3年以降についても一部変則的な議会運営が余儀なくされ、残念ながら傍聴者の数も回を重ねるごとに減少していきました。

そのような中、明るい出来事といたしましては、令和3年5月から現在の新庁舎に移転し、待望の新しい議場で傍聴者と共に本会議を迎えることができたのは、大変喜ばしいことだと思っております。

コロナに翻弄され、町民と向き合う機会が激減する中で、議員は皆、議会のあるべき姿を旗印に、議会運営委員会を中心に議員間討議に力点を置き、各常任委員会や予算、決算委員会の前に勉強会を行い、加えて、オンライン研修も取り入れ、議員の資質向上とコロナ禍での町民との対話や意見交換会の模索に取り組んできたことは、コロナ禍での新しい試みでもありました。

そんな中で、町民に議会を身近に感じていただくために、夜間議会を2回、そして、子どもたちの主権者教育として、中学生議会や小学6年生の議会傍聴などを執行者と共に開催することができたのは、大きな成果でありました。

この4年間、11人の議員が共に助け合うという考えをもとに、議会を一つのチームに例えて、チーム議会として進めてまいりましたが、その中でただ一つ残念に思うことは、先ほどの町長のご挨拶にもありましたけれども、昨年1月に同僚議員の井向議員が逝去され、チームの一員が欠けたことでもあります。改めて、ご冥福をお祈りいたしたいと思いま

す。

本定例会では予算審査を含む10日間という長丁場の日程になり、皆さま方においては、本当にご苦労さまでございました。

今回可決した新年度予算は骨格予算ではありますが、新しい年度に向かい、この令和5年度の予算を着実に執行し、コロナ後の町内経済が好転し、人と人との繋がりがより深くなり、町民の生活が平穏で豊かになることを切に願うところであります。

また、5月からは皆さま方の中には来期も現職として継続する方、今期限りでご勇退する方と様々であるとは思いますが、今後ともそれぞれの立場で新十津川町の発展と、町民の幸せを支える大きな力となって活躍していただきたいと願っております。

終わりになりますが、町長はじめ町理事者、各管理職及び職員の皆さま、監査委員のお二人、そして、議員の皆さまに心から深く感謝を申し上げまして、意は尽くしませんが、お礼の挨拶に代えさせていただきたいと思っております。本当にありがとうございました。

◎閉議の宣告

○議長（笹木正文君） それでは、会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（笹木正文君） 令和5年第1回新十津川町議会定例会を閉会いたします。
本当に大変ご苦労さまでした。

(午前11時39分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員